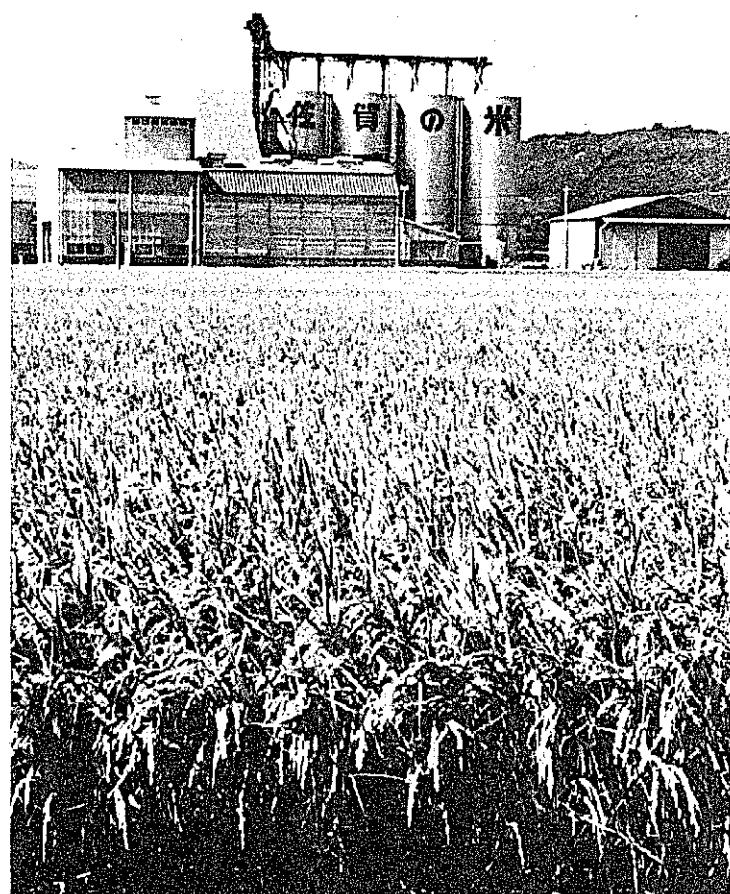


第十二章 農林水産業



近代化がすすむ佐賀農業 カントリーエレベーター

第十二章 農林水産業

白書が「もはや戦後ではない」と宣言したごろまでの、経済自立化の時期で、自立期農政の時代である。

一 農業

（）概説

戦後の三〇年間に本県の農業、農政はかつてない大きな変貌を遂げてきた。

それは敗戦に伴うわが国の政治・経済体制の変革に起因するものであることはいうまでもない。したがって、ここで本県の戦後農政史をとりまとめようとすれば、まず、その基調をなす国の農政施策等の展開過程をたどり、それとの関連において、本県農業のもつ自然的・社会経済的因素にかかる特性が、いかにそしゃくされ、吸収され、県自体の農政として展開されてきたのか、さらにその施策の機能的な反映像として本県農業、農村はいかに変貌してきたのか、このような観点にたって取りまとめるここととした。

終戦から五十年までの三〇年にわたる戦後農政の推移は、おおよそ次ののような時代区分で展開されてきたとみることができよう。

第一期 終戦から二十五年始まごろまで、すなわち朝鮮動乱前までの占領期の農政である。

第二期 二十五年六月朝鮮動乱以降、日本經濟も復興期に入り、經濟

第三期 経済復興に伴い、「農政の曲がり角」論が展開され、農業基本法が誕生するごろまでの戦後農政の第一転換期である。

第四期 農業基本法が制定され、他産業との所得格差が拡大するなかで、それに応する一連の農業近代化対策が大きく展開されてきた、いわゆる基本法農政の時期である。

第五期 経済の高度成長に伴い、農村の都市化、過疎化現象、食糧需要構造の変化などこれらに対応する総合農政の展開を特徴とする時期である。とくに四十六年から実施された米の生産調整は戦後の農地改革に次ぐ大改革といわれ、かつ四十八年のオイル・ショック後の経済の低成長への移行など、今日の農政は大きな転換期にさしかかっている。

以下各期ごとに重要な問題を概説する。

占領期の農政 終戦直後の農政の目標は、農村の民主化と食糧の確保に重点がおられた。二十年十二月九日占領軍総司令部から「農地改革についての覚書」（通称、農民解放指令）が指示され、単に農地制度の改革にとどまらず、創設された自作農の維持発展のための諸施策も含まれており、自主的民主的な農業協同組合の設立、農業改良普及制度の創設が農村民主化農政の三本柱といわれた。

農地改革は、自作農創設特別措置法と農地調整法の中に定められている諸施策を総称するものであって、政府案による第一次農地改革、つづいて二十一年六月対日理事会勅令にもとづく第二次農地改革として推進された。この改革によって全国では約一〇〇万戸の地主から約二〇〇万haの小作地を買収して、三〇〇万戸の耕作農家へ売り渡された。

本県でも買収地主四万八、一五八戸、買収農地一万九、二二八ha、これが六万七、五六六戸の農家に売り渡された。不在地主を一掃し、数多くの自作農が創設されて、伝統的な地主制は崩れ、農村の民主化と生産の拡大基盤をつくりあげたことは、日本農政史上画期的な成果とみなければならない。

民主化のための第二の施策は農業協同組合の誕生である。これは戦時中、地主的支配と全体主義を基調とし、権力的な統制団体化してきた農業会を解体し、眞に耕作農民の自主的協同組織として確立するとともに農地改革によって創出された自作農の転落を防止する目的をもつものであつたといわれる。

農業協同組合法は、二十二年十一月公布されたが、本県においては、同年九月農民諸団体によって県農業復興會議を結成し、農業会の解体と、これに伴う農業協同組合の設立育成について統一方針を決定して、設立に際しては農民に理解と協力をうるため、直接農家にも「農協いろは」を配布し、趣旨徹底を行い、二十三年八月までに農業会を解散し、新しい農業協同組合の誕生を促した。

その結果、原則として県下一市町村・一総合農協として一三三の総合農協が設立され、県段階の六つの連合会（指導連・信用連・販売連・購買連・園芸連・畜産連）も設立をみ、県農業会は解体された。

民主化農政の第三の対策として、二十三年農業改良助長法が発足した。これは戦前からの地主団体的な農家に対する技術指導にかわり、政府の援助のもとに県との共同事業として県農業改良普及員が主体となり、民主的に新しい科学知識を農民に普及し、農業技術の改良のほか農家の生活改善を推進し、農業の生産と生活の向上を期することとしたものである。この制度はアメリカの普及制度をとり入れた改良普及員制度といわれている。

県は二十三年この制度を実施に移し、從来の食糧増産技術員を農業改良普及員に切替え、生活改良普及員を含め、発足当時九九人、県下二十四地区に駐在して活動を開始した。なおこの制度の民主的運営をはかるため、郡程度の地域に農業者の団体等からなる農業改良委員会制度も発足をみると至った。

農村民主化のほかに、この期の農政の重大施策は食糧供給の確保と緊急増産であった。

敗戦とともに食糧需給はさらに窮迫状態が続き、国民は飢餓にひんじていた。ことに二十年の産米は作柄の不良に加え、収穫期の風水害等により全国的に史上空前の大凶作で、平年作の六割程度に過ぎず、食糧危機に拍車をかけた。したがつて食糧確保の措置も一段と強力なものとなり、二十一年二月緊急勅令「食糧緊急措置令」が公布され、供米に對する強権發動まで行われた。さらに二十三年七月食糧確保臨時措置法が制定され、これにもとづき県・市町村に農業調整委員会が設置され、作付面積の割当てと供出数量の事前割当てが行われた。

当時食糧の確保は県政の最重点施策で、知事自から供出督励に出向き、割当目標完遂に努めた。この時期に杵島郡武内村（武雄市）の二十

二、二十三年と二か年連続供米日本一の輝かしい記録もあるが、反面他

町村では強権發動なども行われた。幸い本県の場合は、このような食糧危機の中にも消費者への遅配・欠配だけはまぬがれた。

一方、食糧危機突破のための増産対策として、二十年十一月緊急開拓事業要綱が制定され、一五五万町歩の開拓五か年計画を樹立し、当時の社会的混乱、すなわち敗戦による海外からの引揚等による失業者の救済など一石二鳥のねらいをもって開拓入植が実施された。

本県の場合は、特異な干拓地等もあり、かつ未墾地も比較的多かったため、緊急開拓事業着手以来、二十六年度末までに入植者の累計は二、四五戸で、うち一、六九一戸の入植者の定着をみた。

以上述べてきた民主化農政と食糧確保のほか、この期の重要施策として農業災害補償法と土地改良法が制定された。

農業災害補償法は農業のもつ自然災害とわが国の農家経営の零細性をカバーする固有の所得政策として確立された。

農業災害補償制度は、農家が共済掛金を出しあって共同準備財産を造成しておき、災害があったとき、共同準備財産をもって被害農家に共済金の支払いをするという、農家の自主的な相互扶助を基本とした制度である。

農業共済事業は現在、農作物（水稻・麦）、蚕繭、家畜（牛・馬・種豚・肉豚）、果樹（うんしゅうみかん）、建物、園芸施設、損害防止の七種類があり、事業の内容はその多くが法令等で統制されている。

土地改良法は從来の耕地整理法、水利組合法にかわって制定されたもので、農地制度の改革とともに農地行政は土地基盤すなわち耕地の質的条件を積極的に整備し、天然災害から守り生産量の増大と生産性の向上

をはかることを目的とした。

本県の場合、北山ダムが国営嘉瀬川農業水利事業として、二十六年四月土地改良法による事業として指定をうけた。

なお、戦後經濟確立のため、本県では、二十二年八月、県産業振興対策審議会規定を公布し、「本県産業の振興をはかるため採るべき方策」についての諮問に対し、農業関係では農産、畜産小委員の二三項目にわたる第一回答申、つづいての第二回目の本県農村工業の具体策、三回目の県輸出産業の具体策、四回目の県下農村不況対策の諮問、これに対する答申が行われた。これらによって戦後混亂期にもかかわらず、将来発展をめざす県農政の方向が模索されていた。

自立復興 占領期の農政時代につづいて、二十七年の平和条約の発効期を迎える、國としても經濟自立三か年計画は続いたが、二十五年ばつ発した朝鮮動乱はわが國經濟に軍需景氣をよび起し、これが契機となり自立復興

の農地開発十か年計画、二十七年の食糧増産五か年計画が打ち出された。この時期には、戦後のきびしい食糧危機から脱して農業生産力も回復に向い生産資材の統制も徐々に緩和され、二十四年頃から二十六年にかけて野菜・農薬・肥料の順に配給統制や公定価格の制度が撤廃されてきた。主要食糧についても、いも類・雑穀の流通が自由となり、麥も二十七年七月から間接統制に移行し、農産物の中で全面的統制は米のみとなつたが、三十年産米からは供出割当制度から予約売渡し制度となつた。

しかしながら、食糧全般としては不足の状態で、輸入に依存し、当時、輸入食糧はわが國輸入総額の中で二五・三〇%にもおよんでおり、かつ価格差補給金がつけられ財政を圧迫していた。従つて自立經濟の基

盤を確立するためには、食糧輸入を抑制し、国内自給度を向上させる積極的食糧増産政策が農政の大きな目標となつた。

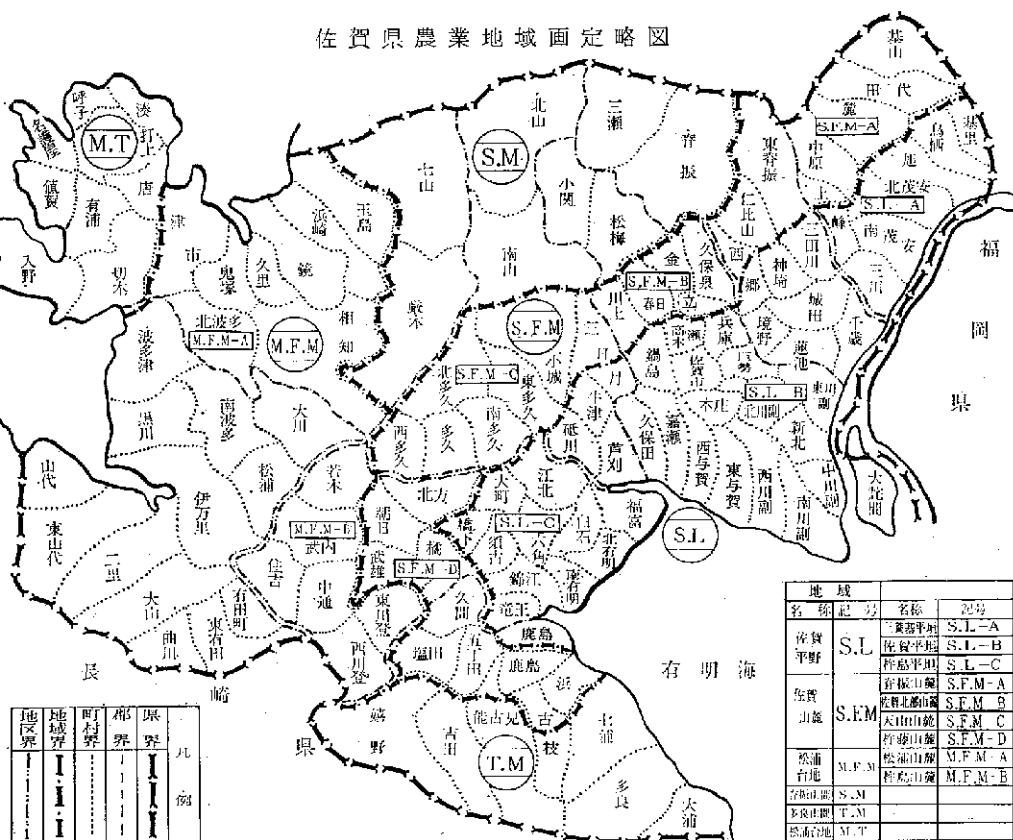
このような諸情勢から農業に対する財政投融資も食糧増産という名目で拡大されてきた。すなわち土地改良事業、國土資源の利用開発に関する特殊立法をはじめ、災害対策関係諸法、生産奨励施策、価格安定制度、資金融通対策など諸政策が整備された時期である。その主なものをあげれば、生産対策的なものとして、二十五年植物防護法、二十五年家畜改良増殖法、二十六年家畜伝染病予防法、二十八年有畜農家創設特別措置法、二十八年農業機械化促進法、二十九年酪農振興法がある。

災害対策として二十五年は農林水産業施設の災害復旧に対する国庫補助の制度化があり、被害農林漁家等については災害のつど、資金融通の特別措置がとられてきたが、さらにその恒久的な制度として三十年天災融資法が制定されるに至った。なお、組合金融等では、二十六年、融資困難な長期低利を必要とする土地改良、造林等に対しては財政資金による農林漁業資金融通法が制定され、二十七年には農林漁業金融公庫法に改正され、自作農維持創設資金融通法も三十年に制定された。

前期に行われた農地改革制度を維持するため、二十七年農地法が制定され、この農地行政と農業振興を担当する農業委員会法も二十六年成立した。この農業委員会法は、これまでの農地委員会・食糧供出割当の農業調整委員会・農業改良委員会の三組織を一本化して、県下各市町村に農業委員会が誕生し、県段階の県農業会議も二十九年に設置された。

二十六年四月には農林漁業協同組合再建整備法が公布された。これは二十四年ドッジ・ラインによる経済引き締め策が、当時急速に加速したインフレに急ブレーキをかける結果となり、デフレ政策への転換、統制

経済から自由経済への推進は農村に不況をもたらした。このため統制經濟的環境のもとに発足した農協は全国的に經營不振におちいったので、



二十六年から五か年で再建整備を行うことになつたが、本県の場合も三五総合農協と、県連合会では経済連と開拓連が適用をうけ、再建整備が進められた。なお、引続きその達成を早めるため二十八年連合会の整備促進法、三十一年農協の整備特別措置法が施行され、農協の再建がはかられた。

この時期の県農政の特記すべき事項として、二十七年に策定された「県農業総合計画大綱」と「県農業地域区分の設定」がある。この計画は、本県農林業の特性に立脚し、総合的な施策をおり込んだ計画であり、県独自の総合計画としては初めての試みで、その意義は大きかつた。

また、農業地域区分については、従来まで稲作を中心とした地域区分は行っていたが、この区分は総合的な観点に立って県下を六地域・九地区に区分し、それぞれの地域の特性を明らかにし、地域農業の指導目標として永く活用された。

この期の食糧増産の諸対策とともに農業技術は、品種の改良をはじめ、秋落水田の解消、栽培法、施肥法など新たな発展をみせるとともに、病害虫発生予察事業の整備、新農薬の導入による病害虫防除技術、除草剤の開発、動力耕耘機の普及など、戦前をはるかにしのぐ農業技術の進歩が大きく寄与し、食糧増産計画に一応の成果を収めた。

戦後農政 農村の民主化と食糧の増産確保を大目標としてきた戦後第一転換期 一〇年の農政は一応効を奏し、かつ三十年は天候にも恵まれ、稻作は史上最高の豊作となり、食糧の安定供給の見通しも生まれてきた。従って過去一〇年の国家目的をつらぬいてきた食糧増産対策にも反省と検討の気運も高まつてき、一方、経済全体としても高度成長へ

のきざしが現われはじめ、社会、経済情勢も大きく変化しはじめてきた。三十一年度の経済白書も「もはや戦後ではない」と宣言したように、日本経済は回復期から成長期に移行しており、半面、農業と非農業との間には生産性と所得の格差が顕在化してきていた。

農林省も三十二年最初の農林白書を公表し、「農政の曲がり角論」を展開した。すなわち農家所得の低さ、食糧供給力の低さ、国際競争力の弱さ、兼業化の進行、農業就業構造の劣弱化の五つを赤信号として指摘した。

以上のような諸情勢を背景として、農政自体としても農村民主化と食糧確保の政策から一步前進し、農業者の民主的・自主的創意を基調とした農業生産の拡大と生産性の向上によって、農家経済の拡大安定をはかることを第一義的なねらいとする農政の質的変換がせまられてきていたと見るべきであろう。換言すれば、国民経済の成長発展過程の中に、新たな農業問題が生じ、農政はそれに対応しなければならなくなつた。

三十一年四月閣議決定された「新農山漁村建設総合対策」は、そのようないをもつた新農政の一つであった。この対策は全国をおおむね三、一〇〇地域に区分し、農山漁民の自由な発意と適地適産に基づく新しい「村づくり運動」で、戦後の農地改革をはじめとする諸施策の成果のうえに、新しい農山漁村の建設をめざしたものであった。

本県の場合は、県下を五三地域に区分し、三十一年度から三十七年度までに全域の指定をうけ、特別助成事業を実施した。本県の特別助成事業の特色は、みかんを中心とした果樹に比重が高く、畜産がこれに次いで高かった。特にみかんは三十年から三十四年までの五か年間の新植の伸びは二三三%にも達し、全国の一四一%より遙かに高く、他の生産県

のいすれより群を抜く伸びで、本県みかん産業の先駆的役割を果たした。また農事放送施設（有線放送）は農林漁家の經營・技術の改善・生活改善等について、指導連絡・農家相互の連絡などを高める特異な事業として効果をあげた。

なお、この時期に県農政として特に力を入れたのは、酪農対策である。酪農振興法に基づき、三十二年集約酪農地域の指定を受け、草資源の開発可能な天山・脊振山系を集約酪農地域として、乳牛を集團的に導入し、飼料自給度の高い堅実な酪農經營を確立するとともに、集乳費の節減による乳業の合理化にも資することとした。このような酪農情勢の中で、三十一年グリコ協同乳業の発足、三十三年六月県酪農業協同組合連合会が設立され、本県酪農の指導組織が確立された。

米作は本県農業の主軸であるが、戦前は「佐賀段階」といわれ、全国最高位にあつた。しかし、戦後は停滞的で、三十三年過去の記録を上廻る最高の反収四三一kgに達したもの、それでも全国第四位にとどまった。

したがつて県では稻作の停滞現象を検討する一方、その対策として、

気象災害による減収防止のねらいをもつた早期・早植栽培の奨励、秋落水田の耕土培養、良質多収施肥法試験、深耕多肥密植試験、短稈穂數型品種の育成試験等諸対策に力を入れてきた。この時期には直接的な增收まで結びつかなかつたものの、次期の「新佐賀段階米づくり運動」の技術的基礎づくりとして進んでいたとみてよからう。また、佐賀平野の用水確保と防災の両機能を果たすため、二十五年着工した北山ダムも三十年に完成し、水基盤の画期的整備も行われた。

なお、当時の米価算定方式についても、従来のパリティー方式（二十一

年～二十九年）から、パリティーと所得補償方式（三十～三十四年）、さらには生産費所得補償方式（三十五年～）に切替えられた。

この方式は、農村の労賃を都市のみに評価替えして、米作農家の所得を確保することをねらいとするもので、今日までつづけられている。この米価算定方式の切り替えは、農業者側からの所得格差是正のための対策、施策の要求の端的な現れである。

一方、経済成長下の農業の行き詰まりを抜本的に打開しなければならないという願望は、全国農業会議所を中心とする農業委員会組織によって農業基本法制定の要求として展開された。このような動向に対し、政府は、三十四年四月農林漁業基本問題調査会を設置し、農林漁業に関する基本的な施策の確立に関する諮問を行い、翌年五月に「農業の基本問題と基本対策」という答申を受けた。この内容は、農業の基本対策を方向づけるに当たってとくに考慮すべきこととして、経済の成長、就業の動向、貿易の自由化の三つをあげ、今後の農政の方向を、所得の均衡・生産性の向上・構造の改善を三本柱として、問題と対策を解明したものであった。

なお、この期の一般農政施策として、三十二年農業協同組合整備特別措置法、三十一年農業改良資金助成法、三十二年開拓営農振興臨時措置法、三十三年酪農振興基金法、三十五年養鶏振興法等が公布された。

基本法農 農業基本法が制定されたのは、三十六年六月で、この法律は基本問題調査会から答申された「農業の基本問題と基本対策」に基づき、他産業從事者の所得水準と均衡のとれた農業所得を確保しうるような自立經營農家の育成と、食糧需要構造の変化に対応する畜産・果樹等の生産の拡大をねらいとして、戦後の農業近代化そのもの

に取り組んだものといえる。

したがって今後の農政の方向も、成長発展する国民経済の一環として農業の発展を期待しつつ、それらの動向を十分配慮し、構造政策（条件政策）を、生産政策（手段政策）・所得価格政策（目的政策）の基底において、今後の農業政策の方針と目標を示したもので、農業基本法は「農業の憲法」ともいべきものであった。また、さきに打ち出された「所得倍増計画」の農業版ともいわれた。

直接的な基本法関連法案の中で、まずあげなければならないものは、農地法と農協法の一部改正である。農地の取得は内地三haの最高限が外され、農業生産法人（株式会社を除く）の農地取得も無制限となり、農協法の改正では、農事組合法人の設立や農地の信託事業が出来ることになつた。これは従来の自作農主義から、規模拡大・協業化を促し、企業的農業への条件を開いたわけである。

また、金融対策として、農林漁業金融公庫法を改正し、経営改善資金融資制度が創設され、経営規模拡大・農地未墾地取得資金・果樹畜産經營拡大資金のほか、貸付条件も緩和された。

なお、系統農協の資金を活用し、農業近代化を推進するために必要な金融措置として、農業近代化資金助成法の制定、農業者等のこれらの資金の借入について債務の保証を行わせる保証機関設立のため、農業信用基金協会法が三十六年十一月公布され、本県の農業信用基金協会も三十七年三月設立された。

三十九年には農業改良資金助成法の改正が行われ、農業後継者育成資金と農家生活改善資金が新たに加えられた。

次に基本法関連の重要な施設として農業構造改善事業が三十六年から一

〇か年計画で、都市化・工業化の進んだ地域を除き、全国でおおむね三、一〇〇の市町村を対象に実施されることになった。そのねらいは、もちろん、農業基本法の趣旨に沿い、農業基盤の整備開発・農業近代化施設の導入・環境整備等農業構造の改善に係る事業を総合的・有機的に実施し、農業技術の革新と基幹作物の選択的拡大をはかりつつ、自立経営農家の育成と協業の助成を促す一連の具体的な農業近代化政策であった。前期の新農山漁村建設事業と異なるところは、構造改善を主眼とし、生産の選択的拡大を通じて主産地形成をはかることであった。

本県では三十六年パイロット地区（小城町晴田地区）と一般地域八地域を計画地域に指定するとともに、四十五年までに有明干拓を含め県下全市町村に事業を実施した。

事業費総額六二億二、四〇〇万円、うち補助事業費は四八億九、四〇〇万円、融資単独事業費は一三億三、〇〇〇万円であった。基幹作物別事業費は、果樹六〇・八%、米三〇・三%、家畜五・八%の割合であった。

以上のような基本法農政の展開される中で、本県農産物の大半をなす米作については、自然的条件・経営経済条件の特性からして将来にわたっても稻作こそ選択的拡大部門であるとの受けとめ方は強かつた。かつての「佐賀段階」以降、停滞現象が続いた戦後の稻作においてようやく脱脚しうる技術条件の成熟化も進んできていた。すなわち倒伏しない短稈穂数型品種の育成、それに適応した後期追肥重点施肥法の確立など、さらには「佐賀段階」を再現しようとする潜在意識の高まりは広く集団栽培の気運を醸成し、これらの素地をふまえて「新佐賀段階米づくり運動」が三十九年から一〇か年計画で、全県的に展開された。



総理大臣の頭彰

農業の本筋寄手たちの功績は誠に頗るものあり、
よつて、頭彰します。
昭和四十二年七月八日
内閣總理大臣佐藤栄作

この運動の推進は舉県的なものであり、その成果は発足二年目にして、県平均一〇a当たり五一二kg、つづいて四十一年には五四二kgと記録を更新し、連続米作日本一の座につき、米作県佐賀として「新佐賀段階」の名聲を高めるに至った。この成果は広く全国の米作県にも影響をおぼし、「新佐賀段階づくり推進本部」は、四十二年総理大臣の頭彰を受ける榮誉に輝いた。

みかんについても、新农村建設以降県下各地に新産地が生まれてきたが、さらに選択的拡大の方向に沿って果樹農業振興特別措置法が三十五年制定され、産地拡大がはかられてきた。したがつ

て県としても米づくり運動と同様一年遅れて、四十年から「うまい佐賀みかんづくり運動」を展開することになった。從来から本県みかんは、県一本の共販体制と計画出荷により各市場の好評を博してきたが、品質面では「すっぱい佐賀みかん」といわれていた。したがつてこの運動は、品質・味ともにうまい佐賀みかんをつくることを第一に、みかん経営も、売り方もうまい、この三つを標榜して展開された。この成果もあり、山麓地帯はオレンジ・ベルトを形成するような集団產地が生まれ、その植栽面積・生産量は、全国的に三位、四位の地位を占めるまでに至った。

次に基本法農政の一環として、積極的な施策は農協合併である。系統農協も戦後のインフレーションの収束の過程で、あるいは朝鮮動乱の不況などによって、経営の建て直しに忙殺された時代もあつたが、三十年後半には農協経営の整備も行われた。しかし経済の高度成長期を迎え、農産物の選択的拡大・技術革新による資本装備の高度化等は、農協自体の整備拡充を必要としてきた。

政府は、三十六年農協合併助成法を公布した。県は三十七年十月、農協合併助成条例を定め、必要な助成を行うこととし、三十九年四月に本県第一号の合併組合として唐津市農協が誕生、四十四年度までに設立当初の一三三の総合農協は四九農協となり、四十八年度神埼郡一円の広域合併が行われ、総合農協数は四四組合となつた。

一般農政対策としては、畜産物の価格安定等に関する法律の改正が三十六年に行われ、原料乳・豚肉等の安定価格の設定、畜産振興事業団の設置などが決定され、四十年には加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が公布され、不足払い制度が実施されることになった。また同年山村振

興法が制定され、山村振興計画を樹立して振興をはかることとなり、本県は四十二年度から七山・富士・大和・脊振・三瀬の五か町村を指定し、特別開発事業を実施した。

また選択的拡大作目としての野菜については、その価格安定が農産物の中でも極めて技術的に難かしい政策とされていたが、四十一年に野菜生産出荷安定法が制定された。これは大消費地に出荷される主要野菜の安定生産と計画的出荷を行いうる集団產地を育成するとともに、価格低落に対処するための措置として、野菜生産安定資金をつくり、価格低落の場合に生産者補給金を行うこととしたものである。本県の場合は国の指定產地として、四十一年肥前町の秋冬白菜・白石地区的玉ねぎが指定を受け、五十一年度までに七品目・一二産地となり、一方、県指定產地も四十五年度を初年度として五十年までに一〇品目・一五産地を指定し、積極的な集団產地の育成事業を実施し、振興をはかつてきた。

以上述べてきた基本法農政の展開は、経済の高度成長に関連して零細農家の他産業への転換、それに伴う農業構造の改善、さらには産業としての農業の確立を期待したもので、現実は兼業化が進み、地価は高騰し、農地の流動化も鈍く、自立農家の規模拡大までには至らず、基本的な農業の構造改善は思わずく展開しなかったと見るべきである。

総合農政の展開 戦後の三十年にわたる食糧政策は、終戦直後の緊急食糧確保対策、つづいて経済の復興基盤確立のための食糧増産対策、さらに高度成長に伴う食糧需要構造の変化に対応する選択的拡大へと展開してきた。主食の米についてみれば戦後十年を経た三十年以来八年続きの豊作で、四十年はやや減少をみたものの、四十一年から四十三年までは一、四四〇万tを上回って生産された。一方、消費は減退の傾向を示

し、恒常的過剰期に入った。

このような需給事情を反映して四十四年産米生産者価格は据置きとなり、時の西村農相は同年七月「総合農政の展開について」を発表した。

その要旨は、

「食糧生産は米ばかりでなく総合食糧として考え、野菜・果実・畜産等伸びるもののが安定供給をはかる。」

米は増産だけでなく、需要の動向に即して生産されるよう、銘柄格差なども考えるとともに、米の管理に所要の改善を加える。

農業振興地域整備法の成立、農地法の改正などを期し、構造改善に資する」

という内容のものであった。当時、農林省は、その発表をうけて当面の対策として、

「米の生産調整のため新規開田の抑制、稲作転換促進とその助成

自主流通米の導入と配給改善

農地法・農協法の改正、農業振興地域整備法の成立

次期（第二次）構造改善事業の実施

農業者年金の創設と活用

土地改良長期計画の改正と基盤整備事業の推進」

の試案を打ち出した。

米の過剰基調のつづく中で、古米・古々米が累積して、政府は四十四年から食糧管理法施行令の一部を改正し、政府買入れに屬さない自主流通米制度を設け、なお食管制度の根幹は崩さず米価を維持するため、奨励金を交付しての稲作転換による生産調整にふみきった。

生産調整は、まず、四十四年全国一万haを計画し、約五、八〇〇haの

実績にとどまり、本県では一二市町村・約七〇haの作付転換を行つた。

翌四十五年には、転作・休耕も含めて実施されたが、本県では全県的に生産調整が行われ、その面積は四、六〇〇ha（水田総面積の八・五%）に及んだ。さらに四十六年度から五十年度まで五か年計画として実施された。しかしながら、今回では休耕奨励金は前の三か年間だけが対象となり、かつ各県毎の予約限度数量を定め生産者に指示し、政府買入数量はその範囲内とすることになった。

米の生産調整（政府の買入制限）は、わが國農政史上かつてない政策であり、特に米作県である本県では農家経済におよぼす影響もじん大であり、特に米作県である本県では農家経済におよぼす影響もじん大で

あり、また「新佐賀段階米づくり運動」を推進してきた稻作近代化農業者の生産意欲の低下をきたし、集団栽培を推進してきた稲作近代化集団もその機能がにぶり、かろうじて機械や施設を利用する機能集団へと変質してきた。

農業振興地域の整備に関する法律が四十四年七月制定されたが、これは経済の高度成長の続く中で農地の無秩序な壊滅から農業を守り、今後農業を振興すべき地域を指定し、農地利用計画・基盤整備・農業近代化施設等を整備し、土地利用については勧告や協議調整を行うとともにでき、「農業の領土宣言」ともいわれた。

本県でも四十四年度から四十八年度までに全市町村を農業振興地域として指定し、さらに五十年には法律の一部改正により地域の見直しと新たに農用地増進事業が実施されることになった。

基本法農政以来農地の流動化は進展せず、自立農家の育成も困難であるため、従来までの自作農主義を一步進めて借地農主義をとり入れ、農地取得の上限面積の撤廃と零細農の農地買いを避けるため、下限面積を三

〇aから五〇aに引き上げ、また農地保有合理化公社を各都道府県に設置して農地の売買・貸借等を行なうこととした。本県の農地保有合理化公社も四十六年七月発足し、業務を行なっている。農協法の改正も農地流動化対策として、農協の受託による農業經營を認めることとするなど、両法の改正によって一連の農地流動化対策を推進することになった。

また新たに農民を直接対象とする農業者年金基金法が四十五年成立したが、この制度は、優秀な後継者の確保、老齢者の經營移譲促進、經營規模拡大を、農民の老後安定のための年金給付と結合させ構造政策に資することとしたものである。

前期から実施してきた構造改善事業は、四十四年からさらに第二次構造改善事業を行うことになったが、それは土地基盤の整備と大型機械を導入し生産の近代化をはかるとともに、とくに二次構では選択的拡大の名目で、畜産・果樹・施設園芸にセット融資を行い、大型協業農業の育成に重点が向けられてきた。本県は五十年度まで三一地区を指定し、完了した事業費は補助事業五四億四、〇〇〇万円、単独融資事業一三億円を投資している。

つづいて四十五年には高度経済成長のひずみとなつた過疎地域の対策として、過疎地域対策緊急措置法が成立するとともに、翌四十六年は農村地域工業導入促進法を公布し、農山村・過疎地を含め工業を導入し出稼ぎを少なくし、地域内での就業を促進することとした。

本県は四十六年度から五十年度までに県計画三地区（五市町村）、市町村計画一五地区（一五市町村）を指定し、その導入を計つてきだが農業従事者からの雇用者数は計画目標よりはるかに少なかつた。

この期の一般的農政対策としては、果樹保険臨時措置法が四十三年に

成立し、果樹の自然災害、病害虫被害による果樹保険の試験実施をしきたが、四十七年には農業災害補償法に組入れる改正が行われ、果樹共済の制度が確立したことは、本県みかん経営の安定化に希望をもたらせた。

そのほか、国は総合農政を推進するうえで、地域農業生産を長期的観点にたって誘導するガイド・ポストとして、主要作目について「農業生産の地域指標」の試案を作成公表するとともに、一方、零細兼業農家と農地流動の便直化したなかで、高能率の近代的農業を推進するために、基本法農政期の協業や協業組織から新たに集団的生産組織の育成、農用地利用増進事業の適切な運用をはかる措置をとることが、食糧自給力の維持向上をはかるうえで必要であるとされた。

以上のような総合農政の展開の中で、四十八年から国の総需要抑制、同年十月のオイル・ショック等社会経済の変動によって、今までの高度経済成長から低成長へ移行し、農業の見直しも生まれてきた。このような情勢の中で本県としても、すでに設置されていた県農政審議会に四十九年三月一日「佐賀農業確立のためにとるべき方策」について諮問し、同年十二月に中間答申が行われ、五十年度末には本答申が行われた。

この答申は本県農業確立のためにとるべき方策として、第一には佐賀農業振興の理念と農政の基本姿勢を明確にし、第二に農村環境面に関するべき基本の方策として土地づくり、人づくり、暮らしづくり、環境づくりを示し、第三に主要作目の生産と流通に関するべき基本の方策としてそれぞれ重点的な施策がありこまれ、最後に第四として高度成長の時代から一転して低成長の時代を迎える、県農業の振興上当面する事項を明らかにした。

戦後三十を経て、今後の県農政は、この答申を指針に新たな展開が

期待される。

〔二〕 終戦後の食糧確保

終戦後の終戦後、主食である米穀の国内需給状況は、昭和二十一年量は十五年対比五六%に低下し、加えて人口の増加により一人当たりの年間消費量は八二kg（十五年対比五〇・九%）となるに至った。このた

め、農林省調査によると、食糧の遅欠配は全国的に最もひどい小樽市で四八日間、少ない都市としての福岡でも一・五日となっている。

この時期における県内の状況は、全国有数の生産県であったため、国内の需給の状況が直接に影響することは比較的大に少なく、他の消費県にして有利な地位にあった。

とくに二十年八月十五日終戦の混乱虚脱の中で、本県においては後日多くの問題と批判を生じた「緊急配給」と称する異例配給措置が断行され

た。当時、県は食糧營團手持

米穀の国内需給状況 単位:千t

区分年度	緑越量	生産量	輸入量	次年度緑越量	消費量	1人当たり消費量	人口
昭和15	609	10,345	1,675	653	11,714	0.161	72,844
17	1,061	8,263	2,352	657	11,066	0.149	74,497
19	522	9,433	720	—	10,692	0.148	72,398
20	—	8,783	236	—	8,898	0.122	72,805
21	—	5,872	16	10	6,120	0.082	74,024
23	4	8,793	44	8	8,883	0.112	79,200

注: 1 輸入量には移入量を含む。

2

輸出量等を省略したので差引消費量となっていない。

資料: 農林省作物統計表

主要食糧玄米換算表(玄米150kgに対する量)

単位: kg

品目	換算量	品目	換算量
玄 精	米 米	し も	195
大 は	梗 だ	き る	150
小 大	麦 麦	こ 生	150
大 小	豆 豆	甘 鈴	562.5
小 大	ん う	馬 干	750
いえ	め し	甘 茎	150
そと	わ び	葉 乾燥品	187.5
あき	ん ば	桑 残葉	150
ひそく	ん ば	どんぐり	213.7
	ん ば	みかん皮	2,475
	ん ば	どんぐり	150
	ん ば	食用残海藻	150
	ん ば	穀粉	187.5
	ん ば	粕粉	150
	ん ば	瓜	251.2
	ん ば	南	150
	ん ば		937.5

米のみならず、県下在庫米の大部分を消費者に配給する計画を樹て直ちに実行し、十六日夜半より三日間の短日時に二〇万石^{かます}を超える数量、当時の一ヶ月配給量八万石^{かます}の約三倍(一万二、〇〇〇t)の配給を完了している。

二十一年四、五月になると大都市の食糧難が深刻化し、遅配・欠配が相次ぎ、五月には飯米獲得人民大会食糧メーデー、東京都世田谷区民米よこせ大会が行われた。五月二十四日には天皇陛下の「乏しきを分かち、苦しみを共にし、食生活を安定せよ」の御放送があり、国民の協

力を要請された。

主食の配給はすでに、二十年七月から、昭和十六年以来堅持されてい

た二合三勺を二合一勺に減配し、内容も米の割合が減少し、雑穀・甘藷^{じよ}が大部分を占めるようになった。欠食児童も始め、六月一日、県教学

課は県下各学校に授業短縮を指示、六日には、県は手持食糧を公表し、県民に供米促進、混食利用、食い伸ばしを要望した。七月五日、国の食糧危機突破対策に呼応して、知事を本部長とする県食糧危機突破対策本部を設け、これに準じて郡・市町村にもそれぞれ対策本部を設けて、県民から一人の餓死者も出さないよう対策を講じた。

対策の内容は、食糧の増産、供出の確保、消費面では混食の励行、未利用資源の確保、炊はんの工夫、咀嚼の励行、その他隠匿物資の調査等広範囲にわたるものであった。

すでに、七月一日から県下学校では食糧休暇が出された。また当時、県内ではコレラが猛威を振るい、混乱の頂にあった。

二十一年七月の「米代替食糧品検査要綱」(県告示第二八八号)による、米代替食糧品として、大豆、小豆、えんどう、そら豆、そば、粟、どんぐり、乾燥物(甘藷^{じよ}茎葉根、大根葉、甘藍^{からん}残葉、南瓜^{かぼちゃ}茎葉種子、瓜類^{くろ}茎葉、里芋^{りよ}茎葉、にんじん葉、馬鈴薯^{ばれいじゆ}茎葉、豆類^{とう}茎葉、ごぼう葉、みかん皮、柿皮、海藻、桑残葉、葛葉根、蓬^{よもぎ}、山野草、山菜、茶穀、いなご)およびこれらの粗粉があげられている。

これら代替食糧は、農家や学徒を動員して集荷された。未利用資源は、二十年には、二、七一〇・三石(玄米換算)も集められ、食糧當團により粉食化されて、米、麦、雜穀とともに主食として配給された。

二十一年八月には、主食の一割減配、炭鉱の労務特配中止、さらに九

月には、主食の中の米の割合が三割に減量された。十月には、県内の手持米二、〇〇〇石と急を告げたが、この月から出荷が始まった甘藷や占領軍放出食糧により欠配は辛うじて回避された。

この年は、引揚・復員等による人口の急増もあって、生産農としての本県の基礎も動搖し、食糧事情の悪化は、供給量の減少に止まらず、農民そのものの保有米不足・転落による需要量の増加もあって、二十一年十月の端境期には遂に配給人口六六万人を越え、配給制度実施以来の最高記録となつた。

また、この年における米食率は極度に切り下され、一時は一割におとされ、代替品目も四五品目にわたり、カボチャ、かぼこ、竹輪、澱粉粕、まんじゅう等もこの時の代替品として珍重され、野菜等の食用化のため未利用資源利用普及講習会を県下各地で開催し、製粉施設にオール製粉設備が採用された。

そのほか相当多量に貯蔵されていた朝鮮・満州からの高粱・粟・大豆等（朝輸送物資と呼ばれた）が配給食糧の一部として食糧難緩和に役立てられた。

十一月になり二十一年産米の供出が始まり、主食も十五日に二合五勺へ復活、今までの食糧危機がくい止められた。こうした対策の結果、一部に短期間の遅配はあったが、欠配・欠配棚上げなど異常な事態は発生しなかつた。

二十二年も食糧危機が予想され、前年に引き続き供出の促進、ヤミの取締り、七月五日の飲食店営業休止等の対策がとられたが、食糧生産の回復、占領軍の大量食糧放出により、不十分ながらも食糧危機を免れることができた。

配給公團（本県分）の主要食糧配給実績

注：特は、特定業種に対する配給（国鉄、通信等）

区 分	昭和23年米穀年度		昭和24年米穀年度		昭和25年米穀年度		
	数量 kg	%	数量 kg	%	数量 kg	%	
国 内 产	米 穀	49,892,214	63.3	特 544,746 52,440,041	65.6	48,618,569	62
	麦 類	13,987,901	17.7	特 194,755 8,982,840	11.4	10,432,392	13.3
	小 豆	—	—	—	—	4,707,935	6.0
	麦 粉 類	435,697	0.6	特 25,633 342,383	0.4	1,170,215	1.5
	生 甘 薩	3,582,344	4.6	特 4,327 6,850,387	8.5	1,282,062	1.6
	生 馬 鈴 薩	1,020,457	1.3	特 7 1,058,772	1.3	3,660	—
	加 工 薩 類	—	—	—	—	60,776	0.1
	雜 穀 計	39,245	—	14,689	—	4,059	—
輸 入 食 糧	小 穀 計	68,957,858	87.5	特 769,468 69,689,112	87.2	66,279,668	84.6
	穀 物	4,481,984	5.7	特 36,227 9,971,701	12.4	12,077,417	15.4
	砂 糖 計	5,412,605	6.8	301,433	0.4	—	—
合 計		78,852,447	100	特 805,695 79,962,246 80,767,941	100	78,357,085	100

十二月には輸入砂糖が主食の一部として配給され、米軍放出缶詰が食卓にのぼったりしたのもこの頃である。そのほか、終戦時には、県内各地に本土決戦に備え、軍関係の大量の食糧・被服・医薬品等が貯蔵してあつたが、大半は県に引き渡され、物資窮乏の県民生活に役立てられた。

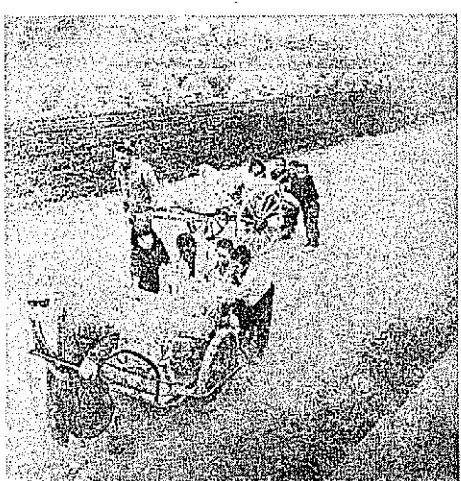
食糧難の時代を反映し、ヤミ倉庫荒し、野荒し等が横行した。経済犯罪の取締りは、昭和十四年國家総動員法による価格等統制令の施行以来実施されてきたが、十九年八、三八〇件、二十年八、〇四四件、二十一年一万八、四二二件と激増し、違反内訳も主食・副食が総件数の三分の二を占めるなど、食糧問題の深刻さを物語っている。押収摘発米も消費県と異なり、県外搬出時の押収が多く、鳥栖町は佐賀・福岡・熊本の穀倉地帯の鉄道の要衝で、特に多かった。

食糧供出 昭和二十年は、全国的な米の不作で、前年に對し三三%減収の三、九一四万九千石の生産となり、食糧事情が一段と深刻化していく。加うるに外地米の輸入が船舶の喪失により困難となりつづった。

本県でも労力不足と空襲激化による農耕放任、肥料の供給不足、九月の開花期の天候不順等により、生産量は七四万石で前年の六七%と明治三十年來の大凶作となつた。

これに加えて、復員・引揚者・戦災者の流入による県人口の増加、農民の供出意欲の減退、ヤミの横行と食糧問題は次第に深刻化していく。県人口は、昭和十九年七〇万五、〇〇〇人が、翌二十年十一月には早くも約八三万人に達している。

こうした状況の中で、二十年産米の供出割当が行われることになつ



昭和20年代の供出風景

た。昨年までのように警察力まで動員した国家権力による供米の確保は終戦により不可能となり、供米割当を前に、供出の割当およびその促進を円滑に行うため、十一月二十日農業界の各層からなる食糧供出委員制度を県・地方事務所・市町村ごとに設けた。

なお、この食糧供出委員制度は、農民の民主的意識の高まりの中で、翌二十一年七月、県食糧委員会および市町村食糧調整委員会として、農業界の有力者のみならず、民間識者・政党・耕作者・農民組合・農村青年団等の代表による構成へと拡充された。さらに、二十三年十一月には、耕作者の公選による農業調整委員制度に発展した。

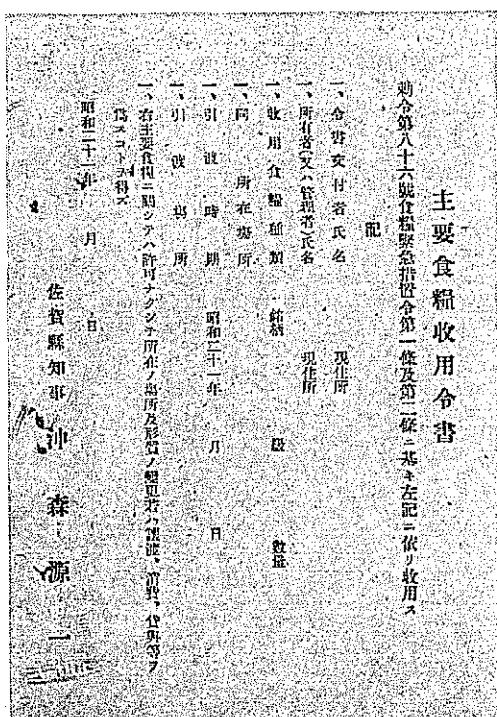
二十年十一月二十五日、県は二十年産米供出割当協議会を開催し、米五九万石、代替食糧六万石を各都市に割り当てた。この米の供出割当の算出基礎は、予想收穫八五万石とし、農家自家保有量二六万石、供出割当量五九万石であった。代替食糧は、屑米三万石、大豆三千石、大豆以外の雜穀七千石、麦類七千石、甘藷五千石、未利用資源八千石、計六万石であった。その後、凶作の状況が明らかとなり、この年の米の予想収穫高は、七四万石と平年作の六割にも達しない大減収となつたため、これに基づき県は十二月末、農林省と供米割当の減額補正の折衝を行つ

第12章 農林水産業

た。ところが、食糧危機の渦中にあって県の要求は実現せず、五九万石の供出量は減額できなかつたため、農家保有米九万石を調整米として市町村保管とする苦肉の妥協となつた。

食糧危機突破対策として、供米の確保が国家の至上命令として推進されたことはいうまでもなく、この年の供出は六五万石の割当目標達成を目指して、報償物資の配給、早期供出あるいは超過供出、奨励金の計算、肥料のリンク制など様々な供出の督励がなされた。それにもかかわらず、供出米の生産者価格が他の物価に比較して安いこと、農民の供出意欲の減退、ヤミの横行により供出実績は依然として振るわなかつた。

供出成績は、ひとり本県だけではなく、全国的にも振るわず、遂に政府は食糧危機を開拓するため、二十一年二月十七日、食糧緊急措置令を公布して、供出不良農家から強制的に食糧を収用する「強権発動」を決意した。最悪の事態を前に県は知事を先頭に、地方事務所・市町村を動員



昭和21年当時の主要食糧収用令書の様式

して供米行脚を行い、農民に供米を訴えた。

ところがその成果はあがらず、遂に県は四月下旬、悪質農家七二六人に對して供米勧告状を発送し、強力に供出を要請した。

こうした強行姿勢に対し、五月十六日発足間もない県農民組合協議会は組合員五〇〇人を動員して、強権発動反対の市中デモを行ない、知事に決議文を手渡した。さらに供米不振に追打をかけるように、六月、五万石の追加要請がきた。やむなく供米完遂市町村との均衡上、これを不振市町村に割り当てる一方、完遂農家にも超過供出を要請した。供米の行き過ぎによつて配給への転落農家が続出している現状から、期待がもてるものではなく、期

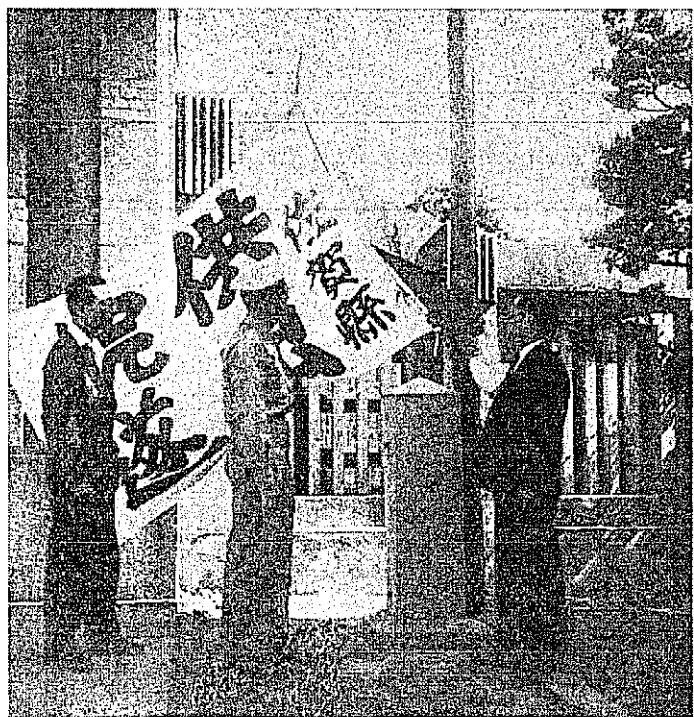
昭和20年以降政府買入数量

単位：玄米石

年次	割当数量	買入数量							進歩率	備考
		米穀	雑穀	未利用資源	代蓄	替類	其の他	計		
昭和20	650,000	405,839.7	—	2,710.3	—	—	6,040.2	414,590.2	—	414,590.2 63.7 昭和22年1月31日 現在
21	744,400	782,416.5	—	—	2,802.8	532.7	785,752.0	—	785,752.0 105.5	22年9月30日
22	875,000	875,169.8	1,459.2	—	—	—	—	876,629.0 330.2	876,959.2 100.2	23年9月30日
23	757,600	764,343.2	924.9	—	—	—	167.5	765,435.6 818.2	766,253.8 101.1	24年9月30日
24	565,300	566,256.6	460.0	—	—	—	—	566,716.6	— 566,716.6 100.3	25年4月20日
25	782,200	786,390.8	504.7	—	—	—	—	786,895.5	— 786,895.5 100.6	26年3月31日

注：1 食糧庁買入課調（但し昭和24.25年は佐賀食糧事務所調査）

2 割当数量昭和23年以降は補正数量である。（24年は責任供出数量）



昭和23年県庁前に掲げられた供米完遂旗

追加供出もわざかに終わっている。

こうした様々の問題を起した二十年産米の本県供米実績は四二万

四、五九〇石（供出率六三・七%）で終わった。

このように二十年産米は、凶作と重なり供出はかんばしいものではなかったが、翌二十一年産米は、割当量七四万四、四〇〇石に対して七八万五、七五二石（達成率一〇五・五%）、二十二年産米は割当量八七万五、〇〇〇石に対して八七万六、九五九石（達成率一〇〇・二%）、二十三年産米は、七五万七、六〇〇石に対して七六万六、二五四石（達成率一〇一・一%）と好成績を示した。

食糧供出問題は、総司令部・政府の強い要請、供出割当に対しても、災害・病虫害の発生等を理由とする減額補正が至難のわざであり、また、中央における供出割当会議は、県内の農業政策を左右し、知事の政治的手腕を問われる重要な事項でもあった。そこで、供出割当の達成のためには、農業團体・食糧委員・食糧調整委員等に対する協力要請、各種報償物資の確保、ラジオ、新聞、広報車（県民号）、リーフレット、供米塔等による啓発、さらに関係行政機関を総動員した供米行脚、最後には、強権發動等あらゆる手段が駆使された。

また、佐賀軍政部も積極的に支援し、占領軍の威圧により無理な供出を強いられた市町村もあった。なお、二十三年三月十日には、第八軍司令官アイケルバーカ中将外各司令官から本県農民の尋常ならぬ労力に対して感謝状が伝達されている。

供米日本一 このような状況のなかで杵島郡武内村（武雄市）は、昭和二十年の大凶作の時にも、翌二十一年には全国のトップを切って供米日本一を達成し、その年は時の和田博雄農林大臣の現地激励の慰問を受けている。また二十二年十一月には、三年連続供米日本一を成し遂げている。

増産対策 食糧の極度のひっ迫により、国では食糧の統制と確保のため、供出と配給の制度を維持する一方、増産対策として緊急開拓実施要領による開墾の促進、土地改良事業の実施、農地制度の改革、農業經營の改善、農業改良普及制度、品種の改良等技術の向上等が実施された。

これらの措置により本県では六、五〇一haの新規開拓地が造成され、また二十年設置の指導農場を二十三年四月廃止し、臨時措置として同年九月に二四地区・九三人の食糧増産技術員を配置して食糧増産の指導に

当たつた。

なお、当時、食糧供出の確保をはかるため、終戦時の軍放出物資、占領軍放出物資等を、報奨用として、供出農家に生活必需物資の配給を二十年産米より実施したが、本県で特配された報奨物資は四二品目におよびその主なものは、国産たばこ、酒、織物、作業手袋、地下

リンク物資配給の一例

区分 酒	当米 タバコ 一合	一俵 五本	生 俵当たり 一本	裸麦 俵当たり 五本	小麥等
	國 バ コ 一合	○・二 合	一合	一合	一合

足袋、自転車タイヤ、同チューブ、綿毛布等であった。このリンク制度も、市販物資の増産と質の向上により、二十五年夏から廢止された。

食糧需給事 食糧事情も生産の拡大や穀物輸入の増加により、二十三年頃より危機を脱し、次第に好転の兆を示すに至り、基準配給量も一般成人で二十一年七月の二九七g（二合一勺）に対し、四〇五g（二合八勺）を確保するに至った。

このような需給の緩和は、二十三年のいも類の事前割当二四七万tに対し実績が三六一万t（一四六%）に達し、一部の配給辞退による腐敗のため、食管特別会計に一〇〇億円の赤字を生じるに至らしめた（本県いも供出実績、一五六%）。

このため、政府は二十四年十月からいも類を「特別販

売」に改め、翌二十五年には直接管理の廃止を行つた。引き続き管理の対象となっていた雑穀類も、供出完了後の自由販売を認める措置を行つた。

また、この現象は麦類にも表われ、二十五年後半には配給予定量の約

県内農家の生産と供出等

区分		昭和20	昭和21	昭和22	昭和23	昭和24	昭和25
人口	人	829,555	904,834	917,797	931,336	942,760	944,842
農家人口	(世帯) 人	(69,484)	(75,220)	(78,313)	(82,285)	(81,725)	(80,343)
米 (含雜穀)	作付面積 ha	50,200	49,610	50,900	52,600	52,500	52,600
	収穫量 t	111,100	186,000	198,900	191,700	160,500	213,400
	供出割当量	97,500	111,660	131,250	113,550	84,750	117,330
	供出量 %	62,188	117,863	(含精米7.5) 131,540	114,940	85,110	118,130
	供出率	63.7	105.5	100.2	101.1	100.4	100.7
麦 (含雜穀)	収穫量	51,520	23,650	38,530	64,040	62,600	70,790
	供出割当量	34,580	11,810	24,345	29,610	29,085	34,845
	供出量	28,645	7,845	24,690	30,285	31,065	35,430
	供出率	82.8	81.8	101.4	102	106.8	101.7
甘 藷	収穫量	40,031	39,490	55,880	44,735	61,474	—
	供出割当量	28,500	21,546	20,577	20,125	20,067	—
	供出量	14,569	18,286	21,181	31,464	14,732	—
	供出率	51.1	84.8	102.9	156.3	73.6	—
馬 鈴 薯	収穫量	17,952	17,837	19,616	22,055	21,178	—
	供出割当量	11,476	3,610	3,108	4,343	4,115	—
	供出量	4,191	437	3,275	4,929	5,540	—
	供出率	36.5	12.1	105.5	113.5	134	—

二割におよぶ量が配給辞退となつた。このことにより麦類を直接管理の対象とする必要性はおおむね消失したものと思われたが、この時機において麦類を統制から外すことは生産農家の経営に不利を生じること、また消費者世帯に対しても不安を生じる恐れがあつたため留保された。

しかし、二十七年に至り、生産者の麦は無制限に政府が買入れ、外麦の輸入は政府が直接管理する、また必要があるときは強制買入れができる、という趣旨の改正法が成立し、麦類もまた間接統制に移行することとなり、食糧の需給事情は大幅に緩和するに至つた。

(三) 農地改革及び農地制度

農地制度 わが国の近代的農地制度は、廢藩置県・中央政府の確立による明治六年の地租改正に発し、土地の所有権を認め、地券の発行を行うほか、土地の処分・利用が自由となり、かつ土地毎に土地台帳を作り、地租を納税することとなつたのが始まりといえよう。

さらに明治憲法の発布、つづいて民法の制定による近代国家体制整備に伴い、土地の所有権は確立されることとなつた。一方、わが国経済の発展により、農村にも貨幣経済が浸透するに伴い、土地所有権の移動・兼併が進み、明治六年には二七%と推定されていた本県小作地率が昭和十八年には四五%に達していた。

第一次世界大戦後は、デモクラシー思想の普及とともに、きびしい小作条件を不満として小作争議がひん発し、本県においても東部地域には農民組合組織によるはげしい闘争が展開された。大正十三年にはこのような小作関係の解決および調整のため、手続法として小作調停法が制定され、さらに地方小作官設置により法外調停の途も開かれた。

ついで大正十五年自作農創設維持事業が開始され、小作人の土地購入代金について低利長期資金の融資に関し「自作農創設維持補助規則」の公布がなされた。県もこれにさきだち、大正十五年二月三日「自作農獎勵資金貸付規程」を定め、一世帯・一、〇〇〇円、特殊事情の場合は四、〇〇〇円を限度とし、金利三分五厘、初年度据置、一五年半年賦均等償還を規定し、当時、年収穫の約半分を小作料とする小作農の、自作農化の促進をはかった。この事業は、昭和十六年第二次世界大戦で中止されるまで、前後一七年の長きにわたり、貸付人員三、三二〇人・創設反別八九九町三反・貸付金額累計三、三〇〇万円に達した。

一方、政府は来たるべき戦争遂行体制の整備のため、食糧確保を目的とし、農地に関する権利の内容、権利の移動を規制するため、昭和十三年農地調整法を制定した。

さらに戦時経済の確立のため國家総動員法が昭和十三年成立し、これに基づく次の三つの統制勅令が制定された。

一 小作料統制令（昭和十四年）

二 臨時農地価格統制令（昭和十六年）

三 臨時農地等管理制度（昭和十六年）

この外、米穀管理規則（昭和十五年）によつて、小作米も生産者が直供出出し、地主にはその代金を支払う金納制となり、さらに米の生産獎励金制度の発足により生産者米価にはこの加算が行われ、地主の小作米供出価格はそのままとし、実質小作料は遂次低下することになった。

以上のように土地制度をめぐつて、耕作者の地位向上の波は極めて弱いながらも大正末期より着実に進み、経営の安定と権利の保護に関する政策がとられた。

本県では特に当時の高い米作反収に支えられ、特徴のある経営の進展

がいわゆる自小作前進型として「佐賀段階」となり、さらに先述の自作農創設奨励措置等の結果、農地改革の基準日となつた昭和二十年十一月二十三日現在の小作地面積は二万七、九三四町で、耕地面積六万六、三九三町歩の四二・一%となり、全国平均の小作率四五・九%（農地等解放実績調査）をわずかではあるが下回つていた。

第一次農地改革 昭和二十年の無条件降伏後占領軍司令部は、農地改革に関する具体的指示を暗示するような「日本国に対し間もなく実施されるべき諸措置は現在農民とその家族を奴隸と等しい状態においている幾多の条件をとり除くことにならう」と表明した。そこで政府は、むしろ占領軍筋の具体的指示を待たず、自ら早急に農地改革に関する法案をつくるべく決意を固め、二十年十一月十六日「農地改革に関する件」として農地調整法の改正要綱案が閣議に提出され、同十一月二十二日要綱が決定された。

この法案は、二十年十二月四日衆議院に提案されたが、議員はなお保守的性格が強く審議の進展が危ぶまれた。ここにいわゆる「農民解放の指令」といわれる「農地改革についての覚書」が連合軍最高司令官の名をもつて十二月九日政府に指示された。このため議会における審議は進展し、一二三の修正ののち可決され、十二月二十八日をもつて公布された。

しかし、この改正法は日本政府の自発的立案によるものであつたため、微温的としてこの改革に対する内外の批判が強く、日本政府はより根本的な改革案を総司令部から求められた。二十一年三月の農地委員選挙は遂に無期延期となり、改正法の内容も小作料の金納化と農地価格の統制（田は賃貸価格の四〇倍、畠四八倍）以外は実施されないままに終

った。

昭和二十一年三月十五日、政府は「農地改革についての覚書」に関する回答として改革案を提出したが、極めて不満足なものとされ、具体的に対日理事会そのものの改革案が検討され、やがて総司令部の勧告として交付された。政府はこの勧告を受け入れ、第二次改革の立案に着手し、二十一年七月「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」が閣議決定をみ、いよいよ第二次農地改革の展開をみるとことなつた。

県においては藤津郡の旧藩主（鍋島氏）は、二十二年三月二十四日土地解放に先べんをつけ、多良村にある所有田畠五〇町歩を解放する旨を多良村長・農業会に通知した。多良村農業会等により村内および近隣の地主に對し同様解放の賛同を求めたところ、ようやく四人の同意を得、第二次農地改革発足の直前、面積合計一一四町を壳渡農家五六〇戸へ解放手續を一切完了している。

第二次農地改革 占領軍最高司令官よりの指令により、急展開した第二次農地改革は、自作農創設特別措置法・改正農地調整法の二法が二十一年十月二十一日公布されることにより開始された。

農地改革の内容は、農村における民主主義的傾向の促進と、労働の成果を耕作者が正当に享受できるよう、急速かつ広範に自作農を創設することと、強く賃借人を保護するため一連の規制を行うことによって進められた。

不在地主の貸付地の保有を禁止し、在村地主の貸付地は、県内では平均九反歩（平坦地域一町歩、山村地域八反歩）までを所有の限度とし、保有が認められた以外の貸付地はすべて政府が一定の価格（上田で一反約一、〇〇〇円）で買取し、これを小作農に売り渡す方法によって全国

で二年間に二〇〇万町歩を目標として自作農の創設を行つた。また農地のほか、牧野については不在地主の所有する小作牧野を、さらに經營上必要な農用宅地、池沼等も必要に応じ、同様政府により小作農に売り渡された。

そのほか、地主の小作人からの土地引き上げを禁じて、知事の許可制とするなど、強く質借権を保護するとともに、小作料の統制と小作契約の文書化を行つた。

△農地委員会の設置▽

まず行政機構として農林省は、十一月六日熊本市に熊本農地事務局を設置した。

県は十一月十八日新たに農地部を設置し、農地・開拓計画・開拓事業の三課を新設した。さらに二十二年一月一日付で各地方事務所に農地・開拓の二課を設置し、農地改革事業遂行体制を整備した。一方、市町村の第一線業務に当たる農地委員会委員の選挙は、階層別代表制度を取り入れたざん新的な選挙方式であった。階層別選挙とは、耕作する農地の面積が所有する農地の面積の二倍をこえるものより五人、所有する農地の面積が耕作面積の二倍をこえるものより三人、この二つに該当しないものの二人、すなわち小作層より五人、地主層より三人、自作層より二人を選出するものであつた。

改正農地調整法による農地委員の第一回総選挙は、二十一年十二月二十三日県下一斉に行われることになつたが、無投票委員会もかなりあつたものの、四三委員会で選挙が行われた。県下の農地委員会成立とともに、改革業務の要となる書記については、県主催により中通村三間坂（山内町）の県修練農場において、二十二年二月七日より十日まで四日

間合宿により、法令・実務について研修を行い、さらに郡別に委員・書記の講習がなされた。これよりさき農林省令による農地調整規則の公布により、農地の所有・耕作状況等の調査が行われ、加えて調査と農地改革基準日（二十年十一月二十三日）の状況とが異なる場合は基準日に遡つて記入することになった。

これが農地改革実施のための基本的重要な資料となつたのであるが、當時物資不足、特に事務用紙の欠乏時でもあり、紙質も悪く、加えて農家等申告者の各筆表示が正確でないこと、相続登記の放置、分合筆未済地等があり、調査集計は困難を極めた。農地委員会書記は、委員あるいは部落補助員との連絡、現地調査、台帳照合等の事務があり激務であった。しかし敗戦による外地引揚者、都市よりの帰村者等当時の農村に事務にもすぐれた有能な人材があつたこともあり、農地委員会は急速に整備された。

政府は占領軍よりの急速な買収壳渡が指示されたことから、第一回買収期日を二十二年三月三十一日とし、不在地主の小作地を対象として買収計画を樹てるよう通達した。農地委員会書記は、電力不足による停電、暖房用木炭・事務器具の不足等にもかかわらず日夜苦闘した。

農地買収事務は、最終的には県農地委員会の承認を得て買収期日前に知事が買収令書を発行交付することを要したので、遅くとも三月三十日までは県農地委員会の発足が必要となり、市町村農地委員の選挙のあと二十二年二月二十五日間接選挙で行われた。県内を二選挙区とし、東部と西部に二分し、定数を二〇人、内訳として小作一〇人、地主六人、自作四人と定められ、間接選挙により市町村農地委員会の階層別委員がそれぞれの階層の県委員を選挙することとなつた。

買收實績

回数	買収期日	田	畠	計
第1回	22年3月31日	1,973町9525	259町7429	2,233町7024
2	7. 2	3,932. 2715	630. 1009	4,562. 3724
3	10. 2	242. 3313	23. 4902	265. 8215
4	12. 2	4,619. 9222	893. 3602	5,513. 2824
5	23. 2. 2	640. 5728	172. 5003	813. 0801
6	3. 2	867. 0011	223. 2012	1,090. 2023
7	7. 2	1,397. 2520	375. 1729	1,772. 4319
8	10. 2	477. 0606	153. 8220	630. 8826
9	12. 2	534. 4416	254. 6015	789. 0501
10	12. 31	96. 3520	31. 2609	127. 6129
11	24. 3. 2	118. 5812	65. 1715	183. 7529
12	7. 2	306. 4526	156. 9906	463. 4502
13	10. 2	93. 8716	33. 1123	126. 9914
14	12. 2	143. 0800	46. 4420	189. 5220
15	25. 3. 2	182. 7020	60. 7219	243. 4309
16	7. 2	172. 8514	49. 9803	222. 8317
合計		15,798. 7524	3,429. 7211	19,228. 4805

この県農地委員選挙に当たり、二月二十三日戸澤知事は「二十五日の県農地委員の選挙は、ようやく機も熟し相当数の候補者もあり、激戦を予想されているから、有権者は必ず棄権することなく貴重な一票を投するようにしてもらいたい」との談話を発表した。投票率は九六%であった。この選挙について中立委員五人が知事推せんに基づき農林大臣から選任され、知事を会長とし、委員二五人からなる県農地委員会が発足し、三月三十日第一回県委員会において田二一、一七八町二反七畝三歩、

烟五三五町三反三畝二七歩、計一、七一三町六反一畝の買収計画が承認された。

八壳渡しの開始

第一回買収は、買収令書番号佐賀い一號以下通し番号で、三、九〇二枚が六月に入りようやく交付されたが、被買収者が不在地主であり、戦災・疎開・復員等戦後の混乱期であったことから、名宛人に交付できないものが多く、令書の交付に替えて九月三十日付興告示をした被買収者は七六一人におよんだ。

買収は第二回を七月二日とし、その後、十月二日、十二月二日、二十三年二月二日、三月二日、七月二日、十月二日の八回を予定されたが、十二月二日、三十一日を追加し、さらに二十四年三月、七月、十月、十二月、二十五年三月、七月いずれも二日付の合計一六回の買収を実施した。買収令書の記号は買收回数に従い、い、る、は、に、ほ、へと続いた。

第二回買収以降には在村地主に対する買収を行うため、在村地主の保有面積を決めねばならなかった。二十二年五月一日県正庁で開催された第三回県農地委員会で法律基準一町歩の保有面積に対し、小作面積と耕作面積の加重計算により、県内での小作地保有限度を一区一町歩、二区を八反歩とすること、在村地主の自作地および小作地の合計面積限度を三町歩とすることを決定し、中央農地委員会議の承認を求める決定がなされた。一区は主として平坦地区、二区は山間山麓地区とし、三町歩は全県適用とした。

この買収回数が進むに伴い、買収異議の申立、訴願の提起も月を追つて増加し、県農地委員会の裁決も極めて増加し、また複雑化した。

示、土地所有者の住所氏名等の訂正も多く、占領軍より数字の確定について注意を受けたこともあった。しかし、逆に地主反動の余裕すらないという推進力となることもあった。

△農地解放記念式典▽

二十二年十一月、第一回の農地売渡通知書の交付を記念し、「農地解放記念式典」が一郡二二か町村を基準として二十一日を中心に行なわれた。買受農家に対する農地売渡通知書交付式と、県・市町村農地委員会等による祝典が行われ、農地改革の徹底などをスローガンにかけ、記念講演会等が行われた。また県では佐賀市佐賀劇場で農地解放の記念行事が盛大に開催された。一方、農地委員・書記の組織化も進み、二十二年十月十三日農地委員会県協議会を設立（全国組織は、これより早く九月農地委員会全国協議会を結成）し、当面の課題であった

一 農地改革必要経費の増額確保、物資対策

二 書記の待遇改善と身分保障

三 第三次農地改革の実施、および未墾地解放促進

四 農地集団化推進

五 小作契約の文書化促進

を決議した。特に農地委員会書記は激務に比し身分保障がなく、全国農地委員会職員労働組合（二十二年十二月十七日設立）は二十三年六月二日各県職員組合に対し中央委員会を設置したこと、闘争体制の完備を求める書面を送るほか、農林大臣との接衝で遂に市町村職員に準ずる地方公務員として、恩給受給権も確保することになった。

また、二十四年二月十七日夜、県庁火災により農地改革関係書類の完全焼失により、諸帳簿の復元作業と次々に迫つてくる農地買収売渡事務

の遂行という二重の業務が続いた。農地委員会は、同月二十三日、県下農地委員会に対し、

「県農地部各課は何一つ持出しえず全部灰燼に帰し、全く同情の外なく、今後の執務に關係方面の協力なくしては到底円満

なる事務の進ちょくは困難と思われますので各委員会も率先出来る限り援助に格段の御配慮を」と訴え、農地部仮事務所は、佐賀市松原町協和館（佐賀放送局東隣）で、電話は一三一二番であることを附記した。

このような悪条件を克服して、二十五年七月、第十六回買収を以て買収は一応完了した。買収面積一万九、二二八町四反、被買収者四万一、五九〇人、被買収法人六、五六八、売渡農地一万九、〇七五町、その売渡を受けたもの六万七、五六六戸（農地等解放実績調査）、若干の売渡未済農地を残し事業はおおむね完了した。

ところで農地改革の進展に伴い、紛争もまた多く農地買収手続きの違法等を理由とし、買収処分の無効など、国・県知事を被告として行政訴訟となつたものも二十四年以降三十年まで一一四件に達した。一方、訴

農地を買収された地主の戸数

区 分	個人 地主		法 人 团 体	
	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主
買 収 さ れ た 面 積 別				
5 反 未 滿	15,174 戸	16,321	5,400	370
5 反以上 1町未満	2,581	2,748	386	71
1町以上 3町未満	2,447	1,268	260	22
3町以上 5町未満	425	208	30	5
5町以上 10町未満	199	87	8	7
10町以上 50町未満	96	31	7	—
50 町 以 上	4	1	—	—
計	20,926	20,664	6,091	477

願も二三〇件で、小作調停法に引き続き民事調停法の農事調停によるものが三十年まで四〇四件になつた。

改革後に残存する小作地について農地調整法は小作契約の文書化を求めた。口頭契約からくる紛争の防止と小作料統制の励行の二面から、二十四年二月から推進された。

戦後農家戸 農地改革に伴い多数の自作農が数の激増 創設されたが、敗戦で、工業をはじめとする諸産業の壊滅による失職、終戦後の疎開、軍人の復員、海外邦人の引揚げ等大量の人口が農村に復帰し、さらに食糧事情のひっ迫から帰農する者も加え、総農家戸数が激増した。

農地被買収 農地改革により強制的に買収された地主の田・畠の全国平均価格は、田で一〇a（一反歩）当たり七五七円余で、畠で四四六円余、政府はこれを同じ価格で当該小作農に売り渡した。

この農地面積は全国で約一八〇万ha（県内一万九、二二八ha）に達したが、農業生産力の復興と、農作物は作れば売れる時代であり、農業所得も急伸し、加えてその後の社会の復興とともに農地転用の機会が増加し、そのため、買収

壳渡田畠を含めて農地価格は漸次高騰し、改革後二十六、七年頃になると一〇a当たり数十万円と言う価格を生み、中には百万円に達するものもあつた。

これに対し農地改革中のインフレの進行による買収価格の相対的下落と、旧地主に対し買収代金の一部として交付された農地証券の実質的価値は急激に下落した。旧地主の不満は、買収価格が不適に安いとして、国はこの補償を行うべきであるとの主張が被買収地主の組織化を進めることとなつた。

県下では二十八年三月三十一日、県解放農地国家補償期成同盟会が設立され、会員五、〇〇〇人を擁し、事務所を佐賀市に設け、県本部に会長・副会長のほか、本部委員五人、事務局長をおき、市郡支部・市町村分会さらに部落委員を設け、被買収面積の確定、被買収者の生計調査、世論調査、請願その他会員内外の農地相談に応じた。これらの経費は被買収面積に応じた旧地主の会費負担によつた。三十年に全国解放農地國家補償連合会が結成され、三十三年三月、全国農地解放者同盟に組織替えがなされ、政治的団体として全国の旧地主三〇〇万人を擁し、政府に対し活発な運動を開いた。この運動の進展に伴い、解放農地に対する国家補償が不適に安いとする学者・政治家の意見も多く、また買収価格は違憲であるとの数多くの行政訴訟に対し、二十八年十二月最高裁判所は、農地買収の価格は「憲法にいう正当な補償である」旨の判決を下している。

しかし自由民主党内に「農地問題調査会」が設けられ、腰の重かった政府も、三十八年総理府に臨時農地被買収者問題調査会を設置することとなつた。

農地改革による自作農家の変動

区分	総戸数 戸数割合	自作農		自作兼小作農		小作兼自作農		小作農		
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	
昭和21年4月26日現在	69,445	100	23,604	34.0	15,750	22.7	14,532	20.9	15,559	22.4
27年2月1日現在	80,790	100	53,514	66.0	19,880	25.0	4,501	6.0	2,895	3.0

資料：農地管理課

四十年三月十六日、農地被買収者等に対する給付金の支払に関する法律案が衆議院に提出され、五月二十八日成立、六月三日公布施行された。

法律の施行に伴い、總理府組織令を改め、臨時農地等被買収者給付金業務室を設置し、政省令の制定、都道府県知事に対する通達、事務処理要領、全国都道府県担当者会議に引き続き、県においては業務の性格上担当課の決定に問題はあったものの、業務対応が極めて急であるため、農地管理課に農地給付金係を七月十日に設置し、この新業務に対応することとなつた。

給付金の認定事務は、請求者の本籍地の知事が当たることとなり、その支給は二、〇〇〇円から三〇万円まで一〇種類の額面の国庫債券により支給することとなつた。

県下では四十年に給付金請求第一号を受理してから、四十二年三月三十一日給付金請求書の受理期限までの業務実績は、請求者の個人一万五、九〇六人、法人七六一、団体一、一一一、計一万七、七七九人に達し、給付金支給総額は一七億九、八五九万四、〇〇〇円に達した。この業務完了により「被買収者問題」は当面の目標を達成するとともに、小作地の返還要求についても、四十五年農地法の改正による貸借権の保護規定の緩和等もあり、旧地主運動も漸時沈静し、終息に進んだ。

強制譲渡令 第二次農地改革は、自作農創設特別措置法と農地調整法の二法によって実施されたが、農地改革が一段落する二十五年土地台帳法が改正され、農地買取価格・農地統制価格の基礎となつた賃貸価格が廃止され、買収や農地価格統制の基準が失われるというアクシデントが起つた。

このため、政府はボツダム宣言受諾に伴う政令により、「自作農創設

特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」を二十五年十月九日公布し、農地の賃貸価格が廃止された前日の貸賃価格を以って買取売渡・農地統制価格の保持を行うこととした。

しかし買収もれ農地については旧価格とし、新たに買収該当地はこの譲渡令により譲渡することとするものの、価格は七倍、平均約五、三〇〇円に引上げられることとなつた。

これによつて、自作農創設特別措置法と農地調整法の三本による農地制度となつた。

農地法の制定 譲渡令（ボツダム政令）と改正の沿革 ボツダム政令）は、二十七年十月二十四日講和条約の発効により失効すること、また農地制度が自作農創設特別措置法、農地調整法、強制譲渡令の三本立てによる複雑さを解消するため一本化する必要があった。さらには農地改革の諸原則の

区分	年 項	強制譲渡令実績						単位：ha	
		昭和26年			昭和27年			件数	面積
		件数	譲渡面積 不在保有超過	計	件数	譲渡面積 不在保有超過	計		
譲渡令2条1項1号		53	10	10	143	9	9	196	19
2条1項3.6号		1,106	130	130	1,874	218	218	2,980	348
2条1項4号		1,890	253	253	3,641	620	620	5,531	873
2条1項1.4号		—	—	—	366	—	170	366	170
2条1項3.6号		141	10	10	328	36	36	469	46
計		3,190	403	403	6,352	883	1,053	9,542	1,456

資料：農地年報

継続について国民の信を問う意味において、農地法の立案が進められ、農業団体再編成に伴う農業委員会法制定の四か月後の、二十六年七月二十六日、農林省議を経たのち、二十七年七月十五日農地法の公布、十月二十一日から施行に至った。

この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とをはかることを目的とするとき、自作農主義を踏襲した。しかしながら旧三法の規定の統合と農地改革の成果の維持を主眼とし、従前の複雑・難解をわかりやすい表現に改めたと理解すべきである。ただ農地法制定後の社会経済の激動に伴い、数次にわたって改正がなされた。

三十六年制定の農業基本法では、家族経営の発展と自立経営の育成、協業の助長、農地についての権利の設定または移転の円滑化を規定した。この基本法の制定により、三十七年の農地法改正は、四国に始まつたみかん農家の法人化問題を取り入れ、農業生産法人の定義を新設し、農地等の権利取得を認めるほか、農業協同組合が行う農地信託の引き受け事業のための権利取得は許可不要とし、さらに農地取得について三町歩の上限制限規程を廃止し、自立経営の規模拡大の途を開いた。四十五年五月の農地法の改正は、土地の農業上の効率的な利用をはかることが追加され、当時のわが国は高度経済成長期であり、農業労働力の不足、老齢婦女子化、農地流動化の停滞、中核的農業者育成の困難な状況に対応して、農地の権利移動統制を緩和し、創設された農地でも売渡し後一〇年を経過すれば貸すことができることとなり、水田では裏作

期間のみの転貸も許され、農地の権利移動についての知事の許可権限も農業委員会へ大幅に移譲された。さらに農地保有合理化促進事業を行う公社等の新設により農地取得を認めることとされ、社団法人県農地保有合理化事業公社が四十六年七月設立された。

また、小作地所有制限の緩和、賃貸借の解約等の制限の大枠緩和がなされた。すなわち合意解約および一〇年以上の定期賃貸借についての更新拒絶は許可を要しないこと。小作料は各筆毎の最高額の統制を廃止し、標準小作料を設定し、農業委員会の減額勧告制度を新設した。

農地法以外の関連制度としては四十三年の都市計画法により農地転用の統制は市街化区域に限り届出制となり、四十四年農業振興地域の整備に関する法律の改正により農用地利用増進事業が定められ、農地法による農地の権利移動統制のバイパスとして、農地の賃貸借等が比較的自由になされることとなつた。

昭和十三年の生産第一主義を目的とした旧農地調整法の賃借権保護規定も戦後の高度経済成長のなかで、農地の資産保有的意識の高まりと賃借権の既往の強い保護の反動として貸借が進まなかつた。やむなく当事者の自由な契約を本位とする「農地の新貸借制度」が農地流動化促

佐賀県農業生産法人設立状況 (49.1.1九州農政局調)

業種別	米麦作	果樹	畜産	そ菜	特作	養蚕	計
	1	9	3				
構成戸数	1戸	2戸	3~5戸	6~10戸	11~20戸	21戸以上	13
			3	5	3	2	
権利形態別	所有権	賃借権	使用賃借	所有と賃借権	その他		13
	7	2		4			

進のための主流となり、農地改革前からの古い賃貸借もこの流れに沿うことになった。自作農主義も、農地法第一条の副題とも言える「土地の農業上の効率的な利用」に主導性をゆだねる状況になっている。

四 土地基盤の整備

土地改良事業 明治三十二年、わが国で初めて耕地整理法が制定され、業の変遷 その後、同三十五年、北海道土功組合法、同四十一年にかんがい排水事業を目的とした普通水利組合および水害防止の事業を目的とした水利組合法が、続いて大正八年開墾助成法等が制定された。

戦前のわが国の農業基盤整備事業は、地主を対象として土地改良事業の施策が進められてきた。

しかし、昭和二十年の敗戦と占領政策により大きく変革することとなり、また、農地の所有形態についても地主制度の崩壊とともに、いわゆる農地解放への方策が定められる等、農業生産力の発展と推進に新たな段階を迎えることになった。

戦後は食糧の安定的供給と生産の確保が県政の最大の施策として進められ、また、從来の耕地整理法のもとで施行されてきた、各種の耕地整備事業の促進と強化に力がそそがれた。特に昭和十四年西日本一帯を襲った、大干ばつによ、農作物の被害は多大で、県内の米の生産量は平年作の六〇%に止まり、農民の嘆きは大きく、農業用水の不足が痛感された。このため水源施設の整備と農業用水の確保をはかるうと、貯水池の建設や導水路の新設改良事業等が急がれることとなつた。

その主なものとして、昭和十五年朝日村（武雄市朝日町）と北方村北上滝（北方町）にまたがる地点に、受益面積二、二二三ha・貯水量一二

七万五、〇〇〇haの朝日ダム建設があり、これは県営白石北部用水改良事業として着工され、三十四年に完成した。また、久保泉村（佐賀市）外一か村を対象地域として、受益面積三〇一ha・貯水量三一万五、〇〇〇m³の貯水池として、神籠池溜池事業の建設が二十四年に着手され、二十九年度に完成した。その後、時を同じくして、小城町松尾の北浦溜池用水改良事業が、受益面積五一〇ha・貯水量四一万三、〇〇〇haの規模で、十六年から二十三年までの八か年の工事期間を経て完成された。これらの事業は、いずれも戦時下の労力資材不足等もあって、事業完成に至るまでの関係者の労苦がうがいしれる。

一方、十四年から、嘉瀬川沿岸の大規模水利事業の調査に着手した。ようやく二十三年十月国営事業として嘉瀬川農業水利調査事務所（嘉瀬川農業水利事業所）が、南山村（富士町）に設置され、県下最大規模の北山ダム（受益面積一万一、一五九ha・貯水量二、四二〇万m³・幹線用水路延長三万四、四五九m）は、四十五年三月まで二十数年の歳月を経て、藩政時代以来の農業水利史を飾る大事業として完成を見た。

緊急開拓 昭和二十年十一月九日、閣議決定によって、緊急開拓事業開拓事業 実施要領が制定され、終戦後の食糧事情と復員に伴う社会変化に対応するため、新農村建設の要請が叫ばれた。

この実施要領は二十一年から五年間に開墾一五五万町歩以上を、また、六年間に一〇万町歩以上の干拓事業を実施して一〇〇万戸を入植させるとともに、二十一年から三年間に二一〇万町歩の土地改良事業を行う事を目的としたものであった。

県は国の緊急開拓事業実施要領に対応して、緊急開拓事業推進部を二十一年一月八日設置した。同本部では知事が総裁となり、推進部長には

経済部長があたり、具体的な事務を取り扱う地方事務所推進部では所長を推進部長としてあたらせた。また、その業務は、

一 帰農者募集と訓練

二 土地取得や払い下げ

三 開墾および営農の指導

四 開拓家屋の建設

等であったが、開拓事業を推進するに当たって最も困難な問題は、開拓適地の取得であった。国有地の場合は比較的問題はなかったものの、私有地や区有地等では、取得には大きな障害があり、難航した。

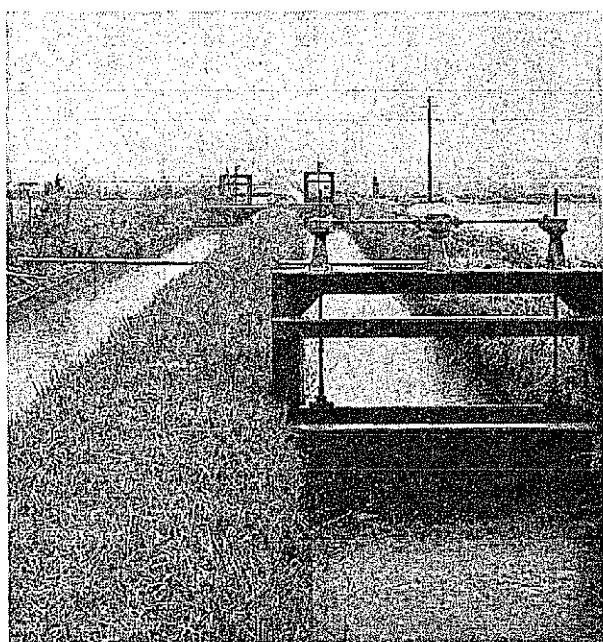
当初、開拓地の取得については、農地調整法(第一次農地改革)により行われた。これによると、未墾地の解放の方法は、農地開発営団・都道府県・市町村・その他自作農創設事業団等が、都道府県知事の認可を受けて、開発に必要な未墾地の取得について、所有者に協議を求めることができるとされていた。しかし、協議が整わない場合は、都道府県農地委員会(二十六年、農業委員会に改正)の裁定によって開拓地の取得ができることとされた。

従来の取得は、土地収用法による複雑な手続きが必要であったので、これは未墾地解放にとって大きい前進であったものの、必ずしも充分であるとは言えず、大量の用地を緊急に開拓地とするには不充分であった。従って、協議による自由取り引きではなく國による強制買収方式の法制化が必要となり、二十一年自作農創設措置法(第二次農地改革)が制定された。

以上のように戦後の混乱期の中にあって、二十二年から二十六年までの未墾地取得目標の七、〇〇〇町歩に対し、二十二年を最高に二十六年までに五、二七〇町歩が取得された。また干拓・開墾事業は、二十年から四十三年まで入植者・地元増反者等を併せ、二一二地区・九、〇五一haで、入植戸数は一、九四四戸となっている。

県営土地 この事業は、昭和二十四年に制定された土地改良法に基づく改良事業にて、土地の所有者または所有者以外の使用収益権者等の事業参加資格を有する一五人以上の者が、一定地域を定めて、その地域に係る土地改良事業を知事に申請することとなっている。知事は、その申請にもとづき、事業の適否を決定し、県営土地改良事業を行うための土地改良事業計画を定めたのち、事業計画の公示等の手続きを経て、事業が着手される。

この事業の目的は、高位生産農業団地の形成、農業の近代化、農業經營の合理化、農業所得の向上をはかるもので、県はこれらの事業を積極的に推進してきた。事業の主なものとして、かんがい排水、ほ場整備、畑作地帯の総合土地改良、農道の新設改良、農地造成等があり、これら各種の事業が県営事業として実施されている。



白石北部用水改良事業の用排水路

や防除用水の確保と併せ、かんがい施設の整備（スプリンクラー）の促進等がはかられ、五十年度までに二一地区・受益面積二万一、〇〇〇haにおよぶ用排水事業が実施してきた。

今後、上場地域の開発と筑後川下流沿岸土地改良事業等が六十年を目標として、その完成が急がれている。

△国営附帯かんがい排水事業▽

この事業は、国営事業施行部分に接続する農業用用排水路施設の、新設廃止または変更であって、末端支配面積がおおむね一〇〇ha以上で、受益面積の合計が二〇〇ha以上のものについて施行される。

本県では、昭和二十四年から着工された国営嘉瀬川農業水利事業の国営幹線水路に接続する末端水路を、二十九年から一〇か年の継続事業として工事が進められている。

この嘉瀬川土地改良事業は、嘉瀬川流域の佐賀市・佐賀郡（大和町・

川副町・諸富町・東与賀町・久保田町）・小城郡（三日月町・芦刈町・

牛津町）の一市八町、一万一、一五九haにわたる地域の農業用水改良事業で、国営嘉瀬川農業水利事業の末端水路の整備を行うものである。計画路線は一二路線で延長は四万三、九一七mとなっている。国鉄長崎本

線以北は自然かんがい地域であるため、三面張のコンクリート水路とし、以南はクリークを利用した機械かんがい地域であるので土水路とした。一〇か年の継続事業で、総事業費は一七億五、七〇〇万円となつており、五十年度までの進ちょく状況は六七%となつている。

△ほ場整備事業▽

農業の近代化に伴う機械化農業に即応するため、農業等の区画を整備し、その他ほ場の整備を行うことによつて農業生産性の向上をはかり、

かられた。さらに、山間畠地帯における樹園地（みかん園）の薬剤散布二十三年に着工し、二十四年に完了、須古（白石町）は三十五年に着工し四十四年完了する等、溜池の新設を始めとして水資源施設の充足がはかられた。さらに、山間畠地帯における樹園地（みかん園）の薬剤散布



県営ほ場整備事業(久保田町) 昭和50年1月

農業構造の改善に資することを目的としている。従来の区画整理事業をさらに合理的かつ効果的に実施するため、三十八年度に新たに創設されたもので、受益面積が二〇〇ha以上の地域とし、区画の大きさも三〇a以上を標準として、計画が進められた。

本県では、四十一年度から東与賀地区（東与賀町）で、受益面積五五二ha・事業費九億九、二五〇万円を投じて事業に着手し、四十七年度完

成まで、七か年の継続事業として取り組んだ。

その後、四十二年度には、鳥栖東部地区（鳥栖市）

が受益面積一四二ha

・事業費一〇億一、九八

二万円で着工、四十八年

度に完成した。四十三年

度には、三日月地区（三

日月町）が三四八ha・事

業費九億六、〇〇〇万円

で、続いて大詫間地区

（川副町）等が着工され、

五十年度までに二六地区

・一八七億九、〇〇〇万

円が投じられ、五、三八

haの事業が完成してい

る。

△畠地帯総合土地改良事業▽

この事業は、畠作振興土地改良事業として、四十三年度に創設され、かんがい排水または道路等を基幹事業として、他の土地改良事業と併せ行う事業で、受益面積は一〇〇ha以上（併せ行う事業の受益面積は五〇ha以上）となっている。なお、野菜生産出荷生産団地、過疎地域振興山村等を含む場合については、採択基準が別に定められている。

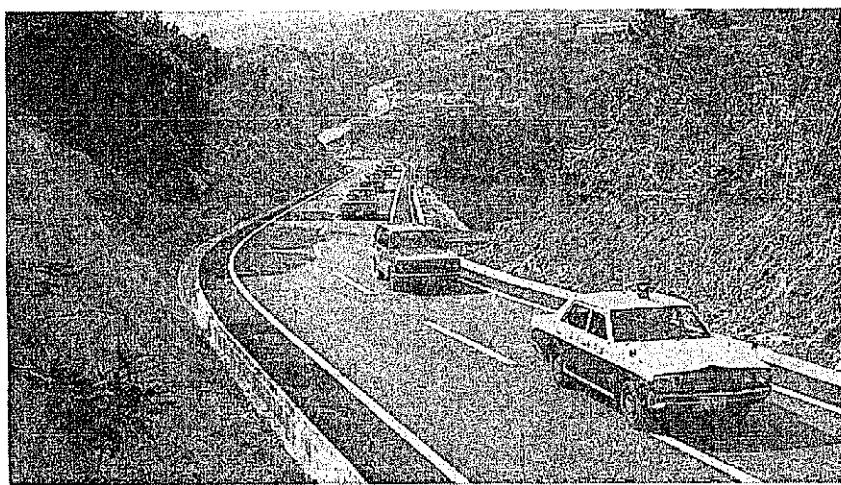
本県では、四十六年度から五十三年度までの八か年の継続事業として、多久市天ヶ瀬地区で受益面積三三七ha・事業費一二億七、〇〇〇万円を投じて、畠かん施設と農道一万四、五七〇mの事業が施行されている。

また、四十八年度から五十三年までの六か年を目標として、太良地区で、受益面積一三七ha・畠かん施設および農道二、三〇〇m・事業費八億七〇〇万円で施行され、四十九年度からは大浦（太良町）・平原（浜玉町）等、合計六地区で、受益面積一、六九〇haにおよぶ樹園地の自動かん水（スプリンクラー方式）や農道事業に着手し、事業費八二億五、八〇〇万円をもって継続事業として施行されている。

△農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農免農道事業）▽

この事業は、農業生産の近代化、農業生産物の流通の合理化および農村環境の改善を目的に、農林漁業用揮発油税財源の身替措置として、四十年に創設された。受益面積は五〇ha以上で幅員はおおむね四m（離島山村にあっては三m）以上であって、かつ総事業費二、〇〇〇万円以上のものが事業の採択基準として定められた。

本県では、四十一年度から鳥栖南部地区ほか三地区を始めとして、五十年度までに四三地区・七、七〇〇haにおよぶ受益地に延長一三万六、八



上場広域農業開拓農道の開通 昭和50年2月

〇〇mの農道を事業費三

七億三、五〇〇万円を投じて着工され、四十年度から四十六年度までに採択された二八地区について、おおむね五十年度では、おおむね五十年度で事業が完了している。

△広域農業開拓農道整備事業△

この事業は、受益面積

がおおむね一、〇〇〇ha

以上（急傾斜・離島振興

・山村・過疎地域は三〇

〇ha以上）の広域農業

地内において、農道の新

設または改良を行う事業

であって、その農道の延

長がおおむね一〇km以上

（急傾斜・離島振興・山村・過疎地域については四km以上）のものにつ

いて実施するものである。これは、広域な農業振興地域について農道網の中心となる基幹農道の整備をはかるものとして、四十五年度に創設された。本県では上場地区ほか五地区を、四十五年度から継続事業として、七万一、一九五mを事業費一一〇億九、二〇〇万円で施行中である。

△老朽溜池補強事業△

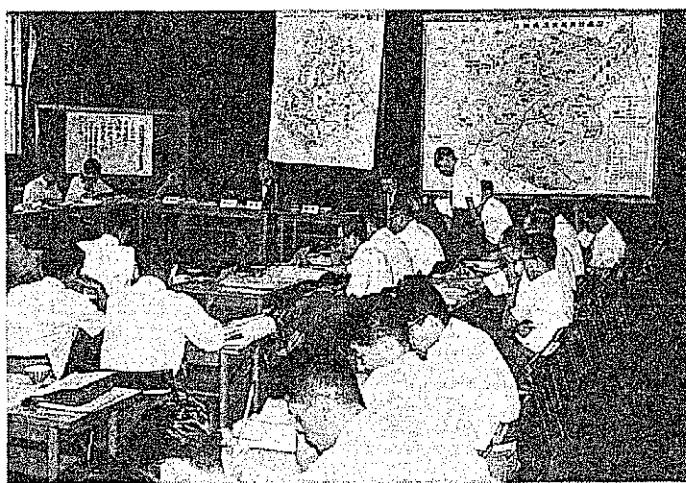
農業用の溜池として築造されたものは、県内に二、二六〇か所を数え、そのうち受益面積五ha以上の溜池は九五三か所となっている。また、このうちの一三〇余の溜池は稻作期間における貯水池の水量確保と洪水時の調整機能等の問題を含めて、下流地域におよぼす影響は多大であります。従つて農地保全上からはもち論のこと、溜池の決壊等の事故については、未然に防止する事が管理者としての最大の責務である。

このため、県は三十九年度から四十四年度まで、県内の溜池について農業用水資源開発要綱に基づき、既存溜池の現況を把握し、今後必要とする土地改良事業と水資源の効率的・計画的な実施をはかるために、溜池台帳の作成をし、これらの資料に基づき事業の促進に当たっている。

事業の施行に当たっては、受益者からの申請に基づき大規模老朽溜池補強事業（受益面積がおおむね四〇ha以上で、堤高が一〇m以上、または貯水量が一〇万t以上）と小規模老朽溜池補強事業（受益面積がおおむね五ha以上、堤高五m以上、または貯水量がおおむね三万t以上）等、所定の事業採択基準に従つて、県が事業主体となり事業の促進をはかつてきました。なお三十年から五十年度までに、大規模老朽溜池補強事業として、一一地区・七億八、〇〇〇万円、小規模老朽溜池補強事業として一三〇地区・二九億一、六〇〇万円を投じて、その補強をはかった。

△上場地区土地改良事業△

上場地区は、本県の西北端、玄界灘に突き出した東松浦半島一帯の地域で、唐津市・鎮西町・肥前町・玄海町・呼子町・北波多村の一市四町一村からなり、その面積は約二二〇km²で県全体の九%にあたる。耕地面積は約八、〇〇〇haで、うち五〇%が畠地であり、県内における代表的



上場地域開発対策委員会 昭和39年9月

な畑作地帯である。台地の約三分の一が玄武岩質で、その他は花崗岩質であり、また地形が半島であるため河川の発達も乏しい。特にかんがい期に降雨が少ない特性があるため、かんばつ地帯となっており、加えて玄界灘から吹きつける強い季節風による風害など自然的・社会的諸条件が悪く、農業の生産性は極めて低い。地形は標高約100mから200mの波状形阜丘状台地で、山林・田・畑等が非常に錯綜している。

このため、三十五年から実施した県産業振興計画において重点的開発地域として取り上げ、開発に必要な基礎調査を行った。この調査をもとに、四十年三月三日上場

地域開発計画を樹立し、国鉄呼子線の着工・名護屋大橋の建設・原子力発電所の誘致・海中公園の指定・広域農道の着工などの開発が進められている。

上場農業発展の三大障壁となっている水資源・風害・道路網の整備対策について検討され、特に

水資源の開発として地域内河川および地下水の調査を実施した結果、仮屋

湾の締め切りや松浦川からの揚水等種々検討されたが、結局松浦川より揚水することになった。当初は、水田用水補給・開田等に伴う畑地かんがい計画構想であったが、米の生産過剰により、畑地かんがいおよび開畠を中心とした計画に変更された。

そして、国の直轄調査が四十四年度から三か年で実施された。

県は四十七年に唐津農林事務所に、上場開発推進対策室を設置し、その推進をはかるとともに、国は四十八年に国営事業として事業に着手し、九州農政局上場農業水利事業所を現地に開設した。

この土地改良事業は、受益面積七、〇〇〇haを対象に、農業用水の確保を中心とした畑地かんがい・用水補給・経営規模拡大のための農地造成等を行うとともに、機械化営農により省力化をすすめ、成長作目の導入を促進して、農家経営の安定と所得の向上をはかることとして、五十九年度完成を目標に事業が進められている。

△筑後川下流土地改良事業▽

この事業は、佐賀平野と筑後平野の五万五、〇〇〇ha（佐賀県三市二町二村・三万六、九二〇ha、福岡県五市八町・一万八、〇八〇ha）の地域を対象とする。そして生産性の高い広域的営農団地の形成を指標におき、基幹かんがい用排水路事業を国営事業として、また末端用排水路およびほ場整備事業の土地基盤整備事業を県営事業として実施することになり、四十七年度から実施計画が進められた。計画の策定にあたっては、

一 筑後川・嘉瀬川・六角川等からの導水により、新たな用水を確保するとともに、用排水組織の再編成を行う
二 不安定な淡水利用の合理化をはかるため合口事業（取入口統合）

を行う

三 白石平野の地下水利用を全廃し、十分な用水を供給し、地盤沈下等にも対処する

四 全域のほ場整備事業と併せ、クリークの整理統合を行う

五 山麓樹園地を対象に、多目的畠地かんがいを行ひ、農害の防止と省力化をはかる

を基本とし、広域営農団地の育成と併せ、機械化農業による労働力の省力化等、生産性の高い地域農業の確立のため、早期完成が急がれている。

団体営土地 この事業は、土地改良区や農業協同改良事業組合、または数人の共同農地合理化法人・市町村等の各種団体が事業主体となつて、農業基盤の整備促進のため、事業推進の方策が講じられているものである。

昭和十八年から二十二年度までは緊急食糧増産対策事業として、戦後の食糧増産のため各種事業が実施されてきたが、二十四年に土地改良法が制定された時点で、国営事業・都道府県営事業・団体営事業等の実施手続きも明確にされ、また受益者負担制度を設ける等、土地改良事業の推進がはかられている。この事業を大別すると、

一 かんがい排水事業

二 耕地整備事業（暗渠排水、容土、区画整理、農道、その他）

三 畠地帶総合土地改良事業
四 ほ場整備事業
など、各種の土地基盤整備事業に区分される。

筑後川下流土地改良事業の概要

揚水機	名 称	位 置	揚水量	揚 程	口 径	台 数	原動機
			m³/s	m	mm		
	筑後揚水機	久留米市安武	13.54	15.0	1,350	3	710kw 3台
	佐賀揚水機	北茂安町豆津	18.60	15	1,350	4	750 4
	項 目 名 称		かんがい面 積	最 通 水 大 量	延 長	構 造	
	1. 取入路		ha	m³/s	m		
	筑後取入水路		17,610	13.54	1,540	管 路	
	佐賀取入水路		15,790	18.60	2,760	〃	
	2. 導水路						
	筑 后	17,610	13.54	15,440	鉄筋コンクリート水路		
	矢部川左岸	(3,140)	0.99	7,070	管 路		
	佐 賀 東 部	14,920	18.45	18,600	鉄筋コンクリート水路		
	佐 賀 西 部	13,610	11.82	10,490	〃		
	多 久	(1,280)	1.42	4,680	管 路		
	白 石 平 野	(8,310)	10.28	16,590	〃		
	宝 满	870	1.18	5,300	〃		
	既設嘉瀬川	11,370	19.64		〃		
	3. そ の 他						
	クリーク、幹線水路（用排水路）			169km			
	畠地かんがい水路			34km			

これらの事業は、受益面積二〇ha以上（振興山村・過疎・野菜指定産地・果樹濃密生産団地・水田転作にあっては、おむね五ha以上）について、土地改良法の土地改良事業の定義に定められた事業を施行することとなっている。

土地改良区が事業主体となって施行する場合の手続等は、事業参加の申し出・土地改良区設立準備・土地改良区の成立等があり、都道府県知事の設立認可等の過程を経て、土地改良事業を行うことができるところである。

なお、時代の推移に伴って、事業の拡大化・高度化、事業主体の組織や、また施設の管理面から大規模なものについては、国営土地改良事業や

都道府県営事業として、一、國営事業について
は受益面積が三、

○○○ha以上、た
だし農地開発事業
(干拓開墾等)に
あっては四〇〇ha

以上
二、都道府県営事業に
あっては受益面積
二〇〇ha以上、

団体官土地改良事業実施状況一覧表

事業名	地区数	事業量 ha	事業費 千円	施行年度	備考
かんかい排水	138	22,849	781,974	昭35~50	
(耕地整備事業) 畑地かんかい	1	21	1,346	30~31	
(耕地整備事業) 暗渠排水	27	1,645	92,332	30~50	
(耕地整備事業) 客土	4	191	16,585	30~33	
(耕地整備事業) 区画整理	32	1,924	150,024	30~39	
(耕地整備事業) 農道	171	—	1,818,345	30~50	
(耕地整備事業) 索道	1	1,498	873	30~31	
圃場整備	20	948	1,704,342	38~50	38年創設
合計	394	29,076	4,565,821		

ただし農地開発事業にあたっては六〇ha以上などの採択条件を満足すれば、国営または都道府県営事業として施行ができるところとされている。戦後に施行された団体官土地改良事業については別表のとおりである。

△小団地開発整備事業▽

この事業は、農村の自主的な計画に基づき、公共事業を行いがたい二〇ha未満の小団地を対象とする耕地牧野等の開発整備事業である。新農山漁村建設総合対策とともに、農村振興の促進をはかるもので、三十年度に設けられ、市町村あるいは農林漁業地域を指定した地域を対象として実施されたが、三十六年度で本事業は廃止された。

本県では、太良町ほか一市町村で、用排水路一五地区、農道三一地区、暗渠排水一地区で、事業費は三、四八八万円であった。

△土砂崩壊防止事業▽

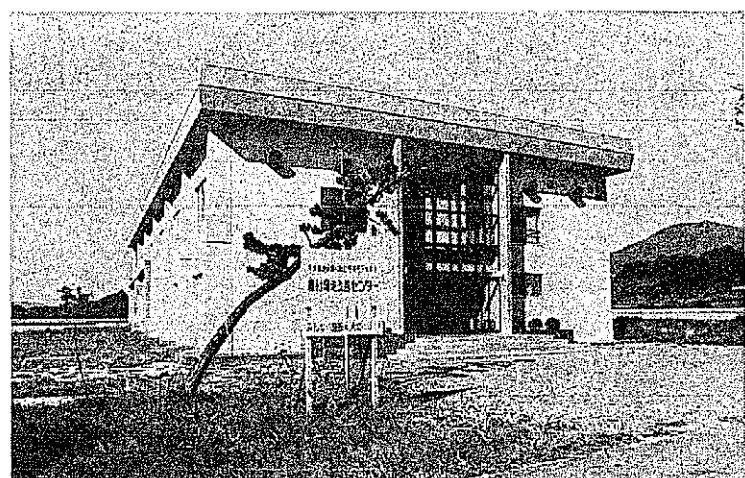
この事業は、風水害によって土砂崩壊の危機が生じた箇所を、農地農業用施設の災害を防止するために行うもので、土留石垣、擁壁等の新設または改修等がある。

三十四年度に新規に創設され、本県では四十八年度に鳥栖市の河内地区、五十年度に嬉野町の今寺地区がそれぞれ三か年の継続事業として、山止工二六二m、排水工四八二m、水抜工一一五m等を事業費七、七六七万円で実施している。

△湛水防除事業(農地防災事業)▽

この事業は、既存の排水施設の耐用年数内で立地条件の変化等により、湛水被害のおそれのある地域において、それを防止するために行う。排水機・排水樋門・排水路等の新設または改修(予想被害額が事業

農村環境改善センター（東脊振村）



費に比して、同等がある

いは多額で、かつ農業以外の事業効果が、全体の五〇%未満のものに限る）であって、原則として応急灌水排除事業が実施された地域を対象に実施するものである。

受益面積は三〇〇ha以上で事業費一億円以上のもの（大規模）と、受益面積三〇ha以上で事業費一、〇〇〇万円以上（小規模）とに区分される。

県内で五十年度までに実施されたものは、伊万里市馬蛤潟地区の受益面積七一・八haについて事業費一億九、四四八万円を投じ、四か年の継続事業として、四十七年に着工し、五十年度に完了をみている。また大規模地区として、受益面積四八二haの佐賀南部（佐賀市）、受益面積四八二haの藤津東部（鹿島市）地区が、五十年度以降の着工予定地区として計画が進められている。

△在日米軍および在日国連軍関係補償工事業▽

大野原は、佐賀県嬉野町と長崎県彼杵町の両県にまたがる総面積七五〇haにおよぶ旧日本軍の演習場で、二十一年七月一日から三十年九月二十六日に至る約九年間、米軍と国連軍の機械化部隊の実弾射撃場や飛行場として使用され、米軍の撤退後は引き続き自衛隊の演習場として使用されてきた。

演習場内には、水田三三六haと貯水池があり、耕作上危険なため、演习に支障のない原野五haを耕作者が譲り受け、これを開田した。そこでその水源として既設溜池の嵩上げ一m（八万二、〇〇〇tの貯水量の増加）と承水路一、六五〇m、放水路九、六〇五m・用水路一、五一八mを五、七六五万円で、代替工事として三十六年度から行い、四十一年度に工事を完了した。

この事業は、農業の発展と農村在住者の福祉の向上に資するため、市町村が策定する農村総合整備計画に即して農村環境整備を目的とする。

ほ場整備や用排水施設等の農業生産基盤の整備と併せて、農村集落における道路や排水整備等の生活環境条件の整備、農村環境改善センターや農村公園等の農村環境施設整備が主な事業である。

四十八年度から国の補助事業として、五か年間で全国四〇〇地区を選定し、一地区当たり平均八億円（国庫補助五〇%以内）の事業費をもつてモデル地区の事業が推進されることとなつた。

県では、八地区を目標に、農村集落の近代化と生活環境改善の促進に対応する農業生産基盤について、県費二〇%を助成嵩上げして、すでにほ場整備事業の完了した地区から優先的に事業実施を進め、四十九年度に東与賀町、五十年度に久保田町、浜玉町、東脊振村について、事業の積極的推進がはかられた。

△土地改良区の設立状況▽

本県の土地改良区は、五十年現在一〇二地区で、その面積は五万二、二六三ha、組合員六万三、〇八〇人となつてゐる。

これらの土地改良区の共同組織として、県土地改良事業団体連合会を昭和三十三年六月設立し、会員は一二七で、そのうち土地改良区七八、市町村四九となつてゐる。事業は会員の行う土地改良事業に關係して、技術援助・調査設計・換地事務、その他情報、紛争等の調停や運営上の助言指導に当たつてきた。事業完了後の施設の継続・管理指導の強化をはかるため、五十年八月、土地改良相談所を土地改良管理センターに改め、事業遂行にあたらせ、県はこれらの組織の運営強化に努めてきた。

国営土地 国営土地改良事業の実施要件として、農業用排水施設の新改築事業 設等にあたつては、受益面積が三、〇〇〇ha以上であり、農用地開発については五〇〇ha以上のものについて適用することとされている。なお、現在施行中のものは次のとおりである。

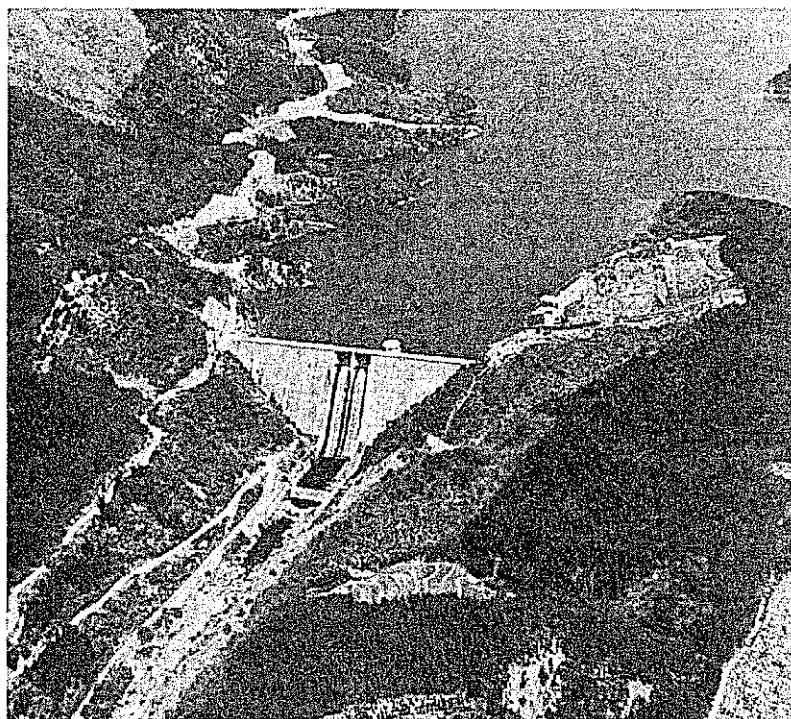
△嘉瀬川農業水利事業▽

昭和二十五年十二月より佐賀市ほか七か所の農地一万一、五九三haの農業用水確保のため、貯水池（北山ダムの新設と幹線用水路四九km）の新設改修とあわせ、用水の有効かつ合理的な使用配分と農業經營の合理化を目的として、事業が進められた。

北山ダム（有効貯水量二、二〇〇万m³）は二十五年に着工し、三十三年三月に完工した。また、川上頭首工は三十三年から着工し、三十五年に完成をみた。一方、幹線用水路は三十五年から着工し、延五万一九六mにわたり工事が行われ、四十八年に完成した。また、これらの事業費は六〇億七、四六〇万円となつてゐる。

△筑後川下流土地改良事業▽

佐賀県三万五、〇六二ha、福岡県一万七、七一五haにまたがる受益面積五万一、七七七haについて、複雑な取水慣行（クリーク、アオ等の淡水利用）を整理統合し、筑後川開発の一環として嘉瀬川取水導水路および幹線の新設と、大規模な用排水系統を再編成し、用水不足の解消をはかり、さらに白石平野の地盤沈下の防止に寄与し、あわせて農業近代化・經營合理化をはかることを目的とする。



昭和33年に完工した北山ダム

五十一年に農林大臣の施行認可を受けるべく、本県は、五十年十月六日、福岡県は同年十月七日に県議会の同意を得て申請中である。

△国営総合かんがい排水事業▽

上場農業水利事業は、唐津市ほか五ヶ町（北波多村・肥前町・鎮西町・呼子町・玄海町）の上場台地の受益面積六、三〇〇haを対象とする。

農業用水の確保、畑地かんがい、水田の用水補給、農地開発事業（一、三五一ha）等をあわせ、事業の促進をはかることにより、農業経営の合理化によって農家経済の安定をはかることを目的として、四十八年から着工され、三一四億円を投じ五十九年度に完成することとなっている。

△農地開発事業▽

多良岳開拓建設事業は、鹿島市および太良町にまたがる多良岳山麓の七六五haを開墾し、六四〇haのみかん園を造成するものである。

このため、地区の中央に幅員五mの幹線道路を建設し、これから陵線にそつて幅員五mの幹線、幅員四mの支線等の道路を国道二〇七号に連絡させる。また、園内の各テラスに幅三mの耕作道路を一五〇m間隔に配置するほか、かんがい用水源として、既設溜池の活用とあいまって新たに溜池の建設等を行う。三十九年度に着工、事業費七五億七、八〇〇万円をもつて五十三年度までに完成することとなっている。

(五) 千拓事業

有明海沿岸は、東西七三km・南北七四km・総面積二、四一六・七二km²で、県土のほぼ中央に位置し、標高一、〇四六mの主峰天山を基軸に、標高一、〇五五mの脊振山が東にのび、福岡県に隣接し筑後川で隔てられている。また、杵島・多良岳の山波は有明海をつつむ形で南西へ伸

び、標高三四二mの杵島山の連山は、長崎県にまたがる経ヶ岳に連なっている。

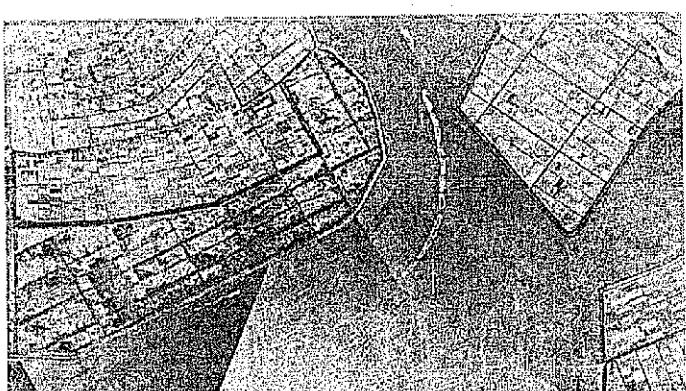
これらの山波は、太古の昔から緑の羽根をひろげ、人々の生活を見守るよう東西に伸びている。地質は、東部地域一帯は花崗岩からなり、西部地域は第三期層の安山岩・玄武岩等から形成されている。有明海にそぐ筑後川・城原川・嘉瀬川・六角川・多良川等から浸食風化された土砂が有明海へ流失し、また干満の差が六・六四mと比類のない有明海と湾内特有の潮流等が、沿岸数キロメートルにわたって深さ二〇~二十五mの重粘土層のいわゆる佐賀平坦地域三万haの軟弱地盤を形成し、自然干陸化が促進してきた。

このようにして、古くから千拓は建設されてきたが、昭和に入り施工した千拓は、国営千拓一地区・代行千拓一一地区・補助千拓四地区であり、面積は三、三一七haとなっている。

国営千拓

△有明工区▽

昭和二年県営有明千拓事業として実施設計を完了し、発足したが、その後起債認可等の諸問題が解決せず工事着工は八年三月であった。十八年に潮止工事が完了し、一部には綿・諸等が



耕作されていた。

二十年九月の枕崎台風により北緯堤防は大きく決壊し、地区内は一瞬にして泥海と化し、有明干拓は未だ有の大災害を受け関係者を悲嘆のどん底におとし入れた。現在、有明工区内の福富工区寄りにある五八・六haの時水堀（一八六万四、〇〇〇^戸）は、その災害の名残りである。

その後二十一年九月に県営事業から国営事業に移管され、困難を克服して、地区面積一、一七四haの今日の美田となつた。二十九年から三十年までに本工区の完了をまたず三一八戸が入植し、また五三四戸の増反が決定した。当時工事を困難にした微粒泥土も、地味はすこぶる肥沃で生産力も高く、入植者は安定した農家に成長した。

△福富工区▽

有明工区の北に隣接する福富工区は、県営有明干拓計画から除外された区域であり、昭和二十一年十一月に国営八平掘干拓事業として発足した。しかし、二十八年有明干拓建設事業に合併して福富工区となつた。

一十九年、オランダの干拓技師ヤンセン教授が来佐し、従来の堤防建設工法が、直立工法で堤防断面の底辺と高さが一対二あるいは三対一であったのに對し、その比を三対一とするオランダ式堤防の工法を指導した。この工法は沈下が少ないと、工期が短縮されること、また工費はほとんど直立工法と変わらないという有利さがあつたため、本工区はこの緩傾斜堤が採用された。この建設工事は、地区面積四三〇haで五十年度に完了する予定で、現在、入植・増反者への土地配分を準備中である。

△廻里江工区▽

有明工区の南に隣接し、昭和四十二年着工し、五十二年に地区面積一〇haが完了の予定である。堤防の基礎にサンドバイルを深さ一〇m、

幅一五mに打ちこんだ新工法で施行された。

県営代行干拓

代行干拓は、国の委託をつけ、和十七年着工した南川副干拓をはじめ、一一地区で実施された。ほとんが二十一年の食糧増産対策・自作農創設を目的とした緊急開拓農地開発事業として遂次着工されたものである。

△南川副干拓▽

本干拓地区は川副町の南東、大正掘の地先で、早津江川の西側河口に位置している。十七年、農地開発團が國の委託をうけ着工したが、二十三年九月同営團の閉鎖により農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに、二十四年四月県代行事業となつた。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は粗朶^{ばくじやく}・捨石で、堤体は練積石垣で上部は波受壁である。背



県営事業から国営事業に移管された有明工区



大詫間干拓（川副町）の潮止工事 昭和40年11月

面盛土はアスファルトによる被覆舗装を施工して、越波による盛土流失防止の配慮がなされている。しかしながら工事施工途中には、有明海特有の軟弱地盤と、わが国最大といわれている潮差の立地条件に加え、暴風・高潮の来襲による堤防の決壊、そして沈下・陥没等、幾多の困難な状況に遭遇した。関係者の努力の結果、三十九年に地区面積

一七四・八四haが完工した。耕地は入植者三三戸、背後地農家一九七戸に増反配分されている。

△大詫間干拓▽

本干拓地区は、川副町大詫間の最南端で、本県と福岡県境を流下する筑後川と、その支流早津江川の河口に発達したデルタ地帯である。昭和二十年農地開発営団が、國から委託をうけ工事に着手したが、同営団閉鎖により農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに二十三年四月県代行事業として継承され、四十三年に地区面積七〇・六一haが完工した。

潮受堤の構造は直立式堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積石垣で上部はコンクリートの波受壁を設けている。背面盛土はアスファルトに

よる被覆舗装を施工し、越波による堤体盛土流失防止に留意されている。なお、造成された耕地は、背後地農家一八六戸に増反配分された。

△西川副干拓▽

本干拓地区は、川副町広江明九揚の地先で、西側には八田江が流下している。昭和二十年農地開発営団が國より委託を受け、事業に着手したが、同営団の閉鎖に伴い農林省の直轄として引き継がれ、さらに県代行事業として継承された。

堤防構造は直立式堤で、基礎は二重粗朶・捨石とし、堤体は練積石垣、波受壁はコンクリートで、背面盛土はアスファルトにより被覆舗装されている。事業実施途中には、軟弱地盤と潮差という立地条件に加え、暴風・高潮の来襲による堤防の決壊、そして沈下・陥没等、幾多の障害に遭遇したが、三十九年に地区面積一四〇・二八haが完工した。造成された耕地は、入植者三〇戸と背後地農家一五〇戸に増反配分された。

△東与賀干拓▽

本干拓地区は、東与賀町戌辰搦地先で、本庄江河口の東側に位置し、五五・三二haの面積を持つ。昭和二十一年農地開発営団が國より委託を受け着工したが、同営団の閉鎖に伴い農林省の直轄事業として引き継がれ、さらに二十三年四月、県代行事業として継承された。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積石垣で上部はコンクリートによる被覆舗装を施工し、越波による堤体盛土流失防止に留意されている。また事業実施においては、有明海特有の軟弱地盤と潮差という立地条件にもかかわらず、三十七年に地区面積五五・三二haが完工された。造成された耕地は、現在、背後農家九九戸に増反配分されている。

△久保田干拓▽

本干拓地区は、久保田町久富の地先に位置し、昭和八年十二月、漁業権を買収して、九年六月地元有志により工事に着手された。

しかしながら、堤体は弱体で補強の必要があつたが、第二次世界大戦中の物資不足・労力不足に加えて、戦後の経済的苦境から地元農民の自力による補強工事は困難となつた。このため二十六年一切の権利を国が買収し、県代行干拓事業として新しく発足した。さらに、堤体が弱体で沈下陥没等幾多の困難な状況に遭遇したが、ようやく三十七年に地区面積二二二・二haが完工した。潮受堤防の構造は直立式堤防となってい反者も二一九戸と最も多かつた。

△大福干拓▽

本干拓地区は、福富町六府方地先に位置する。昭和三年十二月地元民一四三人により大福掘耕地整理組合を結成し、四年県の認可を受けて、八年九月から事業に着手し、十年二月に一応潮止工事を完了した。

しかし、その後、台風の来襲や有明海特有の軟弱地盤により、決壊・復旧を再三繰り返したが、ようやく十八年に最終潮止工事が施工された。しかしながら堤体は弱体で補強の必要があつたが、第二次世界大戦中の物資不足・労力不足に加えて、戦後の経済的苦境から地元農民の自力による補強工事が困難であった。

このため、二十六年一切の権利を国が買収し、県代行干拓事業として新しく発足した。その後、二十八年に三三戸、二十九年に四七戸、計八〇戸が入植し當農に入ったが、三十一年八月の九号台風および九月の二号台風と、再度の襲来により堤防が決壊した。これによって堤体の弱

体があらためて認識され、三十一年から三か年にわたり堤体の補強工事が行われた。しかし三十四年九月の十四号台風により、再度堤防が一五〇mにわたり決壊し、一瞬にして海水が浸入し當々として築いた美田は壊滅状態となつた。

県はいち早く復旧工事に着手すると同時に、堤体補強工事に全力をかけたむけ堤体の嵩上げとアスファルトによる被覆舗装を実施し、越波による盛土の流失防止に万全を期し、三十七年に地区面積一五三・六haが完工した。潮受堤の構造は直立堤で、基礎等の構造は明らかでない。

現在は、前面に代行干拓福富地区の工事が進んでおり、直接の波の影響は受けず、入植者や増反者は安定した農業を営んでいる。

△浜干拓▽

本干拓地区は、鹿島市北舟津地先の有明海湾の奥の最西部にあって、千鶴の発達は有明東部ほど急速でない。従つて、川副・白石地方のように背後地に広大な平野をもたず、多良山系のすそ野が迫つている。

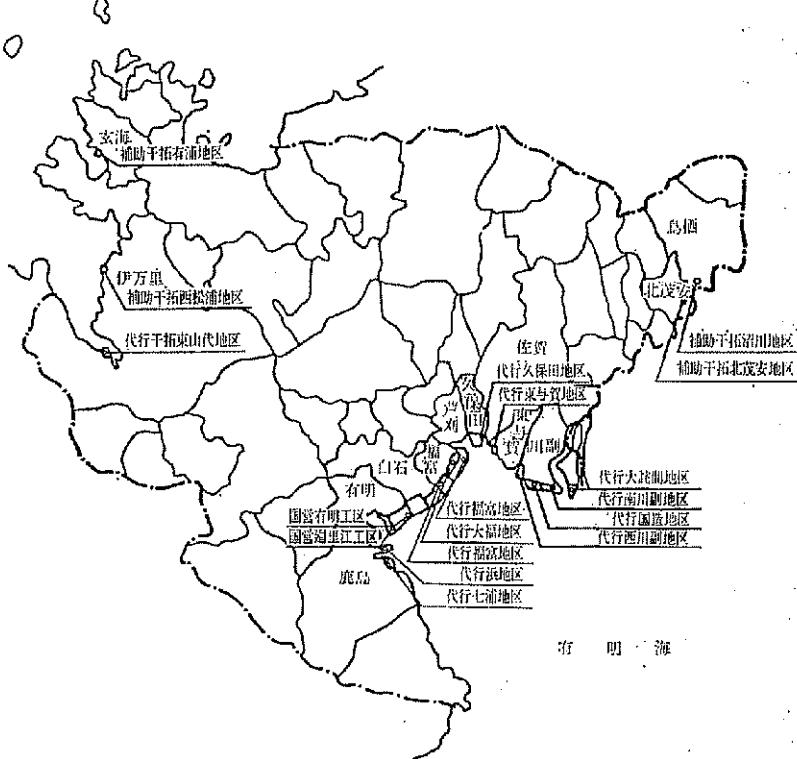
昭和二十二年太陽開発合資会社が着工したが、二十四年四月同会社が閉鎖したことにより県代行事業として継承された。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗染・捨石、堤体は練積石垣である。上部は波受壁、背面盛土はアスファルトによる被覆舗装を施工し、越波による盛土流失防止に留意され、四十四年に地区面積八一・九三haが完工した。造成された耕地は、背後農家一〇五戸に増反配分され、米作を中心として當農にとりこんでいる。

△七浦干拓▽

鹿島市大字音成地先にあり、北方で浜干拓と面し、一二九haの面積を持つ。地形的条件は浜干拓と類似している。

図 置 位 業 事 拓 千



弱地盤に加え、再三にわたる台風襲来のため災害を被り、そのつど、復旧工事を繰り返し施行され、ようやく四十九年に地区面積一二九haが完工した。造成された耕地は、背後地農家一六〇戸に増反配分されている。

△国造千拓△

本千拓地区は、川副町昭和揚地先の千潟で、早津江川および八田江湖にはさまれ、東は南川副千拓に面している。この事業は、代行千拓として最も遅く昭和三十年に計画された。

しかしながら従来の潮受堤防の構造については、有明海特有の軟弱地盤であるため、工事期間あるいは台風等に対し問題があつたので、計画樹立にあたって関係機関で種々検討された結果、最終的には緩傾斜式堤防で実施することとなつた。三十八年に漁業権交渉が妥結し、同年より堤防工事に着手された。

このようにして四十四年に潮止千陸し、四十七年、地区面積二四〇・二三haが地区内工事を残して完工した。この事業は最も工期が短く、着工より一〇か年で完工を見た。堤体基礎は敷砂で、前面はコンクリートブロック、背面は砂で盛土し、その上をアスファルトで被覆舗装した。造成された耕地は入植四五戸・増反六一戸に配分される予定であった

が、米の生産調整による開田抑制政策等もあり、県は同用地を空港用地と農業研修学園（農業大学校に改組）用地として利用するため、国より一括買収した。しかし空港建設に地元漁業者の反対があり、ついに建設が断念され、現在は県農業大学校実習用地として活用されている。

潮受堤の構造は直立堤で、基礎は敷粗朶・捨石、堤体は練積割石垣で、上部はコンクリートの波受壁が設けられている。背面盛土はアスファルトによる被覆舗装または植生で保護されているが、施工途中には軟

福富町大字下分地先で、六角川河口西岸に発達した千潟地で、南は国

△福富千拓△

當有明干拓福富工区に接している。背後地は、太古より幾多の干拓により造成された白石平野である。

昭和二十一年農地開発営団が國より委託をうけ、地区面積四二haの干拓事業として着手したが、同営団閉鎖により農林省直轄として引き継がれ、さらに二十三年四月県代行干拓事業として継承され事業が進められてきた。三十七年に事業の効果をさらに高めるため、國營有明干拓福富工区まで地区拡張を行い、地区面積二三一・七四haの五十二年度完工を目指し工事が実施中である。

潮受堤の構造は、大部分が直立式堤で一部緩傾斜を採用している。造成される耕地は、背後地農家を対象に増反配分される計画である。

△東山代干拓▽

本干拓地区は、伊万里市長浜地先に位置する。昭和二十一年引揚者有志企業団が農林省より委託をうけ工事に着手したが、同企業団の解散により二十三年四月県代行干拓事業として継承された。

三十四年十二月、潮止工事を行い、三十八年に地区面積六三・三二haが完工した。この干拓は昭和年代では玄海地域でただ一か所の代行干拓事業であった。潮受構造は直立式堤で、基礎は捨石、堤体は練積石垣で、上部は粗石コンクリートで波受壁を施工している。造成された耕地は背後地農家七〇戸に増反配分されている。

補助干拓 補助干拓は、國營・県代行干拓が全額国費で施行するのに対し、國・県の補助により施行するもので、地元受益者の負担をも伴うものである。面積の小さい五〇ha以下の干拓に適用される。

△有浦干拓▽

本干拓地区は、玄海町新田地先で、仮屋湾の奥に位置している。昭和

二十八年十月、補助干拓として着手したが、三十一年、三十二年の二か年間は政府予算の関係で、休止の要目を見た。三十七年八月、潮止を完了し、四十年に地区面積一〇・三haが完了した。

この干拓は有明沿岸と違い、砂質土の上に築造されたため漏水が多く、地区内に客土をもって漏水防止が行われた。当初、この耕地には増反農家二〇戸が計画されたが、社会情勢の変化にともない、農地以外に転用され、有浦中学校や東松浦高校の用地となっている。堤防は直立型で有明沿岸と類似した工法をとっている。

△沼川干拓▽

本干拓地区は、鳥栖市三島町の中央部を流れる沼川をはさんでその両側に広がる池沼地帯を平均一m埋め立て、農地造成した、いわゆる内水面干拓である。昭和三十九年着工し、四十三年に地区面積一〇・二haが完了した。埋立用土は、地区西方一・三〇〇mの於保里部の山土と旧堤防を採土して埋め立てた。増反者は六五戸で稻作主体の営農を行っている。

△北茂安干拓▽

本干拓地区は、北茂安町の通称、市原堤防北端から江口部落にいたる、筑後川二線堤防（国道二六四号線）の両側にある池沼を埋め立て、農地を造成したものである。特にこの地域は、地区特有の風土病である日本住血吸虫病の中間宿主である宮入貝の撲滅も施工目的とされた。

昭和四十年に着工し、四十四年地区面積二一・四三haが完了した。当干拓は埋立工事が主体で、二線堤防を採土場とし、二六万m³が埋め立てられ、地区内工事として、幹線排水路・道路・制水門等が施工された。営農は米麦を主体とし、増反者四二戸が耕作している。

△馬蛤潟干拓

本地区は、伊万里市波多津町馬蛤潟と煤屋地内で、明治三十年頃、地元有力者の手によって波多津川の河口に堤防六・九mを築いて耕地面積一〇haの干拓が計画された。しかし、地盤が低く洪水時においては、波多津川流域よりの流入量が多く、また築造堤防からの漏水が激しいため、完全に干陸化することができず放棄されていた。

県は三十六年から四十年にかけて、海岸保全事業により、堤防の補強と樋門二か所の改修を施工し、漏水を防止したため、排水も良好となつた。しかし、地盤が低く農作物の作付ができないため、四十二年現地調査を行い、四十三年から埋め立てを主体とした干拓事業に着手し、四十五年に地区面積一五・八haが完了した。工事の主体である埋立事業は、サンドボンプ船により伊万里港から採土し、埋め立て造成され、さらに地区内には、排水路・道路・貯水池・用水路・制水門等が施工された。しかし、米の生産過剰にともない、新規干拓は米の栽培が規制されたため、畑作物の作付のためには排水の改良が必要となつた。伊万里市は、排水対策として四十七年度から湛水防除事業に着手し、悪水を排除して五十年度に完工した。

(六) 開拓及び海外移住

開拓事業 第二次世界大戦が終つて焦土と化した日本本土に、約六五〇万人といわれる海外からの引揚者・復員軍人を迎えた。開拓事業はそのような混乱した世相の中で、全国的な規模で、緊急に食糧を増産確保し、同時に、軍人・引揚者・工員その他の離職者の集団帰農を促し、民生の安定を企図して発足した。

昭和二十年十一月、国は緊急開拓事業実施要領を策定し、五年間で一六五万町歩の開墾・干拓を計画した。

県では、二十一年一月、県および各地方事務所に緊急開拓事業推進部を設置し、帰農者の募集・訓練、営農指導、土地の取得・払い下げ、家屋の建設、開墾の指導など開拓事業を開始した。

また、翌二月には知事の諮問機関として緊急開拓委員会(委員二〇人)が設置され、緊急開拓事業の強力かつ、円滑な推進について調査審議が行われた。この委員会は、二十四年八月開拓審議会が設置されたことによつて廃止された。同審議会は、委員三十人で組織され、金融・土地・入植者選定・営農の各部会に分かれて、資金融通・適地調査・入植者や増反者等の選定・営農指導等の業務を所掌した。

二十六年度末における未墾地取得面積の累計は五、二七〇町歩に達した。そして平坦部の七町村を除く県下全域で山林・原野の開墾が盛んに行われ、開墾済面積は三、二〇二町歩に達し、入植者数一、五七七戸、増反者数一万一、九五〇戸を数えた。

緊急開拓事業は、その後食糧事情の緩和、社会の安定、経済の高度成長など時代の変遷に応じて、土地資源の農業的開発利用を基調としながらも、開拓方式の変更や制度の改正が再三にわたって行われた。その主な変遷は、次のとおりである。

一 二十五年、農家一・三男対策を含む農村建設計画としての開拓へ移行した。

二 三十三年、開拓事業実施要綱の制定により、地域農業開発に参画する地元農家の經營規模の拡大をはかることになり、新規入植を抑制して、既入植農家に対する根本的な安定化対策が講ぜられ



昭和22年頃の開拓農家

た。

三十六年、開拓パイロット事業実施要綱が制定され、国は用地取

得を行わず、土地改良法第三条資格者の申請によって、果樹・畜
産物等成長農産物の生産に必要な農地造成を行うことになった。

この制度は、その後、四十五年に制定された農用地開発事業に含

まれることとなり、現行では農業構造改善の方向にそって、主産
地の形成と農業経営の規模拡大をはかる国営・県営・団体営の農
地開発事業となっている。

国有未墾地の売り渡しを受けて自作農になろうとする入植・増反農家
は、自作農創設特別措置法（昭和二十一年）、農地法（二十七年）、新

しい干拓地の場合は改正土
地改良法（三十二年）等の

適用を受け、関係法令およ
び通達に基づいて、それぞ
れの事業が推進された。

県における開拓行政は、
このように国が定めた法令

・制度に基づき、さらには
県独自の補完事業を加え、
主として次のような業務を
実施した。

一 開拓用地の買収、売
渡、登記

二 開拓地の開墾、道路

三 開拓官農の指導、営農関連の補助、融資
四 入植農家の入植施設（住宅・電気・飲料水など）の建設

等の建設

三 開拓官農の指導、営農関連の補助、融資

四 入植農家の入植施設（住宅・電気・飲料水など）の建設

開拓農業三十年余の歴史は、およそ次の三期に分けられる。

△建設期（二十年代）▽

開拓の生いたちは、いわゆる緊急開拓であり、多くの開拓地は、僻遠
の地にあって営農・生活ともに不便であり、おおむね地力が低く氣象的
にも恵まれなかつた。加えて、資材が不足していた時代であり、入植農
家は資力に乏しく、また農業について未経験者が多かつた。さらに、ク
ワ・カマを中心とする人力農法であったため、後に述べる諸般の補助的
措置にもかかわらず、苛酷な労働を余儀なくされたわりには、生産はあ
がらなかつた。

二十年代後半になると、社会・経済は多少落ちつきを見せるようにな
つたが、開拓官農は依然として緊急開拓の手法を踏襲したので伸びなや
んだ。余裕のある衣・食・住は望むべくもなく、開墾や土づくり、住居

・飲料水・電気導入など生活環境の整備等の基盤づくりに終始した。

この時期に県がとった施策には次のようなものがあげられる。

一 焚烟施設事業補助要綱（二十一年四月）

焼烟造成に対し反当一五円、焼烟実践班の編成・宿営および機具
の購入・借用の費用に対し反当五円、種子購入費用に対し反当三

円を助成

助

三 開拓地電気導入施設事業補助金交付要綱（二十五年八月）

ランプ生活の無灯火地区を解消するため、工事費の七割以内で一
か所当たり一五万円を限度として補助

四 開拓農業協同組合活動促進補助金交付要綱（二十七年一月）

開拓農協は、開拓農民の協同組織であり、開拓事業の推進母体で
もあったが、反面、組織規模が小さく、運営体制も弱かつた。そ
こでその活動促進に必要な経費に対して、一組合三、〇〇〇円以
内を補助した。

△營農充実期（三十二年～四十三年頃）▽

古い入植農家を対象として、その營農不振を開拓するため、三十二年

四月、国は開拓營農振興臨時措置法を制定した。各開拓地ごと各農家ご
とに經營目標をたて、果樹・畜産等の經營確立に必要な資金の融通およ
び累積した災害資金の償還延期と利子補給補助が行われた。これを契機
として、道路等の建設工事・入植施設・開墾・土壤改良等營農振興に関
連する諸事業の総合的な実施によって、開拓地における新しい村づくり
が軌道に乗ってきた。

三十五年には、政府貸付金の償還条件緩和等に関する特別措置法の公
布、過剩入植地等で營農振興の見込みのない農家に対する離農奨励の制
度ができるなど、整理のための、いわば後向きの施策も打ちだされた。

この頃は、行政サイドの營農振興施策と呼応して、開拓農家自らの奮
起が欠かせなかつたし、その組織的な活動が望まれた。開拓農協連合会
は、県下の弱小開拓農協の連合体として、開拓事業の推進・生産の拡充・
資金融通等を業務としていたが、三十六年指導部を新設し発足させた。



開拓20周年記念式典 昭和40年12月

県は、同年九月入植當農関係事業補助金交付規則を制定し、県開拓農協連合会が行う開拓地青年研修、先進農家の指導班による各開拓地の經營診断と体験を通しての指導、弱小開拓農協の事務処理指導等の指導事業について助成した。

また、開拓農協・同連合会は、ともに一般農協との競合をさけて信用事業を行はず、開拓農家もきわめて不十分であった。県は三十六年九月、県開拓農協連合会に対し県費のつなぎ資金を貸付けることを決定した。この貸付事業は現在まで続けられ、毎年二、〇〇〇万円～一、五〇〇万円が低利で貸付けられ、開拓地の建設・營農の振興を助けた。

さらに、三十八年からは第二次營農振興対策として、過去の総花的な振興対策をあらため、ようやく階層差の生じた農家集団の中から振興の見込みのある農家が選別され、政府の低利資金の貸付け等、再度のテコ入れが行われた。

また、農家の經營は、急速に規模が拡大し、安定化していった。

△仕上げ期（四十四年～現在）▽

國における開拓諸制度に基づく各種の事業は、數回におよぶ残量総点検を経て、おおむね四十三年をもって収束した。四十四年からは、旧制度の開拓による入植農家に対する振興対策は、一般農政の分野で取扱うこととなつた。

行政の窓口も、過去二十数年間特別の保護施策として存続した開拓行政を、市町村行政の中での取扱うこととし、各開拓地の現況、残された問題点、その解決のためのあっ旋・調整など、一般農政への円滑な移行措置が市町村ごとにとられた。

ところが、本県の開拓地は概して集団の規模が小さく、そのために、四十三年ほとんどの国庫補助事業が収束した段階でも、生活・營農基盤の未整備地区が多く残されていた。そこで、開拓事業入植施設補助金交付規則（三十一年制定、四十七年廃止）と開拓地基盤整備事業補助金交付規則（四十七年三月）によって、一般農政への移行をはかるための最終的な施策として、次のような事業を行つた。

一 小規模道路整備事業（四十六～四十八年度）

二〇地区の道路九、六四八mの整備を実施し、工事費は四、二七

五万円（県四〇%、市町村三五%、計七五%補助）

二 飲雑用水施設整備事業（四十五～五十年度）

一四地区・一五二戸・工事費二、〇七六万円（県・市町村各三〇%補助）

三 婦人ホーム建設事業（四十三～四十七年度）

利用する開拓農家一五戸以上の集団、施設の規模五〇畳以上を対

象、一四棟（基準工事費に対し県・市町村とも三分の一相当を補助）

△開拓事業の実績▽

開拓用地は、五十年現在、買収面積七、七五八haで、売渡しあるより譲与面積は七、五六七haであった。また、開墾・干拓による耕地面積は、六、七二八ha、うち入植農家の經營面積は二、九六〇haとなつてている。

開拓農家戸数の消長は、社会経済の好不況、農業情勢を端的に反映している。最も入植増反が多く行われたのは緊急開拓当時である。反面離農者数も緊急開拓の頃が多く、次いで四十年前後が多かつた。立地条件に恵まれず營農の成果が思わしくないところほど離農者を多く出したが、後継者が農業を望まない等のため一代限りで絶えたケースも多かつた。入植者数のピークは、三十七年の二、三一三戸であるが、現在では一、七七二戸に減つており、在農率は開墾地で四七%、干拓地では八五%を示している。

また、開墾建設・入植施設等の整備の状況は、二十年から五十年まで、開拓道路延べ三四万六、六五八m、住宅三、一九六棟、電気導入九七二戸、飲用水施設九二七戸、小学校分校の増新築一六棟、婦人ホーム二八棟となつてている。

開拓農業は、現在では果樹・茶などの畑作經營、酪農・肉牛・肉豚などの畜産經營、あるいは干拓地における水田經營など、開拓地の特性を生かした、規模の大きい專業的な農家の集団が随所に見られ、特徴的である。とくに、開墾地ではその七割近い農家がみかんを經營の柱としているが、最近におけるみかんの不況を反映して、その約一割の農家は肉豚や肉牛を導入した複合經營によって建てなおしをはかっている。この

ようにみかん専業の開拓農家は減少の傾向にあるが、それでも三ha以上のみかん農家が多数存在するのは、やはり開拓地農家の特色であろう。

なお、五十年末における一農家当たり經營規模を一般農家（）内と比較してみると、みかん一・三八ha（〇・六八）、茶一・一三ha（〇・四六）、乳牛九・四頭（八・六）、肉用牛三〇・七頭（四・四）、肉豚年間五一五・四頭（三五）となっている。

（注）みかん・茶は一〇a以上の農家数による平均。

海外移住事業 移住は、個人が平和的にその生活の場を外国に移動することであり、明治元年約一五〇人の甘蔗労働者が米国ハワイに向けて渡航したのがわが国海外移住の草わけといわれる。

それからの一世紀余にわたる移住の歴史は、北米・中南米を中心にくりひろげられた。島国で国土の狭いわが国にとって、欧米諸国にくらべて歴史的にも、また政策の面でも數歩おくれた移住ではあるが、移住者は當々として自立発展への道をひらき、移住先国の経済発展にも大きく貢献してきた。

海外への移住は、国内外における社会経済情勢の変化が大きなかかわりをもっている。第二次世界大戦の戦中・戦後の約一〇年間の空白期をはさんで、戦前と戦後の移住に大別されるが、移住者数の消長とその性格には特徴がある。

明治末期から大正初期にかけて、県下各地域から多くの移住者を送り出しているが、当時は農村不況を背景としたブラジル移住がブームであった。ブラジルではコーヒー産業の発展に伴う労働者の需要が増大していたし、雇用契約期間を終えた移住者は、サンパウロ州の奥地開拓やサンパウロ郊外での野菜・果樹・花き等の近郊農業に従事し、着々と実績

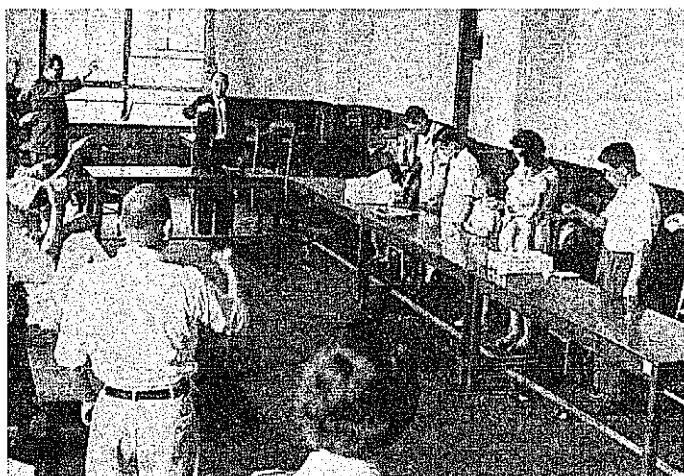
をつくっていった。

その後、大正末期から昭和初期は世界的な経済恐慌と農村不況を背景として、近親者・知人などを介して、さらに移住熱

が高まり、戦前移住の最盛期にあつたといえる。

戦後、移住が再開されたのは、昭和二十七年で

あった。時あたかも朝鮮動乱を契機として国内産業は復興のきさしを見せ、農村から都市部への



ブラジル移住社行会 昭和29年7月

になりつつあつたが、農業をはじめとする各産業の将来の見通しはまだ流動的であった。一方、ブラジルを主とする南米諸国では、産業の中心である農業の画期的な開拓をはかるため、外国人移住者への門戸を解放するようになつた。

このような環境の中で、三十年代前半は、農村地域からの家族移住や青年の単身移住、炭鉱の閉山に伴う離職者など、希望者が多かつた。県は、移住あつ旋の業務を担当した県海外協会（三十年十月設立）や県拓植農協連（三十二年十月設立）と提携して部落公民館などに出向いて積極的な啓発を行つた。この頃は、三十三年の二二五人をピークとして、

三十七年まで毎年一〇〇人以上の移住者を送り出している。

しかし、四十年以降は、わが国経済の高度成長と農村労働力が他産業へ流出したことによって、農村部からの移住希望は低調となつた。また受入国側の選考が厳しくなつたこともあるて、年間の移住者数は一〇人に満たない状況が続いた。

最近における海外移住の啓発は、視聴覚に訴える正しい海外知識の普及を主体としている。都市部では海外に関する幅広い相談会形式の一般向け啓発を、また県内研修機関や高校等若い世代を対象に、国際人としての素養・資質の向上をはかるような啓発に努めた。次に、移住希望者に対する移住の相談あっせん事務があげられる。

移住者は、次のように大別される。

一 國際協力事業団の直営移住地または受入国が設定した移住地等

で、土地の分譲を受けて自営農をする者（自営農）

二 日系農家で二～四年の雇用契約により現地農業に従事し、その後

独立する者（雇用農）

三 現地日系企業または日本からの進出企業に必要な機械や電気関係など、技術者の求人に応募する者（工業技術者）

四 さらに近親者や単身青年の結婚等による呼寄せ、または工業・商業等に就職する場合の呼寄せ等

このほかに県が取り組んだ主な施策としては次のようなものがある。

△グワタパラ地区移住▽

ブラジル国サンパウロ州リベロンプレト郡に關係七県で移住地を共同購入、三七五戸（うち内地からの送出二六二戸）の入植計画で、昭和十三年に土地を取得し諸準備を進めた。

本県からの送出は三十七年～三十九年に一四戸

県拓連が県信連から借りられ、全拓連に転貸した土地購入資金四、八〇〇万円に対する損失補償および年三・五%の利子補給（三十三年～四十三年）

移住者援助資金一〇件・五六七万円に対する年四%の利子補給（三十

七～四十三年）

共同精米所建設に対する助成一〇〇万円（四十一年）

電気導入に対する助成七〇万円（四十五年）

△海外移住団体の育成▽

海外移住の推進および県人移住者の援護等の業務を行う団体の活動を促進し、その円滑な業務の運営をはかるための助成。

対象団体・県海外移住家族会、同支部（ブラジル・アルゼンティン・パラグアイ）、県海外協会、同支部（ブラジル・アルゼンティン・パラグ

アイ）、県農業拓殖基金協会の基金造成▽

△県農業拓殖基金協会の基金造成▽
移住者の援護に必要な資金の調達と円滑な融資を行つための基金を交付した。

交付金、一、六〇〇万円

△拓植実習生のブラジル派遣▽

農村青年を約一〇か月間ブラジルに派遣し、全拓連農場や日系農場で訓練・実習させ、農業移住を推進指導する人材を養成した。往復の旅費、研修・実習費に対する助成。三十三～五十年まで一〇人を派遣。

△在外県人子弟留学生の受け入れ▽
移住者の子弟をわが国の大学へ留学の機会を与え、専門的な教育を受けさせ、併せて移住先国との文化交流と親善をはかった。往復旅費・学

費・国内研修費・生活費などを補助。四十二年度以降毎年一～二人、五十年度まで一五人を受け入れた。

国際協力事業団は、国内における移住者送出事務・渡航前の訓練・渡航費の支給等移住に関する実務を行うほか、現地においては移住者の生活・営農の指導、資金融通、直営による移住地の建設工事、衛生・教育・環境整備等の援護に当たっている。県は、この事業団と常に連携をとりながら、移住者との相談に応じ、送出とその後の援護を行ってきた。

戦後、移住の当初から最盛期にかけては、自営開拓農をめざす家族移住が多かったが、最近では、雇用農や三十六年からはじまった工業技術者の単身移住が多い傾向にある。そして、過去、中南米向け移住はもっぱら船による輸送であったが、四十八年からは航空便に移行している。

戦後の移住者数は、一七〇家族・九五六人、単身一七五人、合計一、一三一人を数えるが、その九割はブラジル向けである。

戦前の移住者数は明らかでないが、県人会等の資料によつて本県からの移住者の家族数を推測すると、次のとおりである。

ブラジル二、〇〇〇（三九七） アルゼンティン七九（一五） パラグアイ一〇（一〇） ボリビア一四（一三） ペルー二七（一） メキシコ三（一） アメリカ・南カルフォルニア一〇（一） カナダ六（六）

（注）：（）は戦後移住者家族数で内数

なお、外務省調べでは、昭和五十年末における移住者数は、戦前移住が約七〇万人と推定され、戦後移住が約二〇万人、累計九〇万人に達している。そして、海外在住の日本国籍保有者（移住者の大多数が含まれる）は二六万人、帰化一世および二世・三世は一二七万人で、海外日系

人の総数は一五三万人といわれる。その主な在住国は、ブラジル七三万人、アメリカ六二万人、ペルー六万三、〇〇〇人、カナダ四万人、アルゼンティン二万九、〇〇〇人、ボリビア、メキシコ各一万人となつている。

近年、経済・技術の開発援助等、国際協力の必要性が論じられているなかで、海外移住はその一環としての意義を強くしている。単に移住者の幸福追求にとどまらず、わが国の優秀な技術や投資が相手国の発展につながるからである。昭和四十三年にハワイ移住一〇〇年を迎えたのははじめ、この一両年にはカナダが一〇〇周年、ブラジルが七〇周年を迎えようとしている。これを契機として、一世とその家族の活躍ぶりや日系人の現地社会への定着ぶりなどあらたな認識を呼び、内外ともにわが国海外移住者の評価は高まっている。

（四）農村振興

戦後における県戦後の県経済の復興と産業県是の確立という二大使農業の振興策を帯びて、佐賀県産業振興対策審議会が二十二年八月知事の諮問機関として設置された。審議会は組織として農業、水産、工鉱商、交通港湾、東京の五部会とし、農業部会はさらに農産、畜産、水産の三小委員会にわかれていた。

二十二年十一月、「本県産業の振興をはかるため採るべき対策如何」の第一回の諮問に対し、同年十二月十六日、八八項目にわたる本県産業振興の基本方向を明らかにした答申が行われ、その結果、農林部の設置、特産課の新設、中小企業指導本部の創設等県産業行政機構が整備されるとともに、県予算を通じ、県産業の振興に大きく反映した。その後の農

業に関する諮問事項は、次のとおりであった。

二十三年十月 第二回諮問事項「本県農村工業振興の具体策如何」

二十五年三月 第四回諮問事項「県下農村不況対策について」

農業地帯区 戰前の県内の農業地帯は、昭和十五年十月、農山漁村実

分の設定 態調査にもとづき、市町村の土地生産力と地勢を考慮して、平坦地帯・平坦山麓地帯・山麓地帯・山麓山間地帯・白石地帯・上場地帯とし、さらに地帯毎に過去二五年間の平均米反当収量によって分類されていた。

戰後、国土総合開発構想の展開に伴い、政策面からも総合的農業地域区分の必要が痛感され、二十七年県農業総合計画審議会・県農業委員会等においてこの問題を中心に研究が行われた。

農業総合計画大綱の樹立とともに主要指標に基づいて科学的に農業地域が区分され、二十八年三月県農業総合計画樹立審議委員会において県農業地域の策定が行われた。その後、この地域区分は各種の農業振興計画の樹立や、技術指導の指標として長く利用された。

(注) 地域区分図は四八二頁に掲載

農業振興地 経済の高度成長は、人口および産業の急速な集積と交通域の整備網の整備を進め、市街地が無秩序に拡大し、農地の潰瘍、耕地利用率の低下、農業生産の粗放化等都市周辺のみならず農村地域にも波及することとなつた。このように他部門による土地利用の影響を受けた農村地域に、優良な農用地を保全し、農業近代化のため効率の高い財政投融资を行うため、農業の領土宣言とも言ふべき農業地域の整備に関する法律が四十四年七月制定された。

この法律に基づき、四十五年三月三十一日、「県農業振興地域整備基

本方針」を定め、次の各事項について基本的考え方を明らかにした。

一 農業振興地域の指定の基準

二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模

三 農業振興地域における土地の農業上の用途区分

四 農業生産の基盤整備および開発

五 農地保有の合理化

六 農業の近代化のための施設の整備

この基本方針に関し本県の農業振興地域の地帯区分を次のとおり定めた。

農業地帯	市町村数			市町村名		
	市	町	村	市	町	村
平野農業地帯	二	一	鳥栖 佐賀 基山 北茂安 三根 神埼 千代田 三	田川 諸富 川副 東与賀 久保田 大	和 小城 三日月 牛津 蒼刈 北方	
北部山間農業地帯	二	一	大町 江北 白石 福富 有明	中原 上峰 東脊振		
西部山麓農業地帯	一	村	富士 脊振 三瀬			
上場農業地帯	一	四	多久 唐津 伊万里 武雄	浜玉 相知 厳木 西有田 有田 山内		
多良岳農業地帯	一	町	肥前 玄海 鎮西 呼子	北波多		
干拓地域	有明干拓	鹿島 太良 塩田 嬉野				

農業振興地域指定と整備計画認可状況

年 度	指 市 町 村	定 数	計 市 町 村	認 可 数
44年		6		— 1
45年		8		1 5
46年		19		1 2
47年		12		1 3
48年		4		8
49年		—		
計		49		4 9

農業振興地域として指定された市町村は、四十四年から五か年間に市町村農業振興地域整備計画を樹立し、それぞれ知事の認可を受けた。五十年二月、基山町を最後に、全市町村の農業振興地域整備計画の認可が終り、県の農業振興地域は次のようになつた。

農用地	農用面積	
	田	畠
農用地	七万六、三三一ha	五万一、九九〇ha
畠	六、七四九ha	一万六、五〇三ha
樹園地	一、〇九〇ha	四万三、九六〇ha
採草放牧地	九五ha	右以外の山林原野
混牧地		四万三、四一四ha
混牧地		その他
混牧地		右の農用地七万六、三三一haのうち、
混牧地		一 集團的農用地

- 二 土地基盤整備事業の対象地
- 三 農業の生産性の向上、その他農業経営の近代化の見込が確実であること

農業振興地域として指定さ

四

その地域内にある土地の農業上の利用の高度化をはかることが相

当であること

の各項に該当する優良農地を農用地区域として、いわゆる「線引き」をして、将来にわたって確保し、財政投融資（国の補助事業等）の対象とするとともに、土地所有者が自由に農地以外への転用をかたく規制することとした。

その結果、農用地区域の現況と将来の利用計画は上表のとおりとなつた。

五十年六月、同法の一部改正にともない、県の基本方針も一部訂正し、市町村別の農用地区域の用途別計画面積は若干修正された。

農村振興対策の変遷 戰後の経済復興が進ん

だ二十六年、二十七年になると、これまで食糧増産に努力してきた農業において、経営の零細性からくる農家経済の脆弱性、不安定など、農業問題が提起された。

それは二十六年頃からあらわれてきた農産物の部分的過剰傾向と、それに伴う農産物価格の下落、農業所得の停滞と都市労働者との所得格差の拡大、農家生活の向上のために余儀なくされる兼業依存の増大であつ

た。

急成長しつつある国民経済に対応して、これらの諸問題を解決するために、適地適産と農業の共同化を可能にする生産基盤の整備、生産手段の合理化、経営の多角化、農産物市場の確保および拡大、雇用改善等に関する事業を実施することによって、わが国農業の近代化の途をひらく必要があった。

したがって、その要請に応えて、たとえば後進地域の特殊事情に応じた施策を講ずるため、二十七年急傾斜地帯農業振興臨時措置法、二十八年離島振興法などが制定され、効率的に後進地域のレベルを引きあげることが企図された。

これら後進地域に対する国の助成施策は、その事業種目および対象の範囲が限定され、土地改良事業関係が主体であり、とくに農業経営改善に関する地域的な助成措置はきわめて乏しく、局地的な適応性しかなかった。

国は、二十八年八月農村振興総合助成要綱を定め、現在の各種助成施策を拡充し、かつ総合的・集中的に実施するとともに、農業立地条件よりみて地域の農業振興上必要な各種の非補助事業についても、市町村毎に一括助成を行うことにより、市町村が樹立した農業振興計画の効果的実現を期すこととした。

これは、後に新たな制度として新農山漁村建設総合対策事業に受けたがれた。

新農山漁村建設総合対策事業

△対策の趣旨▽

この事業は、三十一年度から河野農林大臣のいわゆる「河野構想」と

して、全国的規模で大々的に実施されることになった。

この事業のねらいは、農山漁村民、とくに青年の自主的活動を基調として、立地条件に応じた適地適産が行える土地条件の整備、経営の多角化、技術の改良、共同利用施設の充実等農山漁村の振興に必要な総合対策を強力に推進し、農林漁業經營の改善と合理化により生産性の向上をはかり、もって農家所得を増大することにあった。

△農林漁業地域の設定▽

この事業を推進するにあたって、「農林漁業地域」を設定したが、それは農林漁業上の共通する諸条件の中で「新しい村づくり」の単位となるもので、共同化を推進するための母体となつた。

本県においては五三地域に分けて設定され、三十一年から三十七年度までに全地域の指定を終り、特別助成事業について三十一年度から三十七年度までに全地域の事業を実施した。

地域の設定

市郡別	地	域	名	地 域 数
佐賀市郡	佐賀 佐賀北部	佐賀南部	諸富 川副	八
大和 久保田 富士	千代田 脊振	神埼東部		
神埼郡	神埼			
鳥栖市 三養基郡	鳥栖南部 鳥栖北部 基山 北茂安	三根 三養基西部		四
多久市 小城市 東松浦郡	小城 三日月 牛津 芦刈 多久東部	唐津 唐津東部 相知 厳木 玉島		六
				八

伊万里市	伊万里	伊万里北部	伊万里東部
西松浦郡	伊万里西部	有田	
武雄市	武雄	川登	武雄西部
杵島郡	江北	白石西部	山内
鹿島市	鹿島	鹿島南部	西杵島
藤津郡	太良	能古見	福富
計		塩田	有明
		嬉野	
	五三	六	十
			五

△推進体制の整備▽

本事業は、農山漁民の創意と自主性を尊重し、下から積みあげた計画に基づいて推進することとした。

県では、三十一年七月、県農山漁村振興対策審議会を設置し、審議会の会長は知事、委員は市町村・農業団体・農林関係金融機関・農村の青年婦人部の代表・関係行政機関等から二五人を委嘱して、七か年にわたり、地域の指定・地域別基本計画・特別助成事業計画などの承認に関する重要事項について審議した。

また農山漁村振興計画の樹立・実施について、技術・経営に関する専門的な立場から指導援助するため、県では農山漁村振興顧問団を編成し、九州大学、佐賀大学、長崎大学、農業総合研究所に委嘱し、推進体制を確立した。

△計画樹立の指導▽

農山漁村建設総合対策事業は、地域条件等を同じくする農林漁業地域を設定し、事業の推進をはかつてきいたが、本県を五三の地域に分け、三十一年度一二地域、三十二年度一〇地域、三十三年度九地域、三十四年度一〇地域、三十五年度一二地域を指定した。

この事業の推進指導にあたっては、農政食糧課を窓口に関係各課および県の専門技術員による総合指導班を設置して指導にあたった。

△本事業の実績▽

三十一年度から三十七年度までの七か年間の事業費総額は、七億二、〇〇〇万円、うち補助事業費六億一、〇〇〇万円であった。

その内訳は、みかんを中心とした果樹振興に四

%、土地条件の整備に一三・一%など、果樹と畜産振興への先駆誘導的役割を果してきた。

農林漁業地域の指定状況

年 度	地 域 名	指定期数
31	佐賀北部 佐賀南部 神埼東部 基山 小城 多久西部 唐津 相知 伊万里東部 有田 能古見 太良	12
32	川副 大和 神埼 鳥栖南部 三根 巖木 伊万里北部 武雄西部 山内 白石西部	10
33	佐賀 鳥栖北部 牛津 芦刈 唐津東部 上場中部 川登 鹿島南部 塩田	9
34	北茂安 多久東部 富士 上場北部 上場南部 伊万里 武雄 西杵島 白石東部 鹿島	10
35	諸富 久保田 千代田 脊振 三養基西部 三日月 玉島 伊万里西部 江北 福富 有明 嬉野	12

農業構造 新農山漁村建設総合対策事業の地域指定も、最終段階を迎改善事業

えた三十四年に、国は次期対策としての施策検討を始めるため、農林漁業基本問題調査会を発足させた。その第一回総会において「近年農山漁村の所得は他産業従事者のそれと比較すれば相当の格差をみせており、また今後の国民経済成長と歩調をあわせて農林漁業の発展を期することも容易でない事態にある。

したがって新たな角度から経営・価格等の農林漁業等の諸問題や、これらと関連する雇用、貿易等の国民経済上の諸問題にわたる総合的な調査審議を調査会に期待し、もって農林漁業に関する基本的施策の確立をはかりたい」

旨の内閣総理大臣の諮問をうけて、同調査会は委員会を含めて十数回の審議を重ね、三十五年に「農業の基本問題と基本対策」を答申した。

同じ頃、新しい情勢に対応するため、農業基本法を制定すべきであるという意見が農業団体等から強く要請され、三十六年農業基本法案が国会に提出され成立した。これに基づいて実施される諸施策が、いわゆる「基本法農政」といわれるものである。

△農業構造改善事業の発足▽

新農山漁村建設総合対策事業の次期対策である基本法農政の施策の一環として、第一次農業構造改善事業が発足した。

この事業は、都市化・工業化が予想される地域を除き、全国三、一〇〇市町村を対象に三十六年度から一〇か年間を目途として農業生産の選択的拡大と主産地形成をはかり、自立経営農家の育成と協業を助長するため、整備・農地造成等農業生産基盤の整備開発・高性能機械の導入・集出荷施設・運果貯蔵施設など、農業近代化施設の導入等必要な事業が市町村の自主的計画のもとに実施されるよう指導助成するものであった。

国は、市町村がおおむね三か年を目途として、実施する総合助成事業に対し、一市町村平均四、五〇〇万円の補助（補助対象事業費は平均九、〇〇〇万円以上）を行うこととした。補助対象とならない事業についても一市町村平均二、〇〇〇万円の事業に対し農林漁業金融公庫資金

および農業近代化資金の低利融資を行うこととした。なお農林漁業金融公庫資金は三十九年度から平均三、〇〇〇万円に改められた。

△推進体制▽

本県では、三十七年八月、県農業構造改善事業審議会を設置し、重要事項について調査審議を行うとともに、市町村においては、市町村農業構造改善事業協議会を設定させ、啓蒙普及に努めた。

また、三十六年度から三十七年度までは農林部農政食糧課、三十八年六月には農業構造改善室を新設し、事業の推進に当たった。その後、四十年六月に各農林事務所に配置されていた農業構造改善主査を廃止し、四十二年九月に農業構造改善室を農業構造改善課に改組した。その間、農林部内で関係各課の担当職員の兼務を発令し総合指導班を編成して、指導にあたった。四十五年には農業構造改善事業関係は當農指導課が所管することになり、農業改良普及事業と密接な連携のものとに推進することになった。

△地域指定▽

農業構造改善事業年次別地域指定ならびに事業実施計画 注：指定地域には有明干拓を含む。

項目	年 度	農業構造改善事業年次別地域指定ならびに事業実施計画										計
		昭和36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	
指定地域数	計画	8	5	6	8	14	6	3				50
実施地域数	第1年次	計画		3	4	5	6	10	12	10	12	50
	第2年次	計画			3	3	4	6	10	12	10	50
	第3年次	計画			7	12	15	21	28	32	32	50
	計	計画			3	7						10

本県の農業構造改善事業は、県産業振興計画に基づいて県下四九の全市町村を対象に推進する計画であり、三十六年に八地域の指定を始めとして、四十二年度までに全市町村を指定した。地域指定を作目別にみると果樹が第一位で四七%、次いで米二二%・畜産二一%等であった。

△基本構想▽

本県の農業は、米・みかん・畜産を中心に地域条件に応じて振興してきたが、水田農業の振興については「新佐賀段階米づくり運動」と表裏一体となって、米作近代化集団を構造改善事業の実施地区に選定し、協業組織による機械化一貫作業体系を推進することにした。

農業構造改善事業は、県下の農業構造を長期にわたって改革するための先駆誘導的な理念事業であるとの認識のもとに推進された。

これをなお一層効果あらしめるためには、佐賀平垣地域、佐賀北部山間地域、国見山麓地域、上場地域のそれぞれの地域の実情をふまえ、長期展望に立った農業振興の方向と手段を明確にする必要があった。このため、全国農業構造改善協会の助言指導を得てコンサルテーションを実施した。

指導・助言を受けた主な事項は、次のとおりであった。

一 佐賀平野の農業構造改善に関する基本構想（実施年度、四十一年度～四十二年度）

1 筑後川および関連河川等の水資源開発による佐賀平野の近代的な水利体系

2 佐賀平垣におけるほ場整備のあり方

3 生産基盤に対応する新営農方式と集落配置のビジョン

二 佐賀北部山間地域における農林漁業の開発構想（実施年度、四十

三年～四十四年度）

1 県産業のなかでの山間地域の位置づけ

2 開発方向および農林業経営のあり方

3 社会生活環境の整備のあり方

三 国見山麓広域管農園地整備計画の基本構想（実施年度、四十五年～四十六年）

- 1 広域管農園地整備の基本構想に関すること
- 2 生産流通にわたる管理運営体制の整備に関すること
- 3 就業構造改善と企業導入に関すること

△事業実績▽

農業構造改善事業を実施した三十七年度から四十五年度までの九か年の総事業費は六二億二、四〇〇〇万円であった。補助事業は四八億九、四〇〇万円（七八・六%）、融資単独事業費は一三億三、〇〇〇万円であった。

事業区分をみると、補助事業のうち土地基盤整備事業は二五億八、五〇〇万円（補助事業費の五二・八%）で、経営近代化施設整備事業は二三億九〇〇万円（四七・二%）であった。

基幹作目別の補助事業では、果樹六〇・八%、米三〇・三%とあわせて九一・一%と大半を占め、次いで畜産五・八%、野菜一・六%、茶一・五%であった。

第二次構造 三十六年度から四十五年度までの一〇年間にわたって実施された第一次農業構造改善事業の反省の上に立って、新たに四十四年度から発足したのが、第二次農業構造改善事業（二次構）である。



第2次構造改善事業によるライスセンター（諸富町）

この事業は、第一次が、「点の事業」であったものを「面の事業」への展開と、高度経済成長に伴う国民所得の増大、生活水準の向上、米の過剰基調とする食糧需給の変化等諸情勢の変化に対応するためであり、次の事業が新たに加えられ、一〇か年を目途として全国二、二五〇地区（一地区平均補助対象事業費三億円）を対象に推進する計画であった。

二次構の目標は、規模が大きく、生産性の高い農業経営を育成することに関連して、「農業経営整備事業」が新設され、農用地の権利移動を促進するとともに自立經營農業の規模拡大をはかることになった。

また、生産施設団地整備事業および農場建物用地整備事業が新しくとりあげられ、単一の専業經營を集團的に創設するとともに、土地基盤整備事業等に関連して、農場建物を配置する途が開かれた。

補助事業の施策体系は、単なる施設条件等の整備ということではなく、経営構造の改善、特に自立經營の育成・土地利用

の観点から、総合的な事業としてさらに充実したものとなつた。

△事業の実施▽
四十五年に策定された県長期総合開発計画および県農業構造改善基本方針に基づき、全市町村を対象に地域指定することにし、四十四年以降一〇か年計画で四九地区のうち、五十年度までに二一地区を指定した。三一地区の計画された総事業費は、一二八億三、一〇〇万円で、

補助事業費は九六億六、五〇〇万円、單独融資事業費は三一億六、六〇〇万円であった。

な事業としてさらに充実したものとなつた。

△事業の実施▽
四十五年に策定された県長期総合開発計画および県農業構造改善基本方針に基づき、全市町村を対象に地域指定することにし、四十四年以降一〇か年計画で四九地区のうち、五十年度までに二一地区を指定した。三一地区の計画された総事業費は、一二八億三、一〇〇万円で、

第2次農業構造改善事業の事業実績

単位：千円

年 度	補 助 事 業								单 独 融 资 事 業	
	土 基 整 地 儲		農 業 近 代 設		農 經 営 整 備		計			
	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助	事 業 費	補 助		
昭和 45	76,966	53,876	161,275	80,198	400	264	238,641	134,338	0	
46	263,515	187,914	427,036	213,291	1,802	1,193	697,403	402,398	119,166	
47	370,830	259,539	386,854	192,819	2,927	1,878	760,611	454,236	284,697	
48	182,955	128,061	1,064,509	529,188	3,141	1,948	1,250,605	659,197	209,258	
49	315,714	220,448	734,483	366,895	4,140	2,343	1,054,337	589,686	391,030	
50	415,550	290,795	1,021,697	509,744	5,621	3,139	1,442,868	803,678	302,774	
計	1,630,530	1,140,633	3,795,904	1,892,135	18,031	10,765	5,444,465	3,043,533	1,306,925	

そのうち、四十五年度から五十年度までに事業が完了したものは、補助事業五四億四、四〇〇万円（計画の五六・四%）、単独融資事業一三億六〇〇万円（計画の四一・二%）となっている。

補助事業の内訳は、土地基盤整備が二九・九%、農業近代化施設六九・七%，経営整備〇・四%となっている。

△成 果▽

農業構造改善事業は、第一次、第二次を通じて、農業情勢の変化に対応して、農業生産の選択的拡大をはかりつつ、経営規模が大きくなり生産性の高い自立経営農家を育成することとした。そのため自立経営等農業生産の担い手の育成確保を中心とした経営の組織化を促進し、土地基盤整備、近代化施設等の諸事業を総合的に実施した。

また、複合経営を推進し、計画的に有効な土地利用を調整し、機械の効率的活用をはかり、農業経営の安定と所得向上につとめてきた。

その結果、機械化一貫作業体系の確立、生産施設の整備、みかん園を中心とする経営規模の拡大、生産性の高い畜産、施設園芸等の形成について評価すべきものがあった。

しかし、本事業が最大のねらいとした規模拡大による自立経営の育成については、必ずしも十分な成果を収めたとは考えられず、今後の事業推進上、次の諸問題が残された。

一 事業実施について市町村間に不均衡がみられる。すなわち、同一

町村で再度事業実施があり、一方、未実施町村もあった。

二 複合経営の定着・拡大に至らなかつた。

三 生産基盤の整備は進んだが、生活環境、基盤施設整備の立ち遅れ

がみられた

このように二次構

の反省がなされ、五十二年度をもって本事業の指定が終了する予定であるが、次

期対策としては「新農業構造改善問題研究会」によって検討され、五十三年度から新たな軸点から地域主義に立脚した新農業構造改善事業が発足することになつてゐる。

山村振興計画

昭和四十年五月、

山村振興法が公布され、山村は都市はもとより、農村でも平地に比べて、産業基盤や生活環境の面で著しく立ち遅れた実情があるので、山村振興の計画樹立とそ

山村振興計画等に係る経過年

事項名	市町村名	度									
		昭和 42	43	44	45	46	47	48	49	50	
山村振興計画及び山村地域農林漁業特別対策事業等	七富山村士和大脊三瀬	○	×	×	×	×	×	×	◎	—	
計	山村振興計画	1	1	1	1	1	0	1	1	1	
	特開特対事業	0	1	2	3	4	4	3	3	2	

注：○…振興山村指定
×…振興山村農林漁業特別開発事業
◎…第二期山村振興計画選定
—…山村地域農林漁業特別対策事業

れに基づく事業を実施して、山村の経済力の培養と住民福祉の向上発展をはかることがこの法律の目的とされた。

農業関係においては第一期対策として振興山村農林漁業特別開発事業を実施することになり、四十二年度から七山村・富士町・大和町・脊振村・三瀬村を逐次振興山村に指定し、事業を実施した。さらに四十七年度から第二期対策として山村地域農林漁業特別対策事業を実施中である。とくに、四十六、四十七年の継続事業により富士町古湯に山村開発センターを設置したが、山村における住民の社会的活動の拠点として、集会、娯楽、研修の場として活用されている。

農村地域工業導入 農村地域へ計画的に工業導入をすすめ、農業従事者入計画の実施が希望と能力に応じて導入した工業に就業出来るよう措置を講じ、農業と工業の均衡ある発展と雇用構造の高度化をはかることを目的として、四十六年六月農村地域工業導入促進法が制定された。同年十月、県農村工業導入対策審議会条例を制定し、これにもとづいて県・工業誘致を希望する市町村は、四十六年度以降逐次、農村地域工業導入実施計画を樹立した。その中で江北町・伊万里市・北方町については、農村工業導入特別対策事業を三か年・四か年継続事業により実施している。

農業団地 わが国の経済の発展と、その急速な国際化の進展に対応し育成対策で、国民経済の重要な一部門としての農業の均衡ある発展をはかるため、生産性の高い近代的農業の確立と体質の改善が重要となつた。あわせて需要の増加する農産物の供給体制を整備して、農業生産の再編成をはかることが必要となり、新たに農業団地育成を実施するため、四十七年五月農林事務次官通達による「農業団地育成対策基本要綱」

が制定された。

これに基づき新たに高能率生産団地育成対策およびモデル農業団地育成対策を実施するとともに、広域當農団地育成対策を拡充・実施することにより、農業団地の形成を推進することになった。なお、農業団地の形成はこれらのはか、四十四年から発足した第二次構造改善事業、営農団地特別整備事業（融資措置）によつても推進された。

△事業の実施▽

早急に生産性の向上をはかる心要がある肉用牛・酪農・野菜・果樹・畑作物等を中心として、作目別に地域の特性に即して、高能率な機械の導入、近代化施設の整備、生産の組織化を進め、あわせて農業生産基盤の整備、農地保有の合理化等を推進して、機械施設の効率的稼動の可能な生産性の高い生産団地を育成することとした。

このため二一種類の補助事業が設けられ、市町村の計画にもとづき実施できることとなつたが、本県では一二種類、九一か所に事業を実施した。

高能率生産団地育成事業の四十七年度から五十年度までの実施箇所は次の通りである。

高能率生産団地育成事業	実施か所
肉用牛生産団地育成事業（肥育、繁殖施設）	唐津市、武雄市
市乳供給モデル団地育成事業（畜舎、気密サイロ）	諸富町、鹿島郡、佐賀市、
野菜指定産地整備近代化事業（生産、集出荷施設）	富士町、
露地野菜生産モデル団地（暗渠排水、機械集荷所）	江北町
基幹野菜指定産地近代化推進事業（玉葱選果場）	白石町

施設野菜合理化推進モデル事業（共同栽培用施設）	三日月町、有明町
野菜生産安定対策事業（暗渠排水、トラクター）	北方町、鹿島市、小城市、相知町（二か所）、伊万里市（二か所）
果樹栽培省力化促進事業（スプリンクトラー、予措施設）	鳥栖市、伊万里市、伊万里町ほか一
落葉果樹生産振興対策事業（果樹柵、防除施設）	伊万里市（二か所）
特產物生産園地育成事業（茶工場、烟草乾燥施設）	伊万里市
養蚕新興園地育成模範施設設置事業（イ草加工場、稚蚕共同）	伊万里市
高能率米麥作園地育成事業（ライスセンター）	三日月町ほか五六
計	九一

農業協同組合振興対策委員会、農業構造改善事業審議会を廃止して、その所掌事務を包含した。

調査審議事項は、次のとおりであった。

- 一 農業振興地域の整備に関する事項
- 二 農業園地の育成対策に関する事項
- 三 農業構造改善事項に関する事項
- 四 農業協同組合の育成強化に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、農政推進に関する重要事項

四十九年三月一日には「佐賀農業確立のためによるべき方策」について審議会に諮問した。

四十六年六月、国は、「広域管農園地育成対策要綱」を制定したが、翌四十七年五月の「農業園地育成対策」の一環として運用されることとなつた。

市町村計画に基づく高能率生産園地育成対策事業や第二次構造改善事業によって形成された農業園地等の生産体制とあいまって、数か市町村の広範囲にわたり、生産から流通・加工までの一貫体制を整備するため、基幹農道の建設、広域的な農業管理施設、農産物加工・貯蔵等の各種大規模施設の導入をはかり、集出荷・販売体制の組織化と管理体制を完備することとされた。

この事業は、県計画に基づき、一八種目の補助事業のうちから選択実施できることとなつた。本県の広域管農園地の九園地のうち、七園地は四十六年以降に広域農道整備、米生産総合改善パイロット事業等各種事業（六種目）が実施されている。

農政審議 農政推進に関する重要な事項について審議するため、四十年三月三十一日、県農政審議会を設置し、同時に既存の会の設置

このように世情の中で、停滞ムードの佐賀農業を新しい方向へ展開させ、飛躍をはかるため、国の施策に積極的に呼応するのはもち論、農家の自主性と生産意欲を昂揚する「米づくり運動」にかわる次期対策が模索検討されはじめていた。

農政審議会は、四十九年十二月の「知事諮詢に對する中間答申」に次いで、五十一年四月一日次のような最終答申を行つた。

「佐賀農業確立のために當たつては指導者の指導理念を統一し、県市町村・農業團体・農業者がそれぞれの機能を分担するとともに、その協力体制を整備し、農業者の信頼と同意のもとに、魅力ある佐賀農業確立運動を全県的に展開し、農業者の営農意欲を盛りあげるとともに、施策効果の実現に特に配慮されたい」

(七) 主要食糧の生産

戦後の米作生産 昭和十年前後の佐賀の米作は、「佐賀段階」と称され、產力の停滞 わが國農業における發展段階に一つの画期を築いていた。すなわち平均一〇a当たり米の收量がそれまで大阪・奈良に次ぎ三位であった本県が、四〇〇kg水準への達成である。その後、本県では十三年の四一七kgの記録を最後に三五〇kg台に転落し、いわゆる停滞期が続き、四〇〇kg水準に回復したのは昭和三十年であった。

一方、かつて「東北段階」といわれてきた東北諸県の躍進はめざましく、四〇〇kg台を越え、三十年には既に長野県で五〇〇kgを越えていた。したがつて米作停滞の要因解消について県内関係者の苦惱は続いたが、當時その要因は

- 一 長稈穀重型品種の問題からくる倒伏
- 二 金肥單用と秋落ち現象
- 三 地力減退と土壤条件
- 四 自然災害のひん発

等が相互に関連して反収の伸びなやみを生じているものと判断されてい

た。

さらに栽培技術の問題として、全國各県との対比のもとにその実態を分析した。これは、「佐賀県における水稻耕種概要と他県との比較」として當時公表された。この調査分析は、當時農林省佐賀統計事務所が行い、本県稻作の停滞性に利口され、稻作の耕種技術の発現形態を他県と比較し、客観的に稻作技術の特異性を分析された貴重なものである。その調査の要点は次の八項目である。

- 一 苗代様式について、佐賀県のほとんどが水苗代で、その他の苗代様式は他県に比して少ない。
- 二 種類の予措、浸種した面積率は全國平均並であるが、種子消毒した面積率は全國平均より下回っている。本県内について見ると浸種した面積率は地域別に大差はないが、種子消毒した面積率は差があり、山間部の種子消毒面積は特に低い。
- 三 播種期、田植期、出穗期、刈取期については、全國各県に比して遅く、晚播、晚植の栽培様式である。
- 四 除草回数については、全國平均二・六回に比して少なく、佐賀平野部は一・八回に過ぎない。
- 五 除草剤2・4-Dの撒布面積割合は、非常に高く、全國で一番高い。
- 六 薬剤撒布面積割合も、全國で一番高く、パラチオン、BHCの普及は著しいが、水銀粉剤、銅水銀剤等の対病害薬剤の撒布は少ない。
- 七 化学肥料の施用はN・P・Kともに全國平均並である。
- 八 有機質肥料の施用については、堆肥の施用量、施用面積率とともに、施肥効果の実現に特に配慮されたい。

もに低く、その他の有機質肥料の施用量も他県に比して少ない。

停滞性打破 二十五年、二十九年、三十一年、三十二年、三十四年など、
への胎動 出穂期前後の台風による連年災害で、本県農家の経済は
極度にひっ迫し、そこで農家経済更生、立直し対策として県・農協中央
会・その他関係機関が協力して産米の絶対増収確保をねらった米反一俵
増収推進協議会が結成され、三十四年度からこの運動が展開された。

△稻作集団化の推進▽

三十五年と三十六年に愛知県で提唱、指導され始めていた水稻集団統
一栽培に対する全国的に関心が高まり、米づくりへのムードがつづら
れてきた。本県もいち早く同県の調査研究を行い、あるいは同県稻作專
門技術員を本県・市町村へ招へいし、講演会を開いて啓蒙につとめた。
その結果、稻作近代化の前進策としての集団栽培方式に踏みだす決意が
醸成されてきた。

この集団統一栽培は從来からの個別農家の米づくりあるいは篤農的考
え方を捨てて、地域グループが皆一様に技術を同じくして、しかも生産
水準をあげることから、地区の寄合いでお互に十分検討がなさ
れ、全体または大部分の者が納得し実施されることが不可欠であった。

県は農業団体との栽培方式を十分検討し、相互理解の結果、三十七
年テスト的に六か所（佐賀市下渕、鳥栖市真木、上峰村坊所新村、大町
町小通、鹿島市井手、芦刈村虎坊）を選定し、県下初の集団統一栽培モ
デル実施地区として指定し、発足させた。なおこの六集団は参加戸数一
二二戸、参加面積七〇haであった。

米二十五万トン 生産確保運動 十八年産冬作物が豪雪・長雨等の連続灾害で六二億円
の生産確保運動 この運動は、三十八年実施されたが、直接の動機は三

を超えるばく大な被害を受けたことにあった。農家経済に与えた打撃は
じん大で復旧対策は講ぜられたが、産米の増産こそが唯一の積極的な回
復手段であるとの立場から、県の農政施策として、米二十五万トン生産確
保運動が盛り上った。

この運動の成果は、県平均一〇a当たり四七三kg・収穫量二六万t、
三〇〇tに達し、史上最高の生産を確保した。また、この運動の推進組
織・方法等が三十九年度から全県運動として展開された「新佐賀段階米
づくり運動」の基礎となつた。

その他の米 二十六年から、県、農業試験場と農業団体の関係者で、
作振興措置 施肥改善・流通の円滑化をはかるため、施肥改善研究会
が結成された。また、三十二年から農業団体が組織を通じて指導し、各
農家の生産計画にもとづく施肥の設計をたてさせた。

二十九年には、県と農試で主要病害虫防除の基準を設定し、技術の改
善、新農薬の普及等をはかり、防除暦を設定し、全農家に印刷配布して
防除の徹底をはかった。

農協系統の外部組織として三十八年には地区単位に県下約二、五八五
の生産組合が結成され、米づくり運動における近代化集団の単位となつ
た。

二十四年から全国の日本一表彰事業と並行として、県段階の競作会を
個人単位に継続開催し、本県の米作技術向上に大きな役割を果した。

稻作技術の 三十三年頃から一〇a当たり収量は増加を示してきた
試験研究 が、当時の代表的品種は農林一八号・ベニセンゴク・ホ
ザカエ・伊万里一号などの長中稈穂重型で、施肥量の増加にともない倒
伏が多くなり、増収と作柄の安定が期待できなくなつた。そのころ国立

九州農試において有望な系統が現われたので、三十三年現地試験において比較検討し、三十四年生産力検定試験に供試し、三十五年県下九か所の現地試験に移すとともに、深耕多肥密植試験において、施肥量と栽植密度を組み合わせて標準品種十石と比較検討したところ、多収と安全性が認められたので、三十六年にホウヨク、三十七年にコクマサリ、三十八年タチカラ、四十年にシラヌイ、フクサモチが奨励品種として採用された。とくにホウヨク、コクマサリなどの姉妹品種は、中生短稈穂數型で、倒伏に強く耐病性もあり、受光態勢も良く多収を示し、かつ穂数確保が容易で地域適応性も広く安定し画期的な新品種であった。

本県平坦部の水稻の生産力の停滞を打破するねらいで、三十四年から深耕多肥密植の多収模試験を実施した。その結果、品種をはじめ深耕の効果、栽植様式、密度、施肥法と施肥量、水管理についてほぼ見当がつけられ、安定多収稻作法の理論づけができた。

その結果、一〇a当たり六〇〇kgを超える収量をあげるには、三・三^升当たり穂数一、三〇〇本^束一、五〇〇本程度を確保すればよく、その場合の栽植密度は、三・三^升当たり八〇株程度でよく、九〇株までは収量の上昇傾向がみられた。これらは普及に移され、三十七年は六七株、四十一年七〇株、穂数も三・三^升当たり、一、一一五本と多くなった。

施肥技術の確立のため、県下各地の土壤調査を実施し、土壤類型別に施肥改善合理化の試験研究を行い、施肥基準の設定をした。また施肥量を増加するともに、窒素の施肥割合も短稈型品種は、従来の元肥重点施肥より、施肥重點施肥が增收すると判明した。その結果、県の施肥基準を三十三年、三十五年、三十九年、四十年と大幅に改善し、中長稈穂重量と短稈穂穂数型に分け、土壤類型別に設定した。

被害が少なく除草効果の高い実用化できる除草剤として、三十六年にPCPを、三十八年にMCPA、三十九年NIP、DBN、四十年MDを普及に移し、とくに魚貝類の被害の出やすい地区は規制地域として低毒性除草剤を推奨した。

また、地力増強対策として、三十年から三十八年まで行った生ワラ施用試験では堆肥に比べて生ワラの方がより省力的であり、収量の面でもすぐれているという結果を得た。すなわち本田で生産された稻ワラの二分の一程度をカッターで短かく切断し二月までの冬期間に施すと効果が高いので、農家に生ワラ施用を奨励した。

晚期灌漑法、用水量、多収模試験などの結果から、田面の水位とクリークの水位隔差を大きくし、地下浸透を助け土壤中に酸素を補給し、根の活力を高める手段として、間断灌水や晚期灌漑を奨励した。

短稈穂數型品種を密植多肥条件で栽培すると、各種病害虫の発生が多いので、防除適期をつかむため基礎的な各種病害虫の発生予察法を確立し、あらかじめ示された防除基準によりその趣旨を徹底させ、防除を適期に実施させた。

これまで種々の開発された各種の新技術の普及・実践のため、各農業改良普及所を単位に、県・農業団体・市町村の農業技術指導者の統一をはかるため、三十八年地区農業技術者連絡協議会を設置し、今日まで活動を続いている。

新佐賀段階米 三十六年農業基本法が制定され、将来の見通しとしてつくり運動 米麦など穀粉質食糧の需要は停滞ないし減少し、一方、畜産物、果実等の需要は大幅に増加するので、これらを選択的拡大作目として急速に伸ばす方向を打ち出した。

県はこの時期に、四十二年を目標年次とする八か年にわたる県農業振興計画を樹立したが、本県農業の大半である米麦を主体として、畜産、果樹を選択拡大作目としてとりあげ、三本柱を打ち立てた。

すでに本米つくり運動の展開に先行し、幾多の振興措置や運動を続けてきたが、県・市町村・農業団体・農家一丸となって、これまで長い間の技術研究、現地実証試験や組織化工作につとめた。その結果、県農業委員会は「新佐賀段階米づくり運動推進大会」を開催した。昭和40年3月25日、佐賀市立農業試験場で開催されたこの大会には、県内外から多くの農業者や関係者が参加した。また、この運動は、次とのおりである。
構想は、次のとおりであった。

昭和40年3月



ている

四 将来の米作農家と米作経営のあり方を考え、長期的な対策を立てよ

△新佐賀段階米づくり運動の展開▽

稲作集団化運動の三年目に当たる三十九年度において、たまたま米の壳渡推進会議の後で「本県の米づくり大運動を起そう」との話が切り出され、県・農業団体・集荷団体・配給団体もこれに賛同し、運動の名称も「新佐賀段階」との発想が出る等、これが運動の直接の動機となつた。その後、直ちに集団統一栽培地区を実践組合と近代化集団に区分し、この集団栽培方式を基幹として米づくり運動を広く年次別に推進する方針が立てられ、三十九年十一月第一回の米づくり運動推進本部委員会が開催され、県下末端組織まで発展して行つた。

そして第一次計画目標を定め、農民の集団組織の前進階梯を定めた。

また、集団の組織化にあたり、生産活動の内容によって運動発展の三

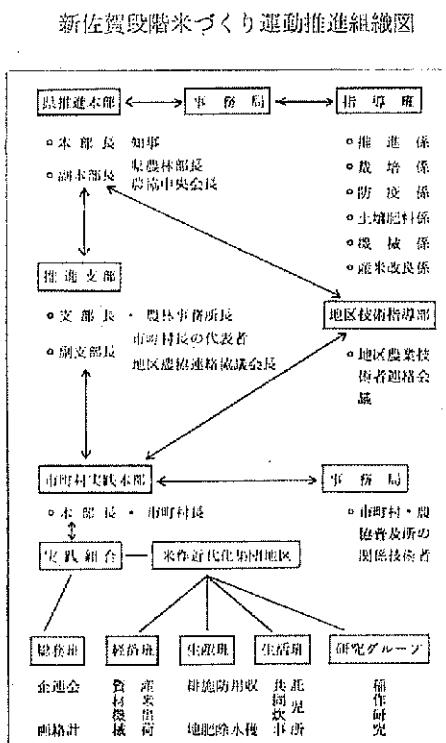
一 主要食糧はできる限り国内で自給するという考え方によつ

立つ

二 本県農業における米作の地位とその重要性を再認識せよ

三 米作農業の現状と問題点を検討する

と、現在米作農業は大きな転期にき



階梯が策定された。

第一階梯は「実践組合」と呼び、まず米作近代化の意欲を高めさせる目的集団で、その生産方式は取組み易い品種の統一、栽培技術の協定、作業協定など、いわば計画の協議化が主体であった。

第二階梯は「米作近代化集団」と呼び、第一階梯のうえに共同作業、機械施設の共同利用など生産過程の協業化が主体であった。

第三階梯は「高度近代化集団」と呼び、ほ場整備が行われ、大型の機械施設を導入し、共同利用・共同作業によって高生産性をめざした協業が主体であった。

一〇 a 当たり稻作労働時間について、「佐賀段階」と称せられた昭和初期の昭和十四年と「新佐賀段階米づくり運動」の最終年次の四十八年を労働時間について比較すると昭和初期は年間一八一時間が四十八年に七〇・九時間となり、約三九%に減少し、生産性は著しく向上した。

米の生産調整 国民所得の向上に伴う食生活の高度化と多様化は、澱粉質食品の摂取から蛋白質・油脂類への質的転換がみられた。

このため、米の需要は三十八年の一、三四一万tをピークとして減少はじめ、これに対し、米の生産は品種の改良・土地改良・技術の向上等による収量の増加に加えて、新規開田の進行等により、四十二年には史上初の一、四四五万tになり、以来三か年間一、四〇〇万tの生産を維持したことから、米の需給関係は著しく供給過剰となり、四十五年十月には七二〇万t（国民年間総需要量の六〇%）におよぶ古米の累積持越しを生ずることとなった。

このような米の供給過剰に対処するため、四十四年稻作転換、四十五年には緊急措置として全国一〇〇万tの生産調整を、続いて四十六年か

ら五十年まで五か年間にわたる生産調整が実施されることになった。

国は、米生産調整および稻作転換対策を強力に推進するため、生産調整を実施した農業者に対し、その態様に応じて奨励補助金を交付するとともに市町村・農業団体に指導推進費を助成した。

奨励補助金のうち休耕奨励金は四十六年から当初三か年交付することとし、四十九年以降は打ち切られた。本県の年度別補助金は次頁の通りである。

また、米生産調整の実施を円滑に推進するため、米生産調整の実施を円滑に

年 度	総 需 要 量	國民1人当たり消費量	生産量(年産)	古米・古古米在庫 (米穀年度末)
昭和 35	(千玄米t) 12,618	(精米kg) 114.9	(千玄米t) 12,858	(千玄米t) 440
36	13,062	117.4	12,419	501
37	13,315	118.8	13,009	95
38	13,410	117.3	12,812	17
39	13,361	115.8	12,584	14
40	12,993	111.7	12,409	52
41	12,503	105.8	12,745	205
42	12,483	103.4	14,453	644
43	12,251	100.2	14,449	2,975
44	11,965	97.1	14,003	5,533
45	11,948	95.1	12,689	7,202

○ %達成の市町村、四十六年度は四六市町村）、および未達成市町村、すなわち一〇〇%達成の市町村、四十六年度は四六市町村）、おおよそ未達成市町村にあっては市町村長から配分された目標数量を上回った農業者（四十六年度は五万八七七

米生産調整対策の推移

区分	作況指数	10ha当たり収量	目標面積又は数量	同実績	目標達成率	事業名
昭和44	102	518kg	150ha	80.8ha	54%	稻作転換対策
45	90	461	20,700t	23,945t	115%	緊急措置
46	95	487	42,900	44,624	104%	
47	107	546	37,400	44,446	119%	米生産調整対策
48	104	535	33,800	35,770	106%	
49	103	527	20,800	18,209	87%	
50	104	530	14,200	13,759	97%	

五十年度
(獎) 二億一、四三〇万円
四十七年度
(特) (獎) 三五億〇、〇二〇万円
四十八年度
(特) (獎) 四億一、八一〇万円
四十九年度
(特) (獎) 二八億三、二七六万円
五十一年度
(獎) 二億〇、〇五一万円
米の生産調整と並行して、從来、食管制度のもとで無制限に農家からの米の買入れを行っていた事前売渡申込みを改め、生産者毎に事前売渡申込みの限度数量を定め、この数量の範囲でしか売渡しの申込みができないようになつた。

人)に対し、生産調整実績数量1kg当たり五円一五銭を米生産調整奨励補助金の交付方法により、米生産調整協力特別交付金として交付された。

奨励補助金および協力特別交付金は、次のとおりであつた。

四十六年度

三五億〇、〇二〇万円

二億一、四三〇万円

四十七年度

三五億一、一七一萬円

四億一、八一〇万円

四十八年度

三億二、六七一萬円

一五億八、三三八万円

一億七、二五三万円

四十九年度

二八億三、二七六万円

三億二、六七一萬円

五十一年度

一億三、〇七三万円

なお、自主流通米は政府売

渡米と一体となって適正な配

給が確保されるよう、指定法

人は計画を作り農林大臣の認

可を受けることとなつてお

高まり、良質米への要望が強まってきたため、四十四年産米から自主流通米制度と銘柄米制度を創設することとした。

自主流通米と併せて創設された銘柄米制度は、消費者の食味についての要望に対し、政府が品質優良の証明を行うことを制度化したものと言える。銘柄米は四十四年全国

五三產地銘柄を指定したが、その後、逐次拡大し、四十七

年産米からは銘柄奨励金を交付し、今日に至っている。

自主流通米制度は農家が生産した米を政府管理米としてではなく、指定集荷業者・指定法人を通じ、卸売業者や実需者(米穀の加工業者)に売渡される仕組みであり、その価格も農家から政府への売渡価格よりも上回ることが特質とされていた。

なお、自主流通米は政府売渡米と一体となって適正な配給が確保されるよう、指定法人は計画を作り農林大臣の認可を受けることとなつてお

転換作物の種類別面積比率の推移

年 度	昭和46		47		48		49		50	
	面 積	%	面 積	%	面 積	%	面 積	%	面 積	%
飼料作物	ha 640	11	ha 633	11	ha 524	12	ha 344	10	ha 249	9
や さ い	1,532	26	1,332	23	1,096	24	856	24	814	29
大 豆	1,708	29	1,354	24	704	16	144	4	89	3
永年作物	564	9	739	13	794	17	801	22	673	24
裏 作 麦	897	15	846	15	540	12	356	10	256	9
そ の 他	593	10	804	14	837	19	1,075	30	703	26
転作面積計	5,934	100	5,708	100	4,495	100	3,576	100	2,784	100

県内の自主流通米の実績

単位:t

区分	昭和44	45	46	47	48	49	50
集荷量	24,376	39,390	38,917	25,821	37,951	51,750	45,765
販売	県内向	10,025	11,586	11,677	11,806	12,343	11,736
	県外向	14,351	27,804	27,240	14,015	25,608	39,596

り、当然、卸売業者から小売業者は配給計画にもとづき消費者に売却している。

米の产地品種銘柄は四十四年産米から設定され、四十八年産米からは指定銘柄米と特例銘柄に区別された。

指定銘柄米の条件としては米の出荷数量三、〇〇〇t以上で、そのうち三〇%が自主流通米として販売される品種であった。

本県の場合は、指定銘柄が少なく、食糧庁の承認うけ他品種と区分して保管する品種として、仕分け品種を設けた。

銘柄奨励金としては四十四年産から一俵につき二〇〇円が交付されたが、四十八年産から指定銘柄と特例銘柄に分れ、奨励金も一俵当たり指定三〇〇円、特例二〇〇円、四十九年以降指定四〇〇円と特例二五〇円となっている。

麦作の振興 昭和十七年から二十年の食糧不足の時代に、麦の全国的作付面積は一七六万haから一六二万ha（佐賀県、昭和十九年四方五、六七八haが最高）を維持していた。

戦後、米価に対する麦価の相対的低価格、天候による作柄の不安定、経済成長に伴う農外所得の機会の増大、安価な外国産小麦の輸入等の事情により、麦類の作付は大幅に減少した。

四十九年は、全国で関東・九州・北海道を中心とし一六万haと、戦前の約一割の作付面積となり、本県は一万三、四〇〇haで、県水田面積の

三三%の麦の作付であった。

麦作振興については、三十四年、国は機械化省力多収栽培技術の確立等を骨子とした「麦生産合理化対策要綱」を決定した。大麦・裸麦については食生活の変化に伴って大幅に需要が減少し、三十五年末には総需要量の一年分が在庫する状態となつたため、大麦・裸麦については買入の制限を行う一方、麦以外の他作物への作付転換がはかられることとなつた。

四十年代となつて、小麦の国内消費の増加に伴い、麦作振興の対策として、稻作における生産組織と機械の活用によって麦作の水稻と裏作の麦とを一貫として実施されることを促進することとした。このため四十年度に「高度集団栽培促進事業」、四十一年度には高性能収穫機械等の導入をはかる「麦作付拡大生産合理化施設設置事業」、四十四年度には「麦作圃地育成事業」が実施された。

区分	全国	本県	県/國
昭和15	千ha 1,587	ha 37,840	% 2.4
17	1,767	42,678	2.4
19	1,772	45,678	2.6
20	1,615	40,290	2.5
25	1,799	38,730	2.2
30	1,673	38,090	2.3
35	1,452	33,900	2.3
40	893	24,120	2.7
43	638	18,430	2.9
45	454	17,800	4.0
47	235	15,500	6.6
49	160	13,400	8.4
50	168	13,900	8.3

県ではこれらにもとづき、四十一年度から四十七年度まで県内四六か

所で、総事業費八億四、〇〇〇万円に対し、四億二、〇〇〇万円の補助金を交付し、麦の共同乾燥施設・トラクター・コンバイン・バインダー

・ドリルシーダー等の農機具の導入を促進した。

また、国では四十五年度以降米の生産調整が実施されたが、麦を作付けし水稻を作付けしない場合、麦を転作作物として生産調整奨励金の交付の対象とするなど、麦生産拡大のための努力が続けられることになった。

しかしながら低麦価、作柄の不安定、農外就業の増加等の諸理由と、稻作の近代化、すなわち従来の田植方式から稚苗の機械田植方式に転換し、田植時期が早まり小麦作の減少となつたことなどによって、麦類の作付面積は全国的に減少の一途をたどつた。

一方、国際的には麦類が生産過剰であつたため、麦価も低価格で輸入も自由に行えた。

しかし、世界の穀物需給は、四十七年の世界的な異常気象による不作・ソ連等の穀物の大量買付を契機に、供給過剰基調から一転して需給ひつ迫基調に転じ、国民の主要食糧を安易に海外市場に依存する事への不安から、国内の土地資源の有効利用をはかりつつ食糧農産物の自給力の向上を求めることが国民的な世論ともなつた。

このような事情を背景として年間輸入量七〇〇万tをこえる麦に対しても、國産による自給率向上という国民的要請にこたえ、國では四十九年度から新たに麦生産振興奨励金の交付等を内容とする「麦生産振興対策実施要領」を四十九年六月制定した。

これにもとづき本県において四十九年度米麦作推進要領を策定し、

二万haの麦の生産を目標に、次の事業を実施した。

一 麦作振興地の指定 県内の農協または農協支所単位に、麦作付面積五ha以上を麦作振興地として、九九地区を指定した。

二 麦生産振興奨励金の交付 振興地区内で生産された小麦・大麦（ビール麦）に対し、六〇kg当たり一、〇〇〇円の奨励金を生産農家へ交付した。

三 モデル麦作集団育成事業 振興地区内において機械化集団麦作を強力に推進するとともに、米麦作一貫体系の確立等をはかるため、モデル麦作集団を育成することとし、四十九年度三四〇集団、五十年度一二〇集団を追加し、計四六〇集団に対し、管理運営に要する経費、作業受委託等の推進に要する経費を助成した。

四 営農排水特別対策事業 麦類を中心とする裏作振興をはかるうえで、水田の排水を促進するため、主要麦作地域を対象に水田乾田化に必要なトレーンチャーチ（溝掘機）四台、弾丸排水機一七台を五十年度の県単独事業として助成した。

配給制度 第二次大戦の進行に伴い、国民に食糧を安定的に供給するということは、國の最大の責務であった。

この必要に基づいて、昭和十七年二月に食糧管理法が制定されたが、これにより配給制度は國家統制の色を強め、食糧當團時代（十七年と二十三年）、次いで食糧配給公團時代（二十三年と二十六年）へ移行して、國產による自給率向上という国民的要請にこたえ、國では四十九年

度から新たに麦生産振興奨励金の交付等を内容とする「麦生産振興対策実施要領」を四十九年六月制定した。

おいてのみ許されねばなりぬべきであり、企業の自由な活動を制約するものであるため、必然的に民營企業へ移行することとなり、二十五年十一月より

小売業者登録数の推移

区分	昭26	36	46	47	48	49	50
店数	492	495	455	454	454	453	453

委託形態による民営配給所が発足し、翌二十六年四月より、小売業者は消費者・卸販売業者は小売業者の一定数以上の登録を得たものに対しても、販売業者の登録を認める販売業者登録制度が導入された。

二十五年の民営配給所へ移行した折の県内の配給所の数は四八四か所で以降、次のような推移をたどっている。

このようにして配給機構は民営形態に移行したが、販売業者の過半数が公團系統であること、米については数量・価格に統制が行われていたことなどのため、官僚的色彩が強く、また、相互競争の要因が少なく、民営企業としての性格に欠けるものがあった。

その後、二十九年まで小売販売業者について新規参入は行われず、同年一部府県で人口急増のため消費者の要望により、新規参入が認められ、引き続き四十七年七月、米についての物価統制令の適用が廃止されたのを機会に、販売業者間の競争により消費者米価の安定をはかるべきであるとの意見が強かつたため、新規参入について次のような緩和措置がとられた。

一 農林大臣が指定した大都市指定地区域については、毎年新規参入

の受けをしなければならない

二 人口急増地域の指定条件を緩和し、併せて登録申請者の資格条件

の緩和を行う

また、物価統制令の適用廢止に伴う措置の一環として、消費者保護と公正な販売を確保するため、大型精米工場の建設と同工場による袋詰め

の普及をはかるとともに、配給米の表示について品質を具体的に適確に表示させることとした。

このような流れの中で、県の配給関係の動きをみると、小売店については前述のとおり、民営移行時の四九二店舗も炭鉱閉鎖等による配給人口が約四万人減少したことにより、四五三店舗となつた。また卸売業者は、民営移行時には、各郡にそれぞれ佐賀、神埼、三養基、小城、東松浦、西松浦、杵島、藤津の八販売協同組合があり、前記八郡の販売協同組合および県一円を対象とする県米穀商業協同組合があり、前記八郡の販売協同組合で県米穀販売協同組合連合会が設立された。

その後、四十年に至り卸組織の一元化運動がおこり、役職員の研修会等が実施され、四十二年十二月、一部の組合を残し、合併が決定し県米穀販売連の解散総会が行われた。明けて四十三年一月、県連を始め、佐賀（三十八年に神埼米販協を吸収合併）、三養基、小城、西松浦、杵島の各卸が解散し、佐賀県食糧株式会社が設立された。

これにより、佐賀県食糧、東松浦米販協、肥前米穀の三卸で、県米穀卸業連合会が設立された。県内の卸業者は前記三卸と県米穀商業協同組合の四団体となり今日におよんでいる。また、これに先立つ四十二年九月には、県内の卸業者で適正な配給業務を確保するために、県米穀配給改善協議会が設立されている。

(九) みかん主産地の形成

佐賀みかん 本県のみかん栽培は古く、玉島村（東松浦郡浜玉町）で始

んの沿革 まり、前後して嚴木町中島や大和町大願寺に「ナカシマ」みかんとして栽培されていたようである。その起源は明らかでないが、

古記、樹木の樹令などからみて、およそ三〇〇年以上にさかのばると推定される。

当時は一本、二本と細々とした植付で、まとまつた栽培ではなく、本格的に栽培されたのは、明治の中頃からで、その後、急速に拡がった。しかし、明治の末期から大正初期にかけて発生した「ヤノネカイガラムシ」により大被害を受け、その後、第二次世界大戦の影響と肥料・農業の不足から衰退の一途をたどり、昭和十八年には一、〇〇〇ha程度に過ぎなかつた。

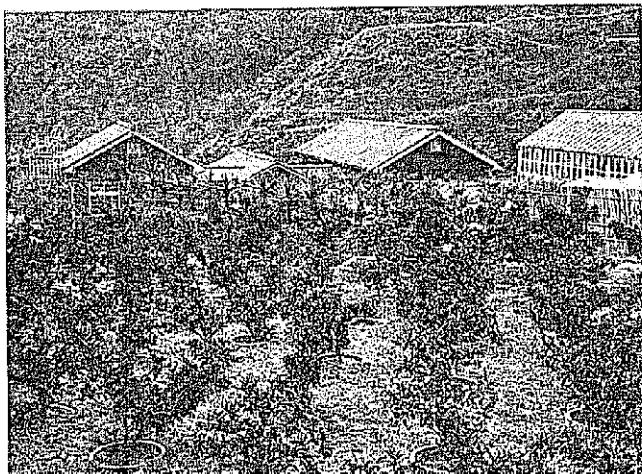
当時、県では、昭和十年に設置した県農事試験場春日園芸試験地で苗木の配布、試験調査研究、産地指導等を実施していたが、第二次大戦で產地は荒廃した。

飛躍のための 戦後、組織整備期

本県の立地性はみかんに最適であることから、山間山麓

の各地で荒廃園の復興とともに、商品作物として注目され、増殖の気運が高まつた。二十二年には果樹園芸の飛躍的発展をはかるため、みかん生産者が大同団結し、県果実

協会が発足し、同年、県議会で県園芸試験場設置



昭和35年当時の県農業試験場柑橘分場（小城町）

が議決された。

二十二年十一月、農業協同組合法が制定され、県内各地に果実農業協同組合が生まれ、同時に、県果実販売農業協同組合連合会、県果実購買農業協同組合連合会が設立された。県でも農林部に特産課を設置し、園芸係を設けるとともに、二十三年四月県園芸試験場が小城町で開場した。

二十四年には、県内果樹生産研究組織として、県果樹研究青年同志会が結成された。

二十五年、農協法の改正に伴い、両連合会が合併して県果実農業協同組合連合会として再発足した。同年、占領施策に基づく試験研究機関の統廃合により県園芸試験場が県農業試験場柑橘分場に改称した。

二十七年、県果実農業協同組合連合会を、県園芸農業協同組合連合会（園芸連）と改称し、果樹と野菜を包含し、販路拡張のため温州みかん・びわを県内一円「**佐印**」に統一し、東京・京阪神市場に計画的集中出荷を行い、佐賀の果実の声価を高揚した。また、同年、市場開拓のため、青果物販売あつ旋所を門司市（北九州市）に開設した。

三十年、第十一回全国果樹研究大会が、本県では初めて武雄市で開催された。同年、園芸連では、増大する果樹の販売に対応するため福岡市に青果物販売あつ旋所を開設した。

三十二年、農業試験場柑橘分場が落葉果樹も併せ担当することとなり同果樹分場と改称した。県青年果樹同志会は、三十二年県果樹研究同志会と改称した。三十四年、園芸連では、大消費地である京浜地域の販路拡張と販売体制強化のため、東京都に事務所を設置した。

このように、二十年から三十五年頃までは、戦後の混亂から脱却する中で、県・関係農業団体とともに生産指導はもち論、販売促進による果

樹の振興のため、組織の整備拡充がはかられた時期と言える。

温州みかん増植（三十五～四十六年）

温州みかんは、三十五年に策定された県産業振興計画における農業部門の選択的拡大作目として、三十六年以降の農業基本法および果樹農業振興特別措置法に基づく諸施策の実施により、本県農業のなかで、高い伸び率を示し、農業生産額に占める比重は、三十六年の四位から四十六年度には、米、畜産に次ぎ三位に伸長した。

これらに対応するため、県では、三十六年、農林部に果樹を中心とした園芸課を新設するとともに、三十七年には、農業試験場果樹分場を果樹試験場に独立させ、化学、栽培、病害虫研究室が発足した。さらに、後継者育成をはかるため、三十八年、同試内に教務主任制度を取り入れ、後継者育成に取り組んだ。

県園芸連でも、三十五年、農産加工場を小城町に新設し、みかん缶詰製造を開始するとともに、同年には、東京・京阪神でみかん消費宣伝を始めるとともに、現在の園芸連事務所（佐賀市天神町）である園芸会館を新設した。また、出荷物包装のダンボール化に伴い、四十二年、上峰村に園芸連ダンボール工場を設置した。さらに、四十四年、第十八回全国柑橘研究大会が佐賀市で開催され、四十五年には、生産拡大に伴う加工振興のため、「みかん加工需要拡大緊急対策事業」により小城町に六億一、〇〇〇万円の巨額を投じて果汁工場を設置した。同年、鹿島市にみかん缶詰・ジュース・ガス飲料等の二次製品製造加工場を約四億円で設置した。

佐賀大学でも、時代の要請に応え、四十三年、農学部に園芸学科を増設するとともに、四十五年、佐賀大学大学院農学研究科（園芸学専攻）

を設置した。

「うまいみかんつくり運動」

このように、みかん栽培の発展期にあつたため、栽培面積も増加し、特に、三十五年頃から、みかんの需要と高収益性に支えられ、毎年一、〇〇〇haを越す新植が行われ、苗木の導入量も毎年一〇〇万本を越えるようになり、一時は二〇〇万本が新植されたことあった。

このため、みかん品質の飛躍的向上をはかり、本県のみかんの銘柄を確立すべく、四十年度から、全国に先がけて「うまい佐賀みかんつくり運動」を次のような目標で展開してきた。

- 一 うまいみかんおよび品質、味ともによいみかんをつく

る

二 栽培すなわち経営

がうまい

三 売り方もうまい

この運動の推進組織



みかんの新植（白石町） 昭和40年2月

部を設置し、生産者、各農業団体、行政機関等が一体となって、生産技術の改善から流通対策に至る品質向上のための施策を推進した。

第一段階とも言つべき、四十年度～四十三年度にかけては、農業構造改善事業等補助事業・融資事業や自主開墾などにより、急速に新植が進み、新規の生産者が著しく増加した時期であり、栽培技術の普及が急務であったので、生産者のうまいみかんをつくるための技術修得による技術の平準化に重点をおき、特に土づくり、LM果生産、施肥改善、自家選別、出荷予措等の各運動を展開した。

第二段階の四十四年度から四十六年度にかけては、本県みかん生産量が飛躍的に増大し、全国的に大産地として認められるようになつた。銘柄としての格付けが重要な課題となり、そのため生産段階における品質向上はもち論、品質の均一化に基づく集出荷体制の確立に重点をおいた運動を進めるとともに、地帯区分の設定と品種更新を推進すると同時に、加工に対応する運動を進めてきた。

△生産の動き△

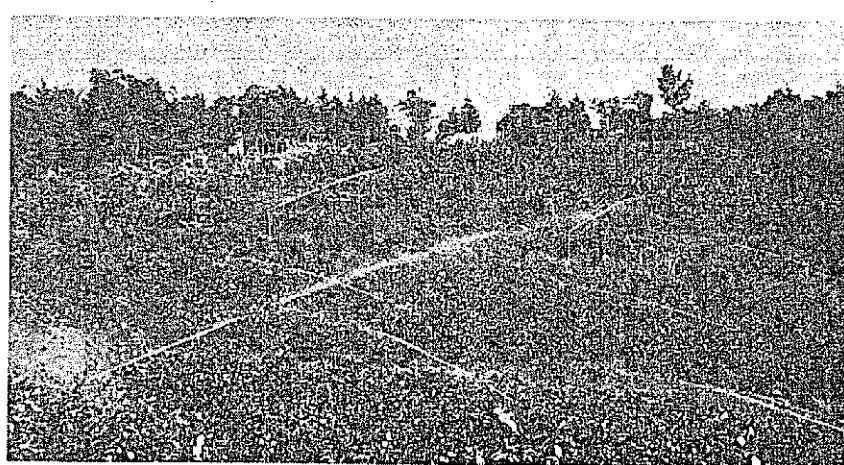
本県のみかんは、標高三〇〇m以下の山間山麓全域に栽培され、県平坦部を除き、ほぼ、全市町村にわたって植栽されている。地形的みると、天山・脊振山麓地域、西部地域、上場地域、多良地域の四地域に大別される。これらの地域には、七山村、浜玉町、巖木町、大和町など比較的旧産地の自力による開墾園もあるが、大部分は三十四年以降に植栽され、面積の約四〇%が、国営・県営の開拓パイロット事業や融資事業によるものである。

この間、うんしゅうみかんの健全な発達と適正な栽培の誘導をはかるため、三十八年から四十四年にかけて県内二十一地区・延九五五・五haの



多良岳パイロット事業 昭和43年9月

栽培適地調査事業を実施した。また、果樹農業振興特別措置法に基づき、四十三年、五十一年を目標とした県果樹農業振興計画を樹立公表するとともに、同法に基づく果樹経営計画樹立実施促進事業により、三十



スプリンクラーの作動

六年から四十七年の間、集団的な圃地造りを推進した。

うんしゅうみかん経営の健全な発展をはかるため、優良な穂木を計画的に採取

するための採穂園を三十五年から四十八年まで、国庫補助事業・県単独事業で、

登録母樹園として設置し、延設置面積八、九八九a、苗木生産量一、三二九万八、〇〇〇本を確保し、優良苗木の生産をはかった。

また、年々増加する生産量の増大や荷口の大型化に対応して、四十二

年、四十五年、県の直営事業として、果樹試験場に一万二、三四六aの母樹園を設置し、苗木の生産を供

した。また、三十九年、四十年それぞれブルドーザーを購入し、県土地改良事業團連合会に委託し、果樹園の合理的な形成につとめた。このようにして、旺盛な農家の植栽意欲と各種制度事業の推進により、愛媛、静岡、和歌山に次ぎ全国第四位の生産県にまで発展した。

△制度事業等の実施

三十五年以来、年々増殖されていふに伴い、生産施設から流通施設に

わたる一連の諸施設を設置推進した。

みかん園の生産施設としては、定置配管防除施設が中心であるが、三十二年五月嚴木町浦川内に九州で初めて共同防除施設の設置をみた。そ

の後、県内各地に、三十七年以来、農業構造改善事業や制度融資事業により設置が進み、適期一斉防除作業等病害虫の防除が徹底し、品質が向上した。また、近年、注目を集めている多目的スプリンクラー施設は、四十六年、七山村瀧川で、一・三ha設置したのが始まりで、省力化の決め手として脚光を浴び、農業構造改善事業や畠地帶総合土地改良事業等により、大規模な整備が進められている。

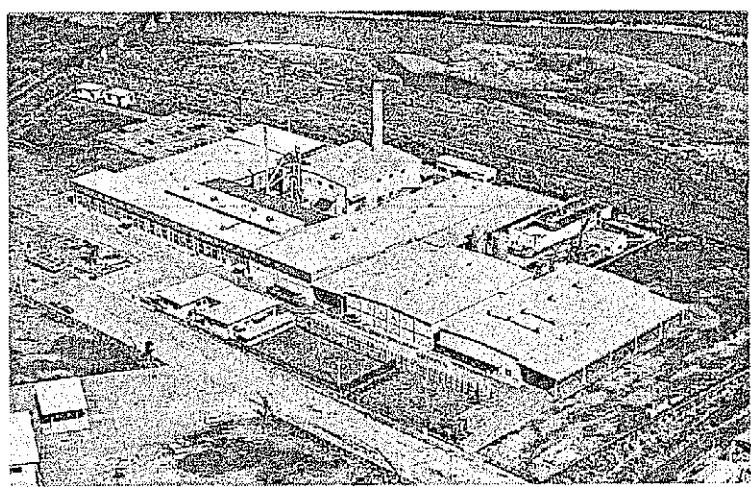
本県のみかんは、多岐多様な立地条件下に栽培され、品質等の不均質が指摘され、銘柄確立上の支障となり、地帯区分出荷が品質上の課題であった。このため、四十六年以降、土壤・果実・葉分析施設の設置を推進した。

また、年々増加する生産量の増大や荷口の大型化に対応して、四十二年樹立した県果樹農業振興計画において、おおむね一、〇〇〇ha以上の一ニ地域を果樹広域濃密生産圃地として定め、選果場、貯蔵庫、加工場等を整備し、みかん流通体制の確立に努めた。

みかん価格の低迷期(四十七年～)

三十五年以降の全国的な増植、生産技術の向上、計画密植栽培等により、四十七年の全国の生産量は、四十六年の二四八万九、〇〇〇tから約一〇〇万tも多い三五六万八、〇〇〇tに達した。また、全国的に加工場等の設置も充分でなく、生果中心の販売であったため、価格は未ぞ有の大暴落となつた。以来、恒常的生産過剰基調にある。

そのため、四十七年以來、生産安定と「うまい佐賀みかん」の計画生



県連濃縮果汁工場（唐津市）

産をはかるため、生産・流通における抜本的な対策を進めている。この間、四十七年には、価格暴落に対する緊急対策と

して、県単独事業で学校におけるみかん利用促進事業、社会福祉施設向け利用促進事業、みかん非生産農家の消費促進等により、消費の拡大と生果価格の安定をはかった。

同時に、四十七年から

急増したみかんの価格安

定をはかるため、加工用みかんについては、国のかん用果実価格安定制度の実施に伴い、四十七年に県加工原料用果実価格安定基金協会が発足し、五十年度まで果汁用、缶詰用、併せて約八万六、〇〇〇tを対象に約四億四、〇〇〇万円の補てん金を交付し、農家の再生産に寄与した。

四十八年からは、生産量の増大に対応し、生産の調整と同時に、高品質みかん生産が急務であることにかんがみ、老木や不良系統樹を優良な品種系統への更新を促進することになった。必要な高接用穂木や改植用苗木の供給をはかるとともに、ネーブル・オレンジ等の導入に万全を期す

ため、五十年度まで三か年間、鎮西町など五市町村、一〇地区を対象に気象を中心とした晚柑適地調査を実施した。一方、貯蔵みかんの品質維持向上と出荷調整の円滑化をはかるため、四八年、四十九年の二か年にわたり、県単独事業で通風装置一、八〇〇台を導入し五、八〇〇万円を助成した。

四十九年には、愛媛・静岡に次ぎ、全国第三位の生産県となつた。全国的に生産量の大幅な増加が見込まれたため、全国的な計画生産運動に呼応し、うんしゅうみかん摘果推進特別対策事業（事業費一億一、九七一万円）により、三〇農果協を対象に県下一致の摘果を強力に推進し、一応の成果をおさめた。

恒常的生産過剰傾向にかんがみ、この年から、摘果・間伐・土づくり等による高品質計画生産をはかるため、生産安定技術普及の拠点として、県内一八か所に展示圃^はを設置した。

一方、高接更新用の優良系統穂木確保の緊急性に対処するため、県園芸連に委託し、採穂母樹園五五a（中生三〇a、ネーブル二五a）を設置した。県園芸連では、生果価格安定を目途に、加工事業を拡大するため、果実加工需給拡大緊急対策事業で、唐津市に濃縮果汁工場を約一五億円の巨費を投じて設置した。五十年からは、早急に生産を安定させるための抜本的対策として、国の改植等促進緊急対策事業を活用し、不適地園等低位生産園を落葉果樹、野菜等への転換を促進した。

また、加工原料みかんの安定供給と価格安定をはかるため、四十七年に発足した加工原料用果実安定基金制度について、生産・流通・加工等にわたる総合的かつ彈力的な需給安定対策を、生産者が自主的に実施できる制度に拡充するため、五十年から果実生産出荷安定基金制度として

再発足した。この制度により、全国的に果実生産出荷安定基金を造成し、生産量の変動、出荷量の地域的、時期的な過度の集中等の問題をさけるため、計画的な生産、出荷調整の事業を行うほか、改植等による所得減少を緩和するため、農家が借り入れた資金について、利子負担の軽減措置等を実施している。

一方、県産みかん果汁を学校給食に取り入れ、その内容を充実させるとともに、果汁消費の安定的拡大をはかつている。

△本県みかんの位置づけと収益性▽

五十年における全国の生産量三六六万五、○〇〇tに対し、本県の生産量は、三六万tで約一〇%をしめ、愛媛県、静岡県に次いで、第三位となっている。

一方、価格については、京浜市場における全国平均kg当たり九〇円に対し、本県産は、七八円で、一一円安となっている。このような傾向は、四十六、四十七年が何れも七円安、四十九年九円安と年々全国平均

再発足した。この制度により、全国的に果実生産出荷安

定基金を造成し、生産量の変動、出荷量の地域的、時期的な過度の集中等の問題をさけるため、計画的な生産、出荷調整の事業を行うほか、改植等による所得減少を緩和するため、農家が借り入れた資金について、利子負担の軽減措置等を実施している。

みかんの生産及び販売単価の動き						単価：京浜市場
区分		昭46年	昭47年	昭48年	昭49年	昭50年
全 国	栽培面積(ha)	167,100	171,300	173,100	172,400	169,400
	生産量(t)	2,489,000	3,568,000	3,389,000	3,383,000	3,665,000
	単価(円/kg)	92	61	81	103	90
本 県	栽培面積(ha)	13,900	14,800	14,800	14,800	14,800
	生産量(t)	193,300	300,500	328,000	318,300	360,800
	単価(円/kg)	85	54	77	94	78

資料：農林統計 日圓連販売年報

との差が広がっており、うまい佐賀みかんつくりが重要な課題となっている。

みかん経営は、四十六年まで好調に推移したが、四十七年以降は、生産過剩による価格の低迷や、農業生産資材の高騰などで収益性は低下しつつある。五十年産の生産費調査によれば、佐賀みかんの一〇a当たり利潤は、二万四、〇〇〇円の赤字となってしまった。

過去一〇か年の生産費調査結果から、その動きをみると、四十一年産一〇a当たり一〇万四、〇〇〇円の二次生産費が、五十年産は一七万二、〇〇〇円と二倍近く増加している。一方、粗収益は、四十一年産一九万九、〇〇〇円であったものが、五十年産では、一四万八、〇〇〇円と逆に二六%減少している。これは、四十七年産以降の価格低落によるものであり、みかん経営の成否は全く市場価格の如何にかかっており、生産の重要さが痛感されている。

(4) 野菜、落葉果樹、特用作物

野菜 昭和二十年代は、戦中・終戦後の食糧事情のひっ迫・農業統制等を背景に、上場地帯・多良岳山麓・北部山麓の畑作地帯を中心に、主にばれいしょ・さといも・かぼちゃ等の根粉質の根菜類が栽培された。

二十年には、作付面積六、八〇〇ha・五六六、七〇〇tの生産がなされているが、主として自給用栽培で、その多くは家庭菜園的域を脱し得ていない。

二十年代後半になると、換金作物として農業經營への野菜作導入が評価され始め、面積の拡大とともに、一部産地では篤農家を核とした集団

化されうかがえるに至つた。

ちなみに、二十五年の作付面積は七六〇〇ha、生産量は九万六〇〇〇t（二十年比、一七〇%）に達した。特筆すべき產地としては、伊万里のすいか、上場の秋ばれいしょ、唐津の金時にんじん、白石のれんこん等があげられるが、特にれんこんは古くから栽培され、すでに團產地を形成していた。

三十年代は野菜が最も多く作付された時期で、三十五年には八、三五〇ha、三十九年には戦前・戦後を通して最高の九、五三七haに達した。

特に、三十年代後半はビニール等資材の開発と耐病性品種の育成等による施設園芸の導入および水稻裏作として、諸富町・福富町におけるたまねぎの導入は、從来の畑作中心から、現在の本県野菜生産の基礎をなす、水田利用型野菜生産への大きな転換であった。

北部山間地域では夏季の冷涼な気象条件を活かし高冷地野菜の栽培が始まること、現在の代表的產地のはう芽期でもある。

四十年代は、高度経済成長下で、わが国における主要な野菜供給產地であった

関東・近畿等の都市近郊園芸地帯が都市化により衰退し、トラック等輸送手段の発達を背景に、四国・九州の輸送園芸產地が拡大に転じた。

また、四十一年には、野菜生産出荷安定法が施行されるとともに、大消費地への安定供給產地として指定產地の育成が、野菜行政の重点施策として推進されることになった。



転作によるメロン栽培（小城町）昭和47年6月

本県では、四十一年に肥料のはくさい、白石地域のたまねぎの產地指定を受けるとともに、四十三年には野菜振興計画を策定し、指定產地の育成を核とした米と野菜の複合經營による農業所得の拡大を目指し、野菜振興を積極的に展開した。

四十五年からの播作転換を契機として、本県野菜は水田平坦地域を中心飛躍的な発展を遂げた。指定產地も五十年には一三產地に拡大するなど、團產地の面積は四十三年の一、五八〇haから五十年には、約二

倍の三、〇五四haに進展した。生産量一〇万、八〇〇〇t、販売額は七四億円に達し、米・みかん・畜産に次ぐ重要な部門として位置づけられるに至った。

一方、全国的な野菜生産の停滞傾向の中にあって、本県の野菜は四十年に対する五十年の伸びは一五九%と、九州平均一二二%、全国平均一二%を大幅に上回る高い伸び率を示した。

特に、四十五年からの米の生産調整に伴う転作野菜として、佐賀北部のレタス・とまと、水田平垣地域の施設いちご・メロン・とまととの定着および水田裏作としてのたまねぎは、全国第三位の作付面積となるなど、全国的にも主要な産地として評価されるに至っている。

△野菜振興計画の策定▽

四十三年、県野菜振興計画を樹立し、冬期温暖な気象条件と地味肥沃な土地条件などの適地性を活かし、野菜と米との複合経営による実質的な規模拡大をはかる選択的拡大部門とし、米・みかん・畜産に比べて立遅れていた野菜生産の積極的振興を開始した。

四十六年には稲作転換の推進に対応し、振興計画の一部を改訂するとともに、五十一年には再見直しを行い、五十五年を目指しての振興計画を策定、市町村・農業団体等関係機関と一体となって、この推進をはかることになっている。

△指定産地の育成▽

野菜の需要は、高度経済成長等を背景に逐年増加した反面、消費面では、多様化、周年化および地域平準化がさらに進むとともに、豊凶差による激しい価格の騰落、それに加えて都市化による既存都市近郊大型产业基地の衰退、連作障害による産地の移動など、物価問題と関連し、野菜の

野菜指定産地の指定状況 昭和50年度現在				
地帯区分	产地名	指定野菜	関係市町村	指定年度
平 垣 水 田 地 带	佐賀西部	冬春きゅうり	久保田町、小城町、江北町、大町町、三日月町	43
	杵 藤	〃	武雄市、鹿島市、塩田町	45
	佐賀中部	〃	佐賀市、大和町	47
	白 石	たまねぎ	白石町、有明町、福富町	41
	佐賀南部	〃	諸富町、千代田町、川副町	45
	杵 島	〃	江北町、大町町、北方町	47
	鹿 島	〃	鹿島市	47
佐賀北部 冷涼地帯	嘉瀬川西部	〃	牛津町、芦刈町、三日月町、久保田町	50
	佐賀北部	夏秋とまと	富士町、三瀬村、脊振村	45
	脊振山間	秋冬さといも	〃	47
上場地帯	佐賀北部	夏秋 レタス	富士町	48
	肥 前	秋冬はくさい	肥前町	41
	上 場	ばれいしょ	肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町	50

安定供給は大きな社会問題に発展してきた。

このため国は、四十一年、野菜の大都市への安定供給とその価格の安定をはかる総合的施策とし、野菜生産出荷安定法を施行し、安定供給产地としての指定産地の育成および価格安定制度を実施した。

本県では四十一年に、はくさい・たまねぎの二産地の指定を受けるとともに、県野菜振興計画に基づく産地育成の核作りとして積極的に推進し、五十年には七品目、一三産地（たまねぎ五産地、冬春きゅうり三産地とまと・レタス・さといも・はくさい・ばれいしょの各一産地）を擁す

るに至った。

△野菜振興▽

集団産地の育成としては、四十年～四十五年は集団産地育成のための拠点産地（四八集団）作り、四十六年～五十年はこの拠点産地を核とした外延拡大および定着化の推進であり、次の施策を講じた。

三十八年～四十三年

県野菜指定特産地育成事業

四十年～野菜法に基づく野菜集団産地育成事業

四十四年～県園芸特產物集団産地育成事業

四十五年～稲作転換特別対策事業

四十六年には指導体制の整備・強化・組織化をはかるため、県野菜技術者協議会を対象に、高度技術研修事業の実施を行った。

四十七年から県園芸連に対し、県費助成による野菜広域指導員を設置させた。

この結果、県園芸連の野菜販売額は四十年の三億円、四十五年の六億円に対し、五十年には四九億円に拡大した。



(大和町) 菜 地 団 地

〇〇万円に達している。

主要事業の主な実績は四十一年から野菜指定産地の育成事業（野菜生産出荷安定法）を行い、野菜指定産地を指定し、また、五十年度までに指定産地で、指定産地指導員の設置（延べ六二一人）、指定産地情報連絡員の設置（延べ二四〇人）、共同育苗施設・集出荷施設・選果場等約四億円を投じた生産出荷近代化事業を行った。

四十四年から県単独の野菜集団産地育成事業を開始し、野菜振興計画に基づく新産地の育成をはかるため、県指定産地を二八か所設け技術・先進地研修・近代化施設を整備した。

四十年～野菜法に基づく野菜集団産地育成事業

四十四年～県園芸特產物集団産地育成事業

四十五年～稲作転換特別対策事業

五十年までに、これら

の事業を通じ産地育成のため整備した施設は、共

同育苗施設、集出荷施設など、全体で一五〇か所を数え、総事業費は、一

三億三、〇〇〇万円で、

うち補助金は六億五、〇

五年までに、農業改良資金による融資▽

また、三十五年以降、五十年までに、農業改良資金の融資は“大型ビ

ニール栽培技術”等国の指定事業九種目 “いちごトンネル栽培等県特認事業六種目の計一五種目で、四億五、〇〇〇万円に達し、集団産地の外延的拡大はもとより、後継者の育成に努めた。

△野菜への農業団体の対応△

三十年代までの本県の野菜は、れんこん・ばれいしょ等一部の野菜を除き、県内の市場を対象とした地域内供給生産であり、その出荷形態は、ほとんどが個人出荷であった。

一方、農業団体による共販活動は、二十七年、県園芸連による北九州青果物あっ旋所（門司市）の設置以来、市場の開拓とともに逐年増加し、県園芸連を頂点とする系統共販（一元集出荷）体制が整備強化されていった。

生産指導の面でも、三十七年には野菜専任の職員を設置、以後逐年増員し、四十五年四月、野菜課の設置、さらに五十年七月にはこれを野菜部に昇格させ、技術員八人を含む一〇人の専任職員による、産地指導体制が確立された。

また、各単協でも専任技術員が設置され、技術員の資質向上をはかるため、独自に農林省野菜試験場への委託研修を行うなど、指導体制の強化とその資質向上がはかられつつある。

△生産者の組織化△

野菜の生産者組織としては、ほとんどの農協で、種類別などの部会を組織し、研修活動等を実施している。

特に、施設きゅうり・いちご・メロンの生産者は、県を網羅した組織を結成し、本県野菜振興の実践団体として、毎年生産者大会、共進会、研修会を開催等、積極的な活動を行っている。

県園芸連の野菜販売状況 単位：数量＝トン、金額＝百万円

種類	昭和 27年		30年		35年		40年		45年		50年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
れんこん	2,530	63	2,388	77	2,602	99	3,210	228	1,052	183	1,551	366
たまねぎ					4		2,724	53	6,787	252	30,199	1,190
ばれいしょ			409	7	363	6	185	4	131	5		
きといも	102	1	89	2	75	2	60	2	213	9	139	15
いちご									84	26	2,503	1,728
メロン									22	2	1,141	301
きゅうり									1,063	108	2,039	374
とまと									24	2	1,759	285
その他	184	4	256	10	145	4	628	58	310	46	4,853	687
計	2,816	68	3,142	96	3,189	112	6,807	346	9,686	634	44,189	4,943
果 実	2,110	61	6,880	328	21,459	1,077	71,928	5,312	155,474	12,248	320,898	20,941
合 計	4,926	129	10,022	425	24,648	1,189	78,735	5,688	165,160	12,882	365,087	25,884
野菜 / 合計	77	53	31	23	13	9	9	6	6	5	12	19

三十九年には、県ビニールハウス園芸組合連絡協議会が結成された。

△稻作転換と野菜振興▽

本県野菜生産の特徴は、上場等一部の畑作地帯を除き、そのほとんどが水田の高度利用型栽培にある。

この米麦を基調とした複合経営が今後とも本県農政の基本であり、四十三年に野菜振興計画を策定以来、その積極的展開をはかつてきた。

四十六年からの稻作転換は、種々の問題を含みつつも本県の野菜にとっては、今日の飛躍的発展の一大契機でもあった。

全国的な野菜の過剰供給が憂慮されたが、四十六年の県野菜価格安定

(主要品目)
11~3月出荷
いきゅうり
メロン 4~6月 ◇
たまねぎ 6~10月 ◇
レタス 6~11月 ◇

基金協会の設立や野菜法に基づく価格安定事業の拡充など、価格安定対策の推進と相まって、生産対策を積極的に推進した結果、たまねぎ、いちご、メロン、夏秋とまと、レタス等

出荷先は、三十年代までは県内が主体であったが、四十年代には九州に対し、二十五年には二万九、〇〇〇t、三十年代には三万t、四十五年には七万t、五十年には九万八、〇〇〇tと逐年拡大してきた。品目的にも初期のれんこん・ばれいしょ・さといも等から、四十年代にはたまねぎ・施設きゅうり等本県の適地性を活かした品目に変わってきた。

△流通・価格安定対策▽

野菜の出荷量は作付面積の増加とともに、二十年の一萬七、〇〇〇tを主体に、京浜・京阪神・中國等全国の市場へ拡大してきている。

価格安定対策として四十一年、野菜生産出荷安定法の制定に伴い、全國組織の野菜価格安定事業に加入した。四十六年から県独自の価格安定事業を実施し、野菜の生産と価格の安定をはかるため、交付準備金の資金造成を行った。

野菜価格安定のため設けられたこの制度は、毎年保証基準価格等内容の改善をはかつてきた。

野菜生産の伸展とともに、産地の定着、拡大をみた。三十年代には四十五年の約二倍に達するなど、野菜生産の経済の高度成長による物価上昇は野菜価格にも影響し、価格差補給金交付の機会が少なかつたが、国・県の制度による補給金交付は、野菜農家の再生産に寄与している。

落葉果樹

五十年における県内落葉果樹の総栽培面積は約一、八〇〇haで、二十

年次		本県野菜の地域別出荷実績 (3類都市以上)				
地域	昭和47年	48年	49年	50年	備考	
北 海 道	t 9	t 22	t 380	t 381	(主要品目) いきゅうり メロン 4~6月 ◇ たまねぎ 6~10月 ◇ レタス 6~11月 ◇	
東 北	787	44	551	713		
東 関 中	5,037	2,044	10,485	16,535		
近 畿 国	132	88	442	443		
中 四 国	2,162	1,608	1,971	1,223		
北 九 州	2,456	1,860	2,363	2,822		
そ の 他	160	4	17	9		
県 内	16,832	18,717	20,499	22,497		
合 計	18,377	13,155	17,015	18,578		
	21,576	22,817	20,719	22,626		
	67,558	60,359	74,445	85,853		

資料：農林省統計情報事務所

落葉果樹の生産状況

単位：面積=ha、生産量=千t

岡 分	昭和20年		25年		30年		35年		40年		45年		50年		50年/20年		
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量													
なし	119	693	109	853	109	1,420	203	2,780	186	2,200	185	2,230	284	3,400	239	491	
ぶどう	25	146	25	89	35	158	125	740	176	1,300	214	1,600	334	2,780	1,536	1,917	
かき	59	4,728	489	3,870	426	3,760	494	3,130	434	2,590	417	3,260	399	1,900	676	40	
くり	20	67	34	95	12	60	25	150	129	95	329	400	435	666	2,175	994	
もも	20	795	160	612	88	514	84	350	81	309	129	521	154	764	770	96	
びわ	16	108	20	203	89	469	139	976	101	527	73	473	44	342	275	317	
計	70	521	97	446	85	615	137	1,080	125	800	105	679	95	450	136	86	
	計	329	7,058	934	6,168	844	6,996	1,212	9,206	1,232	7,822	1,452	9,163	1,795	10,302	546	146

年の約三三〇haに比し、五・五倍の増加である。うんしゅうみかんなどの飛躍的伸びはなかつたが、なかでもぶどうの伸びが最も高く、約一五倍となっている。

これは四十五年以降の稻作転換を契機に、白石・東松浦地区を中心急増した。

伊万里市に中心とするなしが、約三〇〇ha栽培されているが、二十年の一九haに比して、約二・四倍の増加である。特に四十年代に導入された新水・幸水等の無袋栽培が急増しており、現在では地域的特産物として、農業所得の向上に大きく寄与している。

びわは、多久市納所の特産物として古くから知られているが、最近の生産動向は三十五年の一四〇haをピークに、減退の傾向にある。その他、かき、くり、うめ、もも等があるが、いずれも地域的には重要な役割を果してきた。

△施策の展開▽

振興施策については、三十年代までは見るべきものはなく、四十年代になって、ぶどう・なしを主体に、防除施設・かん水施設・果樹棚等の生産管理施設、集荷所、選果所等、集出荷施設の整備を積極的に行つた。

特にぶどうは、四十五年からの稻作転換による急増から、施策も稻作転換促進対策事業を主体に、農業構造改善事業等により、主に伊万里市・白石平坦・東松浦地区で実施されている。

また、北部山間のくり・かき等については、園地造成・防除施設・集出荷施設を整備した。

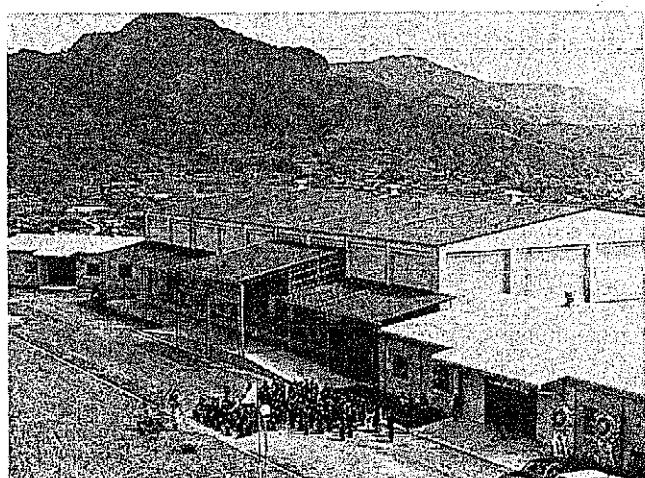
△生産の動向▽

本県における主な専用

産物は、茶・いぐさ・葉たばこ・養蚕等であるが、二十年には、桑が六〇〇ha、茶・葉たばこがそれぞれ約一〇〇ha、併せて約八〇〇haであったが、五十年には約二倍の一、九〇〇haとなっている。

その間の作物別動き

は、二十年に最も多かつた桑が年々減少した反



西九州茶流通センター（昭和49年4月設置）

面、好況に支えられ茶樹が嬉野町・唐津市・伊万里市等を中心と増加し二十年の約八倍となり、地域的特産物として農業所得の向上に大きな役割を果たしている。

一方、二十年代にまたたく生産のなかつたいぐさの栽培が二十五年頃から始められ、特に四十五年からの稻作転換を契機として急増し、現在では三養基平坦、佐賀・白石平坦の特産物として、また、複合作物として大きく寄与している。

たばこは、上場當農確立の重点作物として、年々増加してきたが、現在では、たばこ製品の需要停滞に伴い、栽培面積の急激な増加は期待できない状況にある。

△施策の展開▽

特用作物は、他作物と異なり、一次加工までが生産段階となっているので、振興施策の中で加工施設の占める割合が極めて高く、とくに茶は、製茶工場・流通センター等、流通加工施設の整備に約二億円を投資しております、本県産茶の銘柄確立・系統共販に貢献している。

いぐさについても、集出荷施設・加工施設の整備による製品販売の促進と、乾燥機・刈取機の導入による省力技術の確立をはかった。たばこ栽培は、省力栽培技術を普及促進するため、共同育苗場の設置、共同乾燥施設の整備策を重点施策として推進した。

(土) 畜 産

概況 昭和十年、県内において農耕用として馬一萬七、三七〇頭、牛二万四、四四二頭が飼育されていた。戦後の二十年には馬二、九八二頭、牛三万八四一頭となつたが、機械

力の充分でない当時は、牛馬が重要な労働力であつたことから食糧増産と相まって急速に増加していった。元来、本県の畜産も他県と同じく農耕用としての役割が主で、そのほかは一部で幼畜の育成や仔畜の繁殖により、副収入を目的としたものがあつた。

県農業は米麦中心であったが、経済の成長につれ、食糧需要の変化に対応し、また、他産業と所得均衡を保つために多角的當農への転換が必要となり、有畜農業への施策が実施されることになった。二十七年から有畜農家創設事業が実施され、家畜導入への金融措置が行われ、畜産農家は増加した。その後、農耕用の畜力に替わるものとして、動力耕耘機・トラクターが普及し、かつ、農家の兼業がすすむにつれ、役畜を中心と

家畜飼養頭数

区分	年次	四和					
		10	20	30	40	45	50
実 数	馬(頭)	17,370	2,982	9,070	610	171	20
	乳牛(頭)	700	—	3,350	13,670	15,600	13,000
	役肉用牛(頭)	24,442	30,881	42,160	27,790	20,100	22,900
	豚(頭)	3,145	629	6,920	30,780	40,300	44,100
	にわとり(千羽)	?	337	623	1,563	1,868	1,593
伸 長 率	プロイラー(千羽)(出荷)	—	—	—	5,572	10,460	
	馬(頭)	10,157	1,793	530	356	100	11
	乳牛(頭)	4	—	21	88	100	83
	役肉用牛(頭)	121	153	210	138	100	113
	豚(頭)	8	1	17	76	100	109
換 家 畜 算 數	にわとり(千羽)	?	18	33	84	100	85
	プロイラー(千羽)	—	—	—	100	188	
	換家畜算數	43,141	37,318	62,194	63,836	90,471	112,970

注：家畜単位は牛・馬を1、豚を6、にわとりを100

した畜産も、用畜へと移行していく。

戦前の昭和十年と戦後の三十年を比較すると、馬は減少、牛は漸増、乳牛は八倍、豚五倍と増加した。年次的に大家畜は減少し、逆に三十六年以降採卵鶏、三十九年からブロイラーが増加していった。県下の家畜飼養頭羽数を家畜単位に換算すると、三十五年以降たえず増加している。

畜産經營の経済成長の時代において、本県の畜産は、米・みかんと規模拡大ならんで、三大基幹作目の一であり、選択的拡大部門として順調な発展を示した。農業総合粗生産額も三十五年から五十年までのおよそ一五年間で約五倍となり、そのうち畜産粗生産額は一〇倍に飛躍し、農業粗生産額に占める割合も三十五年当時は八%であったのが、五十年においては一八%となつた。

五十年現在における畜産粗生産額の中では、鶏（採卵、ブロイラー）が一〇五億円で四三・九%を占め第一位、次いで二位は豚の五〇億円で二一・一%、三位は乳牛の四八億円の二〇%、最後は肉用牛の三二億円一三・五%となつてゐる。

戦後、家畜の飼養目的が役畜から用畜と変化し、各家畜の飼養頭羽数も馬を除いてはいずれも増加を続けたが、反面、各家畜の飼育戸数はずれも減少し、従つて一戸当たりの平均飼養頭羽数は拡大し、多頭羽飼育の経営となつた。

畜産の振興対策 昭和二十七年度から有畜家創設事業が国において計画実施されることとなり、本県ではこれに対応して二十七年五月、県有畜農家創設審議会規程を定め、有畜農家創設事業の円滑な運営を図るために、知事の諮問に応じ、事業の積極的振興をはかることとした。

本事業は、無家畜農家を解消するため、乳牛・役肉牛・馬・めん羊の導入資金の融資をあつ旋するとともに、金利負担を軽減するため、利子補給を家畜導入後三年と五年間行うこととを内容とした。乳牛においては集約酪農地域、役肉牛は繁殖・肥育地域に対して計画的・重点的に家畜導入を実施した。導入家畜数は乳牛二、一一一頭、和牛四、九三七頭、めん羊五〇〇頭、馬一五頭であつた。

この制度は、二十七年度から三十五年度まで実施されたが、三十六年度農業近代化資金発足とともに、同資金の家畜資金に切替つた。

▲農協預託事業▽

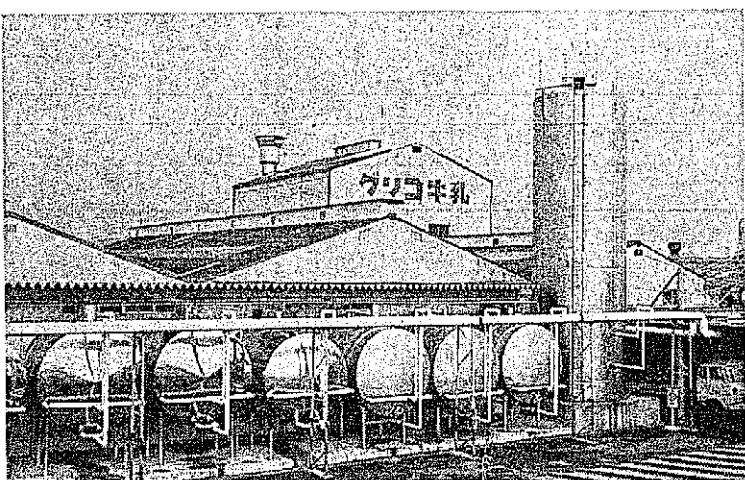
国が定めた中小農畜産振興対策要綱にもとづき、三十二年十一月県中小農畜産振興対策家畜導入補助交付規程を設け、農業協同組合が家畜の預託事業を実施した場合、助成を行うこととした。なお預託頭数は三十四年と三十六年度にわたり、延べ三四農協で、豚二、五〇〇頭、和牛二〇〇頭であつた。

集約酪農事業 昭和二十九年六月、酪農振興法の公布にともない、集約酪農地域を政府が指定し、酪農振興のための国の補助金や助成施策を優先的に集中することとした。当時、世界銀行からの融資で導入するジヤンジー種を、この地域に限つて、國から貸付けられることとなつた。

本県では、三十年度天山多良岳山系の地域指定申請を提出したが、製酪工場の規模が小さい、地元の熱意の盛りあがりがない、県費財源の裏付がない等の理由で指定を留保された。その後、三十一年十月、グリコ協同乳業が創設され、集乳量の確保のため平坦地酪農はもち論、背後地山間酪農の育成も急務となつた。

かつて、酪農振興法施行以来全国で五三の集約酪農地域が指定されてい

たので、県は法の規定に適応させるため、地域を鳥栖から、神埼・佐賀・小城郡北部・多久盆地をふくんで、唐津に至る天山脊振山系の山間山麓地帯に制限した計画を再提出し、三十二年九月天山脊振山系集約酪農地域として、国の指定が行われた。



農業協同乳業中心工場

集約酪農地域の設立については、二十四年七月佐賀郡市酪農組合が設立され、牛乳処理所を買収し、集荷・処理・販売を始めた。二十五年一月牛乳の消費も増え、新しく牛乳処理工場を佐賀市与賀町に設置した。しかし二十六年組合内部の事情から解散の止むなきに至り、二十六年九月県経済農業協同組合連合会が牛乳工場を引受けて業務を再開した。

三十一年二月、グリコ

九州工場で製酪事業の開始に当たり、集乳について依頼があり、同年七月十二日、佐賀商工会館で第一回の発起人会が開催され、資本金額をグリコ側と農民側と同額としグリコ協同乳業株式会社の設立が決定し、十月一日操業を開始した。その後順調に進展して、佐賀市多布施町のグリコ製菓の

借事務所から脱脚し、天山脊振集約酪農地域の中心工場として、三十七年四月佐賀郡大和町に二億数千万円を投じて、市乳・練粉乳の完全設備を有するオートメーション工場を完成した。

天山脊振山系集約酪農地域は、三十三年度から三十五年度にかけてジ

ヤージー種の五五七頭の導入を始め、ホルスタイン種一四八頭、さらに寒冷地等における国有牛の貸付事業で乳用牛および肉用牛の導入を三十五年度から四十年度にかけて実施した。その後三十七年度から国有貸付が自有貸付に替わり、乳用牛は三十七年度から四十二年度までに五六〇頭、肉用牛は二八〇頭が県内の主要畜産地帯に導入された。さらに四十三年からは、自有貸付から農協有貸付と替わり四十八年度まで実施され、四十九年度からは飼料作物作付推進家畜導入事業となつて現在にいたつている。

酪農審議会の設立 昭和三十四年九月、県酪農審議会条例を制定した。

置と近代化計画 これは、酪農經營の安定と振興についての基本方針を諮問し、県行政に寄与するとともに、生乳取引の紛争調停を行い、生乳の公正な取り引きおよび需給をはかることを目的とした。

同審議会は、生産者・消費者・乳業者・農業団体のそれぞれの代表および学識経験者からの委員一四人で構成され、三十五年三月十六日設置し、同年三月二十八日第一回審議会を開催し、正式に発足した。

三十六年農業基本法が制定され、農業も選択的拡大の方向で、生産性の向上をはかることとなり、酪農も從来と異った発展の方向をとった。すなわち、二十九年酪農振興法制定後、有畜農業の普及という方向に沿って乳牛の飼養戸数・頭数ともに増大して行つたが、三十九年頃からは飼養戸数が減少傾向に転じた。これは経済成長に伴い農業労働力の他産

県の酪農近代化計画の概要

地 域 名	計 画 樹 立 時 (40.2)					目 標 年 次 (52年度)			
	飼養農戸数	乳牛頭数	普及率 %	1戸当たり飼養頭数	生産量 t	乳牛頭数	1戸当たり飼養頭数	生産量 t	
水田酪農地域	2,143 戸	5,421 頭	7.13 %	2.53 頭	14,597.1 t	10,100 戸	14.0 頭	29,600 t	
畑地酪農地域	2,084 戸	4,465 頭	5.26 %	2.14 頭	11,508.9 t	10,700 戸	11.8 頭	29,800 t	
山間酪農地域	505 戸	1,341 頭	9.56 %	2.66 頭	2,108.0 t	1,900 戸	7.3 頭	4,600 t	
計	4,732 戸	11,227 頭	6.3 %	2.37 頭	28,214.0 t	22,700 戸	12.0 頭	64,000 t	

市町村酪農近代化計画樹立

○46年度認定(27)

佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田川町、脊振村、三瀬村
鳥栖市、北茂安町、多久市、小城町、三日月町、唐津市、七山村、肥前町、鎮西町、伊万里市、武雄市
山内町、北方町、鹿島市、太良町、塩田町

○47年度認定(6)

三根町、上峰村、牛津町、玄海町、白石町、有明町

業への流出が強まり、従来、副業的に乳牛を飼養してきた収益性の低い零細酪農経営の脱落によるものと考えられるが、一方、多頭飼育酪農経営は増加して行つた。

四十年酪農三法（酪農振興法及び土地改良法の一部改正法、農地開発機械公団法一部改正法、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法）が制定された。この酪農振興法の改正に基づき、国は第二次酪農近代化基本方針を四十六年三月三十一日公表した。

（基本年次四十五年度、目標年次五十二年度）を市町村に示し、これに基づきそれぞれ各市町村が樹立した市町村酪農近代化計画を認定した。樹立市町村は四十六年度二七市町村、四十七年度六町村の合計三三市町村であった。

なお、酪農発展のため、国・県はもち論、畜産振興事業団、地方競馬全国協会の助成による種々の事業が行われた。

肉用素畜 三十六年三月十四日、肉用素畜導入事業補助金交付規則を導入事業設定し、肉用家畜の肥育を推進するため肉牛の導入生産に努めるとともに、肉用牛飼養適地において農協が事業主体となって、肉用牛経営の規模拡大を志向する肉用牛経営農家のために必要な飼料基盤の整備、共同利用の肥育管理施設等を設け、繁殖から肥育までの一貫体制を整え生産性の向上を計つた。

畜産農家 畜産に関する各分野の専門家をもつて畜産コンサルタント経営指導 団を構成し、個々の畜産経営について経営診断と経営分析を行い、その結果に基づき、助言と事後指導を実施して生産性の高い大規模畜産経営を育成する制度が三十九年度から新しく発足した。運営には県畜産会があたることとなり、必要経費については県ならびに地方競馬全国協会が助成した。五十年度まで七一五件が診断をうけた。

天災や家畜の疾病または経営計画の変更等により負債が長期にわたり固定化した畜産農家に畜産経営整備資金（据置三年、貸付期間一〇年、貸付金利三・五%）を貸付けた農協に対し、県農業協同組合中央金が年三・七五%の利子補給（単協の負担一・二五%）実施したが、県は三分の二に相当する額を助成した。

畜産協業経営体の借入金の利子を軽減し、経営の合理化をはかるた

め、市町村が五年間にわたり年三%の利子補給を実施する場合、県は市町村に対しその二分の一を助成することとし、四十年八月十三日、県畜産協業経営体借入金利子補給規則を公布した。対象となる協業経営体は原則として次の基準以上で、三十八年三月までに設立されたものとした。

酪農協業経営体 参加戸数三戸以上 飼養規模二〇頭

肉用牛 " " 三戸 " " 一〇頭

養豚 " " 三戸 " " 一〇〇頭

養鶏 " " 三戸 タ 三、〇〇〇羽

飼料対策 畜産経営では安価な飼料でより多くの乳肉を生産することが不可欠で、そのため自給飼料として粗飼料の確保が重要である。粗飼

料は牧草・飼料作物の良質飼料と山野自生の野草、ワラ等の低質飼料に分けられるが、単位面積当たりの栄養価においても、また家畜の嗜好性からみても牧草飼料作物が野草よりも優れている。

この良質粗飼料増産の対策として、一つは既耕地への飼料作物の作付推進事業であり、他の一つは未墾地の開拓により牧草地を造成改良する草地改良事業があり、いづれも家畜導入事業と併行して次のような施策が実施された。

草地改良事業

事 業 名		実施年度	実施数	面 積
(佐賀県草地改良受託規則三二号)		三二一四二	六三町村	四四八ha
草 地 改 良 事 業	集 約 牧 野 造 成 事 業	三六一三七 三八一四四	一四 " 七五か所	一四七タ 七〇八タ 五七タ
小 規 模 草 地 改 良 事 業	團 体 営 草 地 開 発 事 業 (公 益)	四六一四九	七 "	

事 業 名	一 年 度	個 所・町 村 数	飼料作物作付促進事業	
			又は	作付増加面積
緊急粗飼料増産対策事業	三九一四二	三六市町村	トロクタ一、	ラウ、床散布機、
飼料増産対策事業	四三一四六	延三市町村	一、二六九ha	刈取機
飼料基盤整備特別対策事業(公共)	四四一四六	タ 八市町村	四九ha	五
稻作転換特別対策事業(県単)	四五一五〇	タ九七市町村	サイロ四二〇基	共同乾燥施設
稻作転換飼料作物作付促進事業	四六一四九	タ三三市町村	転換水田作付五四四ha	機械施設、基盤
飼料用麦生産対策事業	四七一四九	三町村	大農機具整備	刈取機、床散布機、
緊急粗飼料総合対策事業	五〇	五市町村	五	五
飼料作物生産振興対策事業	四九一五〇	(六〇市町村)	四五六ha	五

飼料高騰に 一方、配合飼料の価格は、四十五年以降四十七年までは対する処置 ほぼ平衡を保っていた。しかしながら、四八年三月から四九年三月にかけて約一・八倍も暴騰した。また、四九年十一月から五十年一月にかけてさらに高騰した。従って配合飼料に依存する畜産経営の經營維持をはかるための緊急措置を実施した。

四八年三月以降における配合飼料の高騰に伴い、畜産経営特別資金(償還期限二年)が三回融資され、融資機関(農協連一・農協一四・銀行一)に対して、県を通じて畜産振興事業団から利子補給金が交付された。貸付件数一、二一四件、金額六億六、七〇〇万円であった。

配合飼料の高騰と枝肉価格の低落に対処し、肉用牛肥育経営の離脱や縮小を防止して、その維持継続をはかるため、緊急対策として後継牛導入に五億円の低利資金(貸付利率年四%)を融資することとした。そのため融資機関に五・五%の利子補給をする必要から、県信連に利子補給

昭和23年当時の家畜市場名

取扱区分	牛・馬・共	牛のみ	馬のみ						
市 場 名	神 田 小 唐 伊 武	埼 代 城 津 里 万 雄	春 脊 基 多 相 浜	日 振 山 久 知 崎	入 中 西川 鹿 多 知 崎 ・嬉	野 通 登 島 良 多 ・嬉	佐 南 東 豆 六	賀 賀 振 津 角	
計		6		12			5		総計 23

基金を設置したが、県は基金として三、二九七万五、〇〇〇円を助成した。本資金は四十九年十二月貸付けられたが、貸付件数は二三二件・貸付額四億七、一六万円であった。

主としていたため、管轄区域が小さく、市場の大半は年四回の開設で一開設日の入場頭数も一〇～五〇頭程度であった。三十一年六月家畜取引法が施行され、家畜市場の再編成整備が促進された。

この頃、本県内市場は馬産の衰退とともに、馬のみの五市場と西川登市場が閉鎖されており、再編整備に基づく規模の規制により遂次廢止された。一方、子豚生産の急増により豚専用市場を佐賀市に新設し、田代・

枝肉価格の長期にわたる低落、配合飼料価格のうちつづく騰貴等が肉用牛肥育経営を圧迫したことに対し、肥育経営の安定と維持継続をはかるため、緊急措置として貸付利率三%・債還期限五か年の特別資金五億五、〇〇〇万円を貸付けることとし、融資機関へ年六・五%（県で一%追加）の利子補給のため、肉用牛肥育経営安定特別資金利子補給基金（基金造成必要額九、九一六万二、〇〇〇円、四十九年国庫補助五、三三五万円）を設置した。貸付は五十年三月行われ、貸付

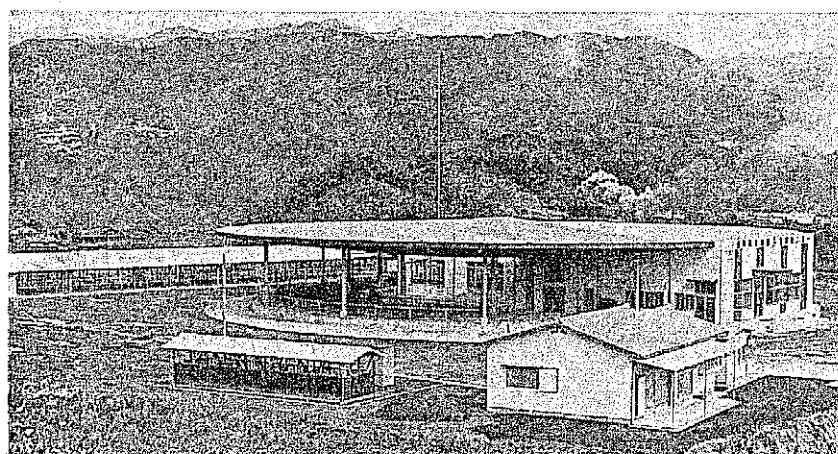
多良・伊万里の計八か所で開設されてきた。その後四十七年三月から四十九年三月にかけて小城ほか四市場を廢止し、四十七年三月一日、多久市に畜産センターを建設した。これによつて現在は伊万里、田代と併せて県内で三市場が運営されて

現在は伊万里、田代と併せて県内で三市場が運営されて

件数三四〇件・貸付金額五億三、九九二万円となつた。配合飼料のうちつづく高騰により、畜産経営は極度に當の存続が危惧されに至つたので、四十九年配合飼料価金の一部を助成して畜産経営者の負担を軽減した。

馬のみ)は、二三か所の市場で取引が行われていた。それは家畜の取引は必ず市場で実施せねばならない法の規制と、当時家畜の移動は歩行を

畜産物の価格安定対策による生乳の生産量の増大にともない、集乳施設の近代化と乳質の保全による乳価安定をはかるため、県下主要酪農地域の農協集乳所を中心に、四十五



畜産センター(多久市) 昭和47年3月設置

五年より五か年計画でバルクーラトを設置し、タンクローリーによる輸送が始められた。

牛乳の消費拡大と学童の体位向上をはかるため、畜産振興事業団から補助業務の委託をうけ、三十三年一月から牛乳の学校給食を開始した。その後、学校給食用牛乳は、給食校数も給食実人員も増加し、五十年度で県内生乳生産量の一三%に当たり、県内飲用向牛乳の二五%を占めるに至った。

畜産物価格の異常な変動は生産に長期間を要する畜産経営の基礎不安定にするとともに、国民生活の中において畜産食品消費の増大と食生活安定のためにもなおざり視できない段階に至った。

三十六年一月畜産物の価格安定等に関する法律、四十年六月、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が制定され、主要畜産物の価格安定を目的として新たに設立された畜産振興事業団が指定乳製品、指定食肉の売買操作により価格を一定の安定価格帯の中に走らさせることとなつた。

また、生乳のうち、加工原料乳については、不足払が実施され、県においても眞鷹農業協同組合連合会を指定生乳生産者団体として生産者補給金の交付を実施している。そのほか各種家畜について価格安定のための基金を設定した。

肉用子牛の価格の安定をはかるため、四十六年八月社団法人県肉用牛子牛価格安定基金協会（出資、畜産振興事業団三、〇〇〇万円、県一、五〇〇万円、農業団体一、五〇〇万円）を設立し、肉用子牛価格の低落時に、生産者に対し補給金を交付する等の業務を行わせることとした。なお翌四十七年から乳用雄子牛についても同協会の価格安定業務の対象に組入れられた。

子豚価格の変動の激しいことが養豚経営の安定を阻害し、肉豚価格変動の原因となっていた。計画的生産を通じて子豚の需給調整を行い、以って子豚の異常な低落により生ずる生産者の経営に及ぼす悪影響を緩和する必要があった。このため価格補てんを行うことにより、子豚価格の安定と養豚経営の健全な発展をはかるため、設立された県子豚価格安定基金協会（出資総額六、〇〇〇万円）へ、一、五〇〇万円の出資と助成を行つた。

畜産經營環 住宅区域の農村地域への進出に伴い、生活環境の保全が境保全対策 社会問題化されるにつれ、家畜の飼養規模拡大に伴う家畜排せつの悪臭・水質汚濁・害虫発生等が公害視されはじめた。畜産に起因する環境汚染を防止し、かつ規模拡大による経営の安定をはかるため、市街化地域の住宅密集地より域外の畜産適地に集団移転を促進する小規模畜産団地造成事業（県単補助）を四十七年度より四十九年度まで実施し、八地区の団地を造成し移転を促進した。

また、家畜の糞尿の土地還元により土地生産性の向上をはかるため、集団的に環境整備施設（乾燥施設、共同堆肥舎、污水処理施設）を設置して、広域的に糞尿の利用促進をはかる事業として、他県に先がけ四十八年度から家畜排せつ物利用処理実験事業（県単補助）を実施した。

家畜排せつ物利用処理緊急対策事業も実施し、市町村の改善計画に基づき緊急に家畜飼育環境の整備を必要とするもの、あるいは移転のため必要な処理施設を設置する者に対して、市町村が助成措置を講じた場合に、県がその経費について助成した。

家畜保健衛生所 昭和二十四年七月、県家畜保健衛生室規程を制定し、佐賀市・唐津市の二か所に設置した。その後、二十五年三月、家畜



県中央家畜保健衛生所（昭和45年6月改築）

保健衛生所法が制定され同法にもとづき、家畜伝染病の予防、家畜人工授精、繁殖障害の除去、その他の保健衛生施設として、県内主要地八か所（鳥栖・神埼・佐賀・小城・武雄・鹿島・唐津・伊万里）に家畜保健衛生所を設置した。

その後、農林省の方針で家畜保健衛生所の再編整備に基づき、四十三年六月八か所の家畜保健衛生所を三か所（中部・西部・北部）の広域家畜保健衛生所に整備統合し、現在にいたっている。

佐賀競馬 戦後初の佐賀競馬は、二十一年十月十七日から四日間、臨時競馬として、県馬匹組合連合会主催で佐賀市神野町で開始された。

地方競馬法による初の競馬は、二十一年十二月二十一日から四日間、二十二年には年四回・一八日間、二十三年には三回・一五日間開催された。その後、佐賀市・芦刈村外五か町村競馬組合、鹿島競馬組合、佐賀東部競馬組合などが風水害の災害復興のため設立されたが、四十一年八月

県競馬組合として統合し、四十六年度まで開催された。四十七年から競馬場を鳥栖市に移転し、県と鳥栖市で組織する県競馬組合が新しく設立され、約三七億一、〇〇〇万円を投じて西日本一の設備を有する緑の競馬場として現在にいたっている。

(二) 農業近代化の歩み

二十五年農業センサスでは、動力耕耘機使用戸数が三三〇戸となり、耕耘作業に動力が使用されはじめた。二十七年五月県自動耕耘機共同導入資金利子補給金交付規程を設けて自動耕耘機の共同利用を奨励した。

また、同年五月県奨励農機具審査規程により、奨励農機具の告示を行い、農機具導入の参考に供した。

三十一年五月、農業改良資金制度が発足し、農業経営の改善に必要な農機具・畜舎その他施設の改良造成、取得に要する施設資金が貸付けられることになり、つづいて三十六年十一月、農業近代化資金助成法の施行に伴い、施設資金はこれに吸収されて、新たに農機具資金として自動耕耘機の導入に利用された。

また、同年制定の農業基本法にもとづき第一次農業構造改善事業が三十六年度計画段階、三十七年度から事業実施となり、土地基盤整備（国庫補助二分の一、県費五分の一）



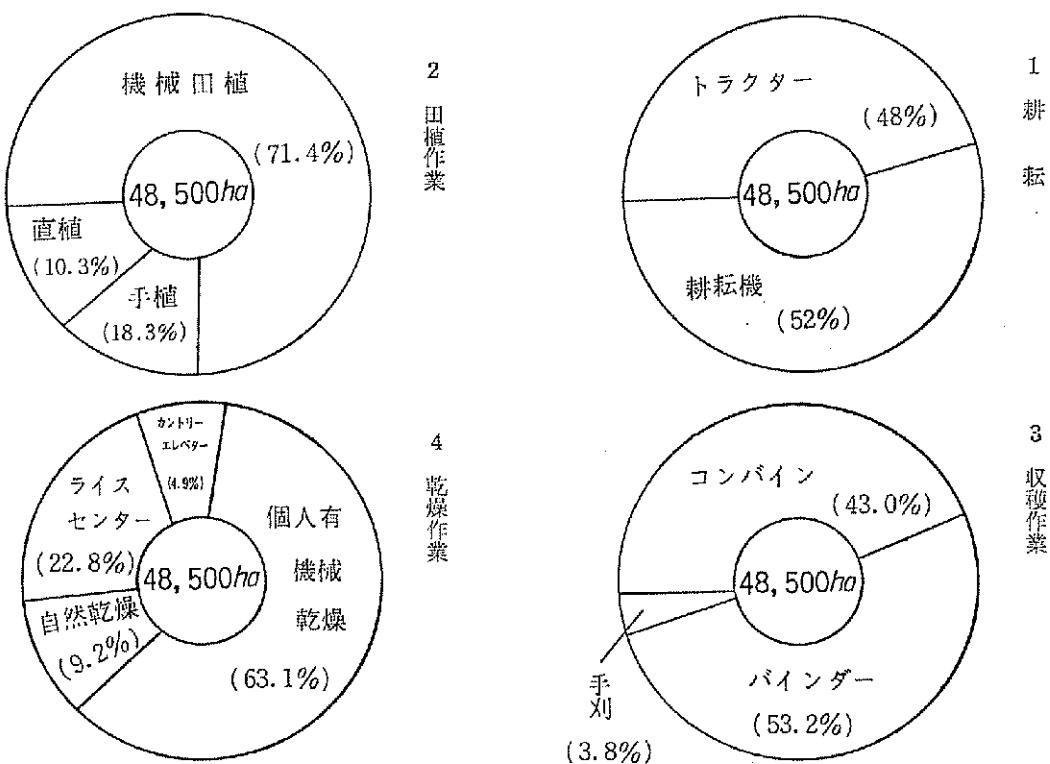
コンバインの導入(小城郡農協) 昭和46年11月

とともに、経営近代化施設(国庫補助二分の一)として、トラクター等の導入が推進された。このように強力な奨励措置と、次に述べる措置等により四十二年三月県内主要農機具の普及状況はトラクター一、〇九五台、耕耘機三万七、〇七七台、乾燥機二万四、七七一台、バインダー二一八台となつてある。

麦作は、稻作と違いその生産性の低さと経済的高度成長に伴う農村からの労働力の流出等により、全国的に三十年代の中ごろ以降、麦の作付面積が減少した。県では麦の生産対策として表裏を通じ生産性の向上をはかるため、四十年から四十四年にわたり、高度集団栽培促進事業が実施され、水田二毛作地帯で稻作に使用する機械や生産組織を極力、裏作麦に活用することとし、表裏作を通じ大規模な集団栽培の普及をはかった。

このため、トラクター・ライムソワー・ドリルシーダー・バインダー・コンバイン・乾燥機等導入に対し、助成を行った。とくに四十一年度農

稻作作業機械化の状況(50年)



業機械対策として収穫機械導入事業を南川副干拓營農組合で実施し、県下始めての大型コンバイン、乾燥施設利用の平坦地モデル先進地区を設立した。

また、四十年頃から田植機の成績がよいので、その実用化を普及するため、県内五か所に機械移植の展示を行った。その結果、五十年センサスでは動力田植機の県内台数は一万四、八九二台に達し、稻作面積の約七一%は稚苗移植となつた。

次いで四十四年度から四十七年度にかけて従来の麦作対策に加えて、新たに麦作圃地育成対策事業を実施して、作業機械・収穫用機械・乾燥機の導入を促進した。

このように稲作・麦作は農業の発達とともに、耕耘・播種・移植・防除・収穫・乾燥調製と一貫した機械化体系が確立されていった。

この機械化に伴い、本県の一〇a当たりの労働時間数は米で一五四・四時間から七四・八時間に、小麦では一〇三・三時間から二九・一時間に短縮された。

農業の発達と 戦後、新農薬が次々に開発され、本県では殺虫剤として使用の変遷で二十二年から有機合成剤のDDT、二十四年から有機塩素系のBHCの粉剤が水稻の二化螟^{アマエビ}の防除に使用された。二十六年から有機燃製剤のパラチオン剤（ホリドール）が使用され、これは水稻の二化螟^{アマエビ}をはじめウンカ類、その他害虫の防除に効果が顯著で、DDT、BHCにかわって全面的に使用された。

しかしながら、人畜に対しても強力な毒性を有したため、各地で中毒事故が続出した。このため、毒物劇物取締法にもとづく政令の一部が改正され、パラチオン剤の使用が制限され、四十四年には製造が禁止され、

四十六年には全面使用禁止となつた。

DDT、BHCも残留性による環境汚染と造禁止・使用禁止となつた。また、アルドリン・ディドリン・エンドリンのドリン系も残り性農薬に指定されたため、その後、特定作物にのみ利用され、使用量は激減した。これ

らに代る低毒性農薬として、マラソン、ダイアジノン剤につづいてディープテレックス、スマチオン剤等の低毒性有機燃製剤に切替えられて行つた。

除草剤としては、二十五年から水稻に二・四-Dが使用されて以来、従来の除草労働がなくなり近代化に寄与した。また、PCPは水田初期の雑草に効果を示し、とくにノビエに対して有効なため、三十五年から使用され始めた。

三十六年から一般に普及した水田除草剤PCPは、事前に使用地域・使用方法を周知させていたが、三十六年、三十七年有明海および内水面での魚貝類の死滅が発生した。

そこで三十八年から除草剤安全対策事業を実施し、PCPにかわる低毒性除草剤使用を奨励するため薬剤購入の一部助成を実施した。

防除所の設置 昭和二十五年五月植物防疫法が制定され、国・県において病害虫の発生を予察して、これに基づく情報を関係者に提供し、適切かつ經濟的防除に役立てるとなつた。

県は二十七年四月植物病害虫防除所設置条例を公布し、各地方事務所

除草剤使用面積 単位: ha				
除草剤	44年	45年	46年	47年
低P	31,592	37,697	40,961	45,090
毒C	12,304	3,664	249	—
計	43,892	43,631	41,210	45,090



農薬の航空撒布 (有明干拓) 昭和37年6月

(八郡) に植物病害虫防除所をおき、発生予察・

病害虫防除・農薬の安全

使用の指導を行った。三

十年六月十日の機構改革

により各郡の農業事務所

に同防除所をおき、三十

八年八月一日八郡の主た

る農業改良普及事務所に

病害虫発生予察員を一人

づつ配置し、普及所長が

防除所長を兼務すること

になった。四十五年三月

三十一日条例改正により

県植物病害虫防除所に統一され、川副町の県農業試験場内に設置されたが、四十八年十二月佐賀市高木瀬町の総合庁舎に移転し現在に至っている。

その間、二十八年から二十九年にかけて、門司の農林省植物防疫所から国有の防除機具を借り入れ、県内防疫に努力し、二十八年から県有防除機の設置につとめ、各農業団体に貸与するとともに、三十一年より市町村などの防除機具の導入に補助金を交付した。さらに三十八年度から高性能防除用機具の導入に着手した。

なお、この大型防除機を佐賀(五)、三養基(七)、小城(五)、東松浦(三)、西松浦(八)、杵島(一〇)、藤津(二)の防除所に設置し、

管内の市町村、農業団体に貸与して共同防除に使用させた。

△航空防除事業▽

昭和三十六年九月、西日本空輸株式会社の協力で県植物防疫協会主催により実験事業として、佐賀市金立町友貞地区で稲いもち病に対し、三haに始めて水銀粉剤を空中撒布した。翌三十七年六月、有明干拓農業協同組合で、水稻しまはがれ病媒介のヒメトビウンカにマラソン剤を八三三haに空中撒布し、県単事業として助成を行った。

三十八年には西日本一帯の福ウイルス病に対して国で特殊病害緊急防除事業が実施され、有明干拓七八〇ha、川副町七九三haにヘリコプターによる薬剤撒布が、六月上旬、七月中旬に実施され、国・県の助成が行われた。以来、航空防除の実績は、四十年一万七、四三〇ha、四十五年二万六、五〇二ha、五十年七、二八三haとなっている。

農畜産物加工流

消費生

通施設の整備

度化による食品需要の変化

に對応して、良質の農畜産物を計画的に生産し、出荷

してゆくことは農畜産物の流通・価格安定のために不可欠な事である。さらに流通市場の拡大、農畜産物取引の規格化・大量化のため、生産体制の確立、集荷

年 度	ライスセシナーライ	カントリーエレベーター			
		設 置 数	設 置 場 所	貯 能	藏 力
昭和44	4	1	日 月 里	2,000 t	2,000
45	4	1	三 三	2,000	
46	10	3	津田峰	1,500	
47	10	1	保 刈 刈	1,500	
48	21	1	牛久上	2,000	
49	9	1	芦 芦	2,000	
50	10	1		2,500	
計	68	7	総計	75	か所

農業試験場 佐賀農事試験場が、明治三十三年四月佐賀郡神野村に

（二）試験研究と普及事業

つた。逐次各種の助成事業を中心に、近代的な加工流通を整備し、これに対処した。

集め、その建設に寄与した。この総合化により、蚕業・茶業・園芸・畑作の旧試験場は分場となり、農業経営研究所は経済研究部となつた。

新しい農業試験場は、総務部・技術研究部・経済研究部の三部と四分場の機構で発足した。

園芸関係		昭和51年2月現在、流通対策課調査			
時間当たり能力		10t以下	20t以下	20t以上	計
密柑選果所		16	13	9	38
規 模		200m ² 以下	500m ² 以下	1,000m ² 以下	計
密柑集荷所		5	6	1	13
一棟当たり貯造能力		300t以下	500t以下	500t以上	計
密柑低温貯蔵庫		4	2	3	9
年間処理能力		10,000t迄	25,000t迄	45,000t迄	計
密柑加工施設 (ジュース工場)		1	1	1	3
野菜集荷所		60	製茶施設	21	

集乳所	容量別か所数			事業主体別				
	1,000ℓ以下	2,000ℓ以下	2,000ℓ以上	計	農協	酪農協	株式会社	酪農組合
	23	54	10	87	76	4	2	5
食鳥処理加工	1日当たり 1,000羽以下	〃 5,000羽以下	〃 10,000羽以下	〃 10,000羽以上	計			
	5	4	2	4	15			
鶏卵	時間当処理能力 5,000個以下	〃 10,000個以下	〃 10,000個以上		計			
集荷所	2	4	1	7				
タンクロー リ一車	1台	当り処理能力 5,000ℓ以下	10,000ℓ以下	10,000ℓ以上	計			
	2	5	1	8				

（佐賀市）に創立されてから、昭和二十五年三月をもつて五十周年を迎えた。半世紀にわたる期間、県下農民とともに研さんをつけ、「佐賀段階」として、全国でも有名な県農業の推進力となつて幾多の業績を挙げた。しかしながら、農地改革後、経済的にも技術的にも經營の合理化と近代化をはかることが農政の課題となり、農事試験場も農・畜・園芸の試験研究を総合一体化する必要に迫られたが、神野の試験場の環境は周辺が市街化され、拡張の余地もなく畑作研究も不可能なうえ、建物自体の老朽化もはなはだしかった。

二十五年度になって従来の農事試験場、蚕業試験場（小城町）、茶業試験場（嬉野町）、園芸試験場（小城町）を統合して、総合的な農業試験場として再編し、本場は高木瀬田練兵場に設置することとなり、同年建設に着手し、二十八年十一月に新築移転を完了した。

当時、県財政は窮屈のどん底にあつたので、県下八万農家は「蔬菜運動」を展開して、二千数百万円の浄財を農業経営研究所（佐賀市松原町）へ寄付した。この総合化により、蚕業・茶業・園芸・畑作の旧試験場は分場となり、農業経営研究所は経済研究部となつた。



県農業試験場（昭和43年10月移転新築）

関として神埼郡三瀬村に三瀬原種圃^はを新設し、高冷地稻作の試験研究に着手した。また、干拓入植の実施に伴い、干拓營農指導と研究のため、國營有明干拓に干拓試験地を設けた。

その後、三十二年には蚕業分場は、試験研究を閉鎖して、蚕業指導所として指導機関に切りかえ、三十七年にはみかん面積の増大、みかん農家の技術指導等拡充のため果樹試験場（小城町）が分離独立した。

さらに四十年佐賀平坦の典型的な稻作地帯に新たな試験研究の環境として、佐賀郡川副町南里に本場移転の構想がまとまり、準備にとりかかり総事業費八億八、九八二万円で四十三年十月移転完了して、現在に至っている。

主要な研究 県農業技術の研究過程で特記すべきことは、戦前の「佐賀段階」と言われた稻作技術の開発と、戦後の稻作の停滞から脱却した「新佐賀段階米づくり運動」の技術確立である。

本県における稻作は、昭和十代初頭には、「佐賀段階」といわれる

ほど画期的進歩をとげていたが、戦後は長い間反収も全国十位に入ることもまれで、東北、および長野の諸県に押されて低迷し、この時期、「佐賀農業の停滞性」が論議された。

この停滞性からの脱出のため、試験研究が各方面の分野にわたって、つみ重ねられていった。まず育種の研究では、昭和十三年から奨励品種決定試験が行われ、二十九年主要農産物種子法の施行により原種決定試験に改められ、次いで三十七年からは奨励品種決定調査事業に改称され

年次	収量 (kg) (10a当たり)	全国順位	全国平均 収量(kg) (10a当たり)	年次	収量 (kg) (10a当たり)	全国順位	全国平均 収量(kg) (10a当たり)
昭 2	344	5	301	昭 26	302	25	309
3	316	11	291	27	354	13	337
4	353	3	289	28	360	1	280
5	363	13	318	29	342	3	308
				30	404	22	396
6	313	7	262	31	339	29	348
7	345	6	286	32	345	28	364
8	420	4	345	33	435	4	379
9	386	1	253	34	411	15	391
10	363	3	276	35	433	8	401
11	394	2	323	36	386	17	387
12	405	1	321	37	450	6	407
13	417	1	316	38	473	3	400
14	351	23	333	39	464	5	396
15	317	21	301	40	512	1	390
16	347	4	269	41	542	1	400
17	363	11	329	42	540	4	453
18	364	5	312	43	498	8	449
19	316	18	304	44	518	2	435
20	221	20	208	45	461	12	442
21	375	6	335	46	487	5	411
22	390	1	311	47	546	2	456
23	365	10	342	48	535	5	470
24	306	34	322	49	527	4	455
25	406	1	327	50	530	5	481

注：昭和41年統計解説資料第3号による
昭和41年度以降は農林省発表による。

た。

当時は、施肥量を増加して增收を期待する傾向がますます強くなり、短穂多けつ（背たけが低くかぶ数が多い）で、耐肥性の強い品種の育成が待望された。

三十三年農林省九州農業試験場で育成中の短穂穂數型系統の配布をうけ、その選抜試験に協力した結果、三十六年、新品種「ホウヨク」の育成に成功し、直ちに県の奨励品種として採用し、県内の普及につとめた。

続いて三十七年「コクマサリ」、四十年「シラヌイ」が育成された。いずれも「ホウヨク」と同種短穂穂數型の中生種で、耐肥性が強く多収であった。三十九年から「新佐賀段階米つくり運動」には入ったが、この三品種はこの運動の基幹品種として大いに活用され、四十一年以降三品種の作付面積は、県下全水田面積の七〇%に達した。

しかし、四十三年頃から米の生産過剰が問題となり、翌四十四年にはその傾向が一層明確化し、自主流通米制度の発足もあって、良質米ではければ消費者の需要に応じ難く、これら三品種より良質な「レイホウ」・「トヨタマ」を急挿、認定品種として採用、県産米の品種の改善をはかった。

栽培に関する試験研究としては、二十八年前までは戦前の試験研究の統編的性格のものが多かった。二十八年からは西南暖地の地力増強と水田の高度利用あるいは災害回避という見地から、早晚期栽培に関する研究を行い、三十四年から多収穫総合試験を開始し、多手段としての直接栽培試験を実施した。

稲作の機械化を目標とした直接栽培は、終戦後から三十年代にかけて

検討されたものの、適当な除草剤がなく成果があがらなかつたが、その後、新除草剤が開発され、機械化も本格化して來たので、再度本試験を実施し、それらの結果を普及に移した。

その結果、三十六年に一〇haにも満たなかつた直接栽培は、四十四年には二、六九〇haに達した。乾田直播は、発芽・出芽・雑草防除に問題があり、その普及は白石、鹿島地区に限られた。このため、播種期に制約の少ない湛水直播栽培に関する試験を四十三年から開始し、その成果によつて指導指針を作成した。

田植の省力化のため、田植機械の開発に応じて、四十一年から稚苗移植栽培試験を実施した。土壌肥料試験でも研究の主軸を水稻の多収技術確立におき、水稻秋落対策の研究では、土壤的要因と養分吸収面の解明を行い、有機物（糞わら）施用に関する研究では、省力かつ効果の高い「合理的な生糞施用法」を確立し、水田の地力増強に大きな寄与をした。

水稻多収施肥法の研究では短穂穂數型品種に対する「後期追肥重点施肥法」を完成し、わが国の代表的施肥の方法の一つとして、県内のみならず広く西南暖地各県の水稻多収に貢献した。

四十二年からは筑後川水系開発の一環としての佐賀平野農業構造改善の諸事業に関連して、適正な水管理方式と大区画水田の省力機械化による水稻良質多収栽培技術体系確立のため、一〇か年計画で「水田利用近代化試験事業」を現在実施中である。

地力保全の研究では、昭和二十二年から低位生産地調査を実施し、県内水田の秋落面積を五、六八〇ha、酸性土壌は水田畳併せて一万三、三一〇haと推定し、その結果、具体的な土壤改良対策として耕土培養事業が

開始された。

果樹試験場 昭和二十三年四月、小城郡小城町に園芸試験場が設置され、二十五年四月、県農業試験場の発足とともに柑橘分場と改称、ついで三十六年十月果樹分場、さらに三十七年四月、県果樹試験場として独立した。

主な試験研究としては、二十年代では温州みかんの系統選抜・温州みかんの台木に関する研究等を行い、三十年代では温州みかんの含核の研究・温州みかんの生態調査等、四十年代以降では温州みかんの品質向上、水田作に関する試験研究を実施中である。

茶業試験場 昭和四年県産業協会により、茶業研究所として嬉野町に創設され、十八年県農業会経営による茶業指導所と改められた。

二十二年四月県に移管され、県茶業試験場として発足し、本県特有の釜炒茶の製法・栽培の試験研究に従事した。二十五年には農業試験場茶業分場となつた。旧来の敷地が嬉野町有地であり、施設機械器具の老朽化に伴い、四十四年新築移転することとなり、土地買収に着手し、五十年に至り総事業費三億二、一二六万円をかけ同町大字下野に移転完了した。

畜業試験場 昭和七年、県畜業試験場として小城郡小城町に設置された。二十五年には農業試験場畜業分場となつたが、三十二年畜業指導所の設置により廃止された。

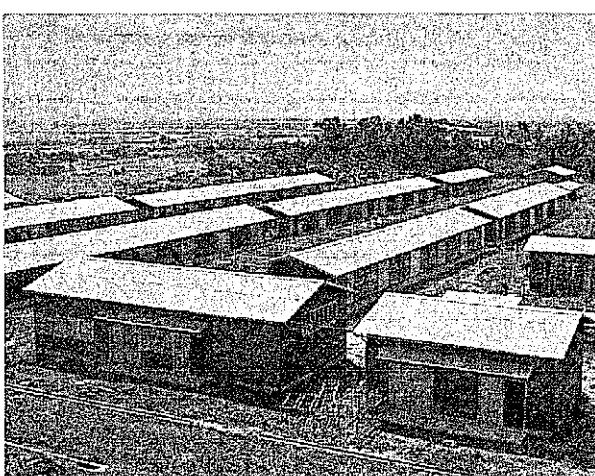
畜産試験場 昭和九年、西松浦郡大川内村（旧鍋島藩牧場跡、伊万里市）に種畜場として設置されたが、二十五年旧農事試験場伊万里試験地跡（米麦用）に移転した。

三十二年には馬・和牛・綿羊・山羊の優良系統の育成配布と種付を行つて来た唐津分場を廃止した。

三十八年業務内容の改革により種畜場を廃止し、県畜産試験場と名称も変更し、県下の家畜人工授精センターとしての特色をもち、家畜の改良増殖につとめた。

四十九年には試験研究の整備拡充のため、杵島郡山内町の九州酪農講習所用地内に新築移転が決定し、五か年計画で着工され、総事業費一〇億八、七〇〇万円で、五十三年度中に完成の予定である。

主な試験研究としては、戦後の県畜産の課題が水田酪農の振興であり、このため乳牛を中心とする飼料作物導入試験、飼料の年間平衡給与試験、肉牛の肥育試験また、豚の一代雑種試験等を実施した。四十年代には畜産公害問題が発生するにおよび、家畜排せつ物処理利用試験として破碎モミガラ敷料による家畜糞尿処理技術を究明した。



昭和38年に完成した県養鷄試験場

四十七年からは畑作專業農家の技術確立のため、県畠地營農指導所

（唐津市）と共同で五か年事業として「畑作酪農經營技術組立実証試験」を継続実施中である。

また、果樹農業の進展に伴つて温州みかんの果汁加工工場から多量に生産されるジュース粕の家畜飼料への応用試験も試みられた。

養鶏試験場 県種鶏場として、昭和十一月五月現在の多久市北多久町に設置され、優良種鶏の改良と県内自給自足を目標に初生雛の配布に努力してきた。

三十八年に、県養鶏試験場として杵島郡江北町と小城郡牛津町の両町にわたる現在地に、事業費七、四一〇万円をかけ新築移転した。

最近の主な試験研究としては、県下養鶏農家の大型化に伴い、外国鶏の性能調査、飼料試験、鶏糞の処理技術試験、肉用鶏の産肉能力、経済能力試験等がある。

九州酪農講習所 九州の酪農振興をはかるため、昭和二十二年四月、九州酪農団体連合会が設立され、酪農青年の養成機関として東松浦郡浜崎町（浜玉町）に九州高等酪農塾が設立されたが、創立二か年にして閉鎖された。

このため、西南暖地の酪農振興におよぼす影響が多大なことを痛感して、本県が中心となり九州各県に呼びかけ、地元関係者や農林省を始め、中央畜産会・全国酪農協会・日本乳製品協会等各種団体の賛同を得たので、二十四年三月、県議会の決議を得て、杵島郡中通村（山内町）の県立修練農場の跡地に設立された。

九州・中国・四国の各県から有能な青年が入所し、特別講師として、九州大学を始め各大学からの専門学者を招き、酪農全般の知識と実地技術を修得させ、現在まで長期・短期合わせて一、〇〇〇人以上の卒業生を実社会に送り出した。

なお五十二年に県畜産試験場の新築移転と相まって同試験場に統合されることとなっている。

普及事業発足 昭和二十年、わが国は手痛い敗戦の中から再建に立ちまでの背景 上がり、國はそれまでの農商務省から、商工關係を分離し、農林省を設置させ、農政の根本的な問題の一つとして農業技術指導体制に検討を加えた。

二十年十二月、國は「農業技術浸透方策要綱」を策定して、二十一年一月、県にこれが通達された。

その概要是次のとおりである。

一 農業技術指導農場による農業技術の普及

二 食糧増産実践班の組織と、食糧生産における技術の共同実践

三 普及宣伝事業の刷新

この基本方針により、二十年から三か年計画で四～五町村に一か所の割り合いで指導農場の設置が進められ、職員の身分は農業会職員として、県農事試験場が中心となり運営された。このように県と農業会の共同事業として発足し、三か年に二四か所の指導農場が設置されたが、当時の混乱もあってその運営が軌道にのらないまま、二十三年四月廃止された。

しかし、時局柄、食糧増産は一日たりといえどもゆるがせにできないので、臨時措置として、農業会職員の身分を県に移し、二十三年九月、二四地区の駐在所に、「食糧増産技術員」として九三人を任命し、農業技術の指導にあたらせた。

これは、後日、「農業改良普及事業」が発足されるまでのつなぎであった。

普及事業の発足 このような背景の中で、國と都道府県の共同事業である農業改良普及事業は、二十三年七月十五日に農業改良助長法として

国会で可決、同八月一日施行となつた。

この法律は、

「能率的な農法の発達、農業生産の増大および農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき、有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする」

といつて、農地改革、農業団体の改組等戦後における農村の民主化のためにとられた一連の施策の上に立って、農業者が眞に意義ある経営、農家生活が営まられるよう援助する等の目的をもつて発足したものである。

したがつて、従来の農業指導にはみられなかつた三つの特色をもつてゐる。

一 指導の重点を物から人に指向したことである。それまでは、上から一方的意向によつて農家を食糧生産にかりたてていたが、この事業では自主的に農業を営み得る農民の育成という立場をとつており、指導者は側面からそれを助長していくことにしてゐる。

二 農家の生活改善をとりあげたことであり

三 農村青少年の育成をとりあげたことである

農林省に農業改良局が設けられたのは、二十三年八月であり、技術研究部・経済研究部・普及部の三部が設置され、普及部には、普及課・展示課・生活改善課がおかれて、各県に対し、普及事業設置について指導がなされた。

本県においては、二十三年九月、農林部農業協同組合課に農業改良普及係（同年十月には企画係と改称）を設置し、普及事業をスタートさせた。翌二十四年四月に、県農業改良普及員駐在要綱を定め、これにもと

づき一二四地区に九九人の農業改良普及員の発令がなされ、また同年九月、県に生活改善普及員をおき、翌二十五年三月には地区生活改良普及員として各郡に一人をおいた。

なお、同年六月には、農林部農業改良課として独立し、係職員のほか専門技術員が配置された。普及事務所に地区所長制がおかれ、市町村担当制を中心とした小地区普及活動による実質上の、普及事業の第一歩が踏み出された。

普及指導体制 昭和二十五年に、農業改良課として、県農村行政の中で位置づけがなされてから、五年を経過した三十一年十二月、農林部の機構改革によって、農業改良課と農産課の合併による新しい農業改良課が誕生した。またこれに併せて企画係を普及係と改め、普及行政のほか普及活動等について指導強化にあたらせた。

その後、三十年代の中期をむかえ、本県農業も従来の米麦偏重から、畜産・園芸等の併進の意欲が旺盛となる一方、生産組織等集団営農への取り組みが各地に見受けられた。これに対応した技術指導体制の強化をはかるため、三十六年十月専門技術員室が設置され、組織的に専門の技術活動が展開されるに至つた。また三十八年には普及活動の効率化を促進するため、普及指導活動専門技術員が配置された。

その後、一〇年を経過した、四十五年五月実施された農林部機構改革により、農産課が独立し、これに併せて、構造改善政策に対応した普及活動の強化をはかるため、構造改善室と合併して、新たに営農指導課が設置された。

普及所発足当時の普及事務所庁舎の大半は市町村役場、農協等の片すみに「間借り的」寄宿をしていたが、三十九年度、佐賀北部普及所独立

庁舎建設をはじめとして、白石・上場・小城地区の独立庁舎が建設され、その他の普及所は県の総合庁舎に、また普及施設、器材等においても土壤診断室、生活実習室等も整備され、近代的普及活動が展開されてきた。

二十四年「みどりの自転車」にはじまる普及活動の機動力は、二十年代は自転車、三十年代はオートバイ・スクーター、四十年代以降は自動車と高められ、今日では普及員四人に一台の割合で自動車が配置されている。

地区普及 普及活動の組織体制の三〇年間をふり返って見ると、市町活動体制 村駐在または担当制を中心として、小地区普及活動から、市町村担当を加えて、特技分担制による中地区普及活動となり、次に、特技活動を中心に市町村連絡担当制による大地区普及活動、ひきつづき市町村担当と特別担当の機能を分離した広域普及活動体制となつた。

本県における小地区活動は、発足以来、三十二年までの八か年であり、その間地元等の都合によりわざかな異動はあつたものの、おおむね、二五地区内外で、普及事務所として設置されてはいたが、事務所としての機能よりも、むしろ普及員相互の連絡所的役割をはたしていた。

中地区体制は、三十二年から三十八年までの六か年間で、一九地区的普及事務所が設置され、事務としての機能が整備される一方、特技分担による地区全体を対象とした組織活動の展開がはじまつた。

大地区体制は、農業の近代化により、農家の経営も専門化され、高度の技術指導が要請されてきた三十年代末から四十年代前期の数年間であり、特技が完全に専門化された活動となつた。また、農業構造改善事業等、地域開発計画が県下各地に推進された時代でもあったので、これに

対応した普及所の組織活動の強化を図るため所長補佐制があらたに設置された。三十九年度から地区技術者連絡会議が設置され、市町村・農協等との連携い活動が強化された。

四十四年にはじまる広域普及体制は、全国的には地域改良普及員と専門改良普及員に機能分化された県が大半であった。本県においては交通至便等の事情もあり「専門改良普及員即地域改良普及員」的活動として、従前の大地区活動の手なおしを中心とした活動体制として、今まで推進されている。

農業改良 普及事業発足から、二十年代の普及活動は、終戦直後につながるため農家の生産意欲も高かつた。特に尿素等新肥料、新農薬であるDDT・BHC、除草剤として二・四一Dの出現は、普及員の技術指導に対する農家の期待も大きかつたので、連日にわたつて巡回指導、地区懇談会、展示園の設置など「みどりの自転車」による普及活動に忙殺された時代であった。

しかし、発足から一〇年経過した、三十年代初期になると、食糧需給もやや安定化し、また国民経済も飛躍的な発展のきざしが見うけられ、農業生産においても米麦重点から、畜産・園芸を取り入れた適地適産の振興が推進され、これらに対応した技術指導の強化がなってきた。

また、これら農業の近代化につながる資金需要の拡大の要請にこたえて、三十年に自作農維持創設資金法、また、三十三年には農業改良資金助成法が成立をみると、普及活動も新技術の普及に併せて、資金計画・生産組織の育成など経営面での指導が強化され、その活動も多面化してきた。



農業改良普及員の現地指導（レタス栽培）

特に、本県においては、三十九年にはじまる「新佐賀段階米づくり運動」の展開により、地域ぐるみの米づくりが強力に推進され、四十年と四一年と二か年連続して米づくり日本一、また、みんな生産においても九州一の輝かしい実績が確立され普及活動の充実期ともいえる時代でもあった。

しかし、四十四年にはじまる米需給のバランスの崩壊は、四十六年より五か年にわたる米生産調整というきびしい農業情勢の中で、転作作物定着への指導を中心とした普及活動を展開してきた。

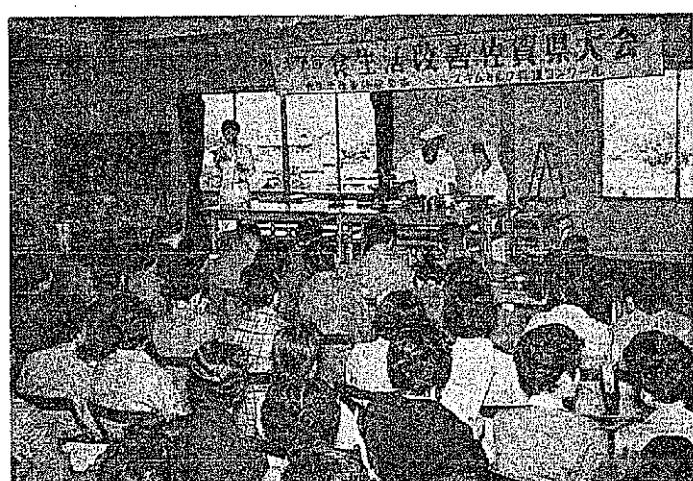
その結果、従前は考えられてもみなかつた、水田ぶどう、いちご、メロン等施設園芸が平坦水田地域に、また、レタス等の高冷地やさいの集団産地が山間部に育成されてきた。さらに、五十年代をむかえ、農業総生産の拡大をはかるため「土地利用の高度化による複合経営の確立」を当面の目標とし、普及活動の展開をつづけている。

生活改善 生活改善普及事業は、都市と農山漁村との生活水準・生活普及活動 環境の格差の解消を一つの目途とし、生活技術の導入によって、しかも、教育的方法によって農山漁家の変革をもたらしていくものである。発足当初は、各郡に一人の生活改良普及員を配置し、婦人会・青年団等の呼びかけて、その必要性を啓もうするとともに、生活改良普及員各自が創意工夫して普及活動を展開していくた。

昭和二十三年～三十五年には、かまどの改善による生活合理化を中心に、保存食の普及等、とくに台所改善モデル部落を神崎町駅ヶ里に指定し、普及の拠点とした。

二十七年と二十八年頃より各地に生活改善グループが生まれ、三十年第一回の生活改善実績発表大会を開催し、グループを拠点とした生活改善を展開していくた。

三十六～四十五年には、県に農山漁家生活改善センターを設置し、モデル住宅においての生活総合実習等、婦人活動の拠点とした。



食生活改善県大会 昭和35年10月

核として単独濃密指導集団を中心とした活動し波及効果をねらった。

四十年、新佐賀段階米づくりに呼応し、共同炊事二四か所、託児所二四か所を開設した。また、各市町村ごとに住みよい環境づくり巡回相談所の開設や農業者の健康管理等、地域ぐるみで課題解決に取り組んだ。

四十六年以降になると全国で三か所の生活プロジェクト実験集落整備事業を伊万里市大川原に導入し、五十年には県単事業として農村環境整備事業を小城町松本にモデル的に実施し、農村の生活環境整備の波及をねらった。また、県下の生活水準診断調査を実施し、農村の生活水準向上をはかるとともに、一ヵ所に農業者健康モデル地区を指定し、作目毎の健康維持増進に取り組んでいる。

以上のように時代の変化に対応した活動を行つてきただが、今日の農村は健康・疲労・食生活・環境というような条件を無視して農業経営を考えることはできない。そこで、普及活動も農業改良普及員と生活改良普及員が、車の両輪のよう両者が相連けいして問題点を見出し、課題を解決する普及活動になりつつある現状である。

(4) 農業後継者の育成

修練農場 農村後継者と開拓農民たるべき青少年に、戦後の新時代に

即応した教養と當農上必要な新技術を授けて、健全で実力ある農村中堅人物となすことを目的とし、昭和二十一年、戦時中設けられていた杵島郡中通村(山内町)の食糧増産隊の施設を利用して、修練農場が設立された。二十四年同地に設立された九州酪農講習所の発足までの三か年間、主として高等小学校卒の農家の子弟を一か年課程で研修し、八〇人

の卒業者を送った。

経営伝習農場 昭和二十四年四月、農林省からの通達にもとづいて、修練農場の教育指針より脱皮し、農場運営の民主化と合理的經營主義の確立を目標として、佐賀市神野町にあつた県農業試験場の一角に、経営伝習農場を設立した。

これは中学卒を対象に一か年課程で発足した。その後、三十七年に佐賀市高木瀬町へ、四十三年には佐賀郡川副町へそれぞれ県農業試験場の移転に伴つて移転した、四十三年までの一九年間にわたり、研修を実施し、六一九人の卒業者を送った。

農業研修学園 昭和四

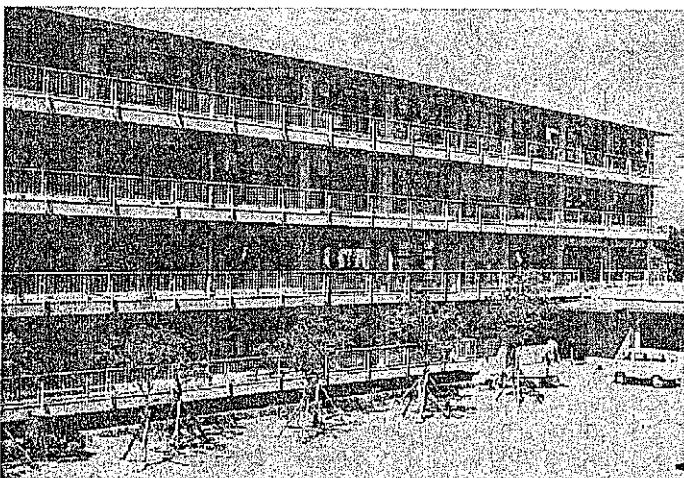
十四年四月、農業後継者に対する施設教育の一元化

化と研修内容の充実をはかることによって、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者を養成する機関とするため、経営

伝習農場と農業講習所(後記)とを合併して、興農

農業研修学園を設置した。

伝習農場は同学園經營部と改称し、従来の中卒一年課程が中卒二年課程となり、一年目は本校で



県農業研修学園 (昭和44年4月設置)

基礎研修、二年目は各専攻課程に従つて、作物（本校）、果樹（果樹試験場）、畜産（酪農講習所）、養鶏（養鶏試験場）、畑作（畠地當農指導所）の各専門場所で研修を実施することとなつた。また、四十七年四月には、經營部は専門研修部高等科と改称した。

なお、四十四年から五十年までの卒業者は二二四人であった。

△研修施設終了生の動向▽

修練農場発足以来、研修学園（五十年まで）に至る三〇年間に合計九三人の卒業生が輩出されたが、これらの卒業生は県下一円に分布し、そのほとんどが農業を自営し、各地の中堅農家として地域農業振興の指導的役割を果たしている。またこれらの卒業生は、同窓組織として農政会を結成し、相互の親ばくと団結、技術の交流向上をはかっている。

農業指導者 明治四十三年県立農事試験場見習生規程が制定され、農養成機関

事に関する技術実務者の養成を目的として、佐賀市神野町の農事試験場において、甲種農学校卒を対象とした一か年課程の研修が始まった。大正八年、目的を町村農業技術員養成となした県農業練習生規定が発足、ついで昭和七年の制度改正に基づいて、二か年課程に改正、さらに十三年、名称を農業技術員養成所と変え、入所資格を從来の甲種学校卒のみから、中等学校・青年学校卒業者までに拡大された。

△農業講習所▽

昭和二十四年四月、前年公布制定された農業改良助長法に基づいて、農業技術員養成所は廃止され、新たに農業改良普及員の養成と、農業改良普及員の再教育を行う目的で農業講習所が県農業試験場内に発足し、新制高等学校卒業者を対象とした二か年課程の研修を行うこととなつた。以後、二十七年、佐賀市高木瀬町へ、また四十三年、佐

賀郡川副町へ農業試験場の移転とともに移転した。発足時の定員は六〇人であった。

△農業研修学園▽

前項に述べたごとく、昭和四十四年四月県農業研修学園が設立され、農業講習所は、同学園指導研修部と改称され、高卒二年課程の本科と、一年課程の別科（後に専科と改称）を設け、本科一年は本校で全員基礎研修を、本科二年と別科とは、各専攻課程に従つて、作物（本校）・果樹（果樹試験場）・畜産（酪農講習所）・養鶏（養鶏試験場）・畑作（畠地當農指導所）別にそれぞれの専門場所で研修することとなつた。

なお、四十七年四月の条例改正で指導研修部は専門研修部と改称された。

明治四十三年四月の農事試験場見習生制度発足以来、昭和五十一年三月の研修学園最終卒業生までの六五年間に、これらの養成機関の卒業生は、一、四四一人に達している。

以上のように研修機関の卒業生の主体は、県・市町村・農業団体等において、行政や技術指導の中堅的役割をはたしている現況である。

また、本機関の卒業生は、同窓機関として螢雪会を組織して、相互の技術練磨と親ばくをはかっている。



4 H クラブの研究会（佐賀市兵庫町）昭和44年10月

農業大学 五十年行われた
校の設立 「佐賀農業確立
のためとするべき方策について」
の知事諮問に対する答申
に基づいて、将来、佐賀農業

を担って立つにふさわしい人
材を養成するため、従来の農
業研修園を母体として、そ
の施設を充実整備するととも
に、指導陣容を大幅に強化し

五十一年四月県農業大学校の
設立が決定されている。

農村青少年 終戦後、科学
クラブ等的などの考

え方は、若い時代から養うこ
とが重要であるとの観念か
ら、青少年のクラブ活動の育

成助長が考えられた。当初、アメリカの4 H クラブ活動の実態等を、映画やパンフレットを利用してPRした結果、二十五年頃より各普及事務所ごとに4 H クラブの結成が始まり、二十六年末に県下で六七クラブの誕生をみた。

一方、全国段階では、二十七年三月、東京で第一回農村青少年4 H クラブ実績発表大会が農林省の主催で開催され、クラブ活動の気運醸成に役立った。その後、県では、技術審査、診断、鑑定、演示などを中心と

した技術交換会を開いたり、クラブ運営、プロジェクト活動の実績発表会を行ったりして、クラブリーダーの意欲向上やクラブ員相互のクラブ意識の開発をはかった結果、二十九年末でクラブ数一二〇、クラブ員二、六〇〇人を越す状況となつた。
△県青少年クラブ連絡協議会▽

三十年三月二十二日に設立をみた全国青少年連絡協議会におくれること一年、三十一年十月五日、本県においても県青少年クラブ連絡協議会が発足し、事務局を県農業改良課において、次の目的に沿つてクラブが主体性をもつて活動することとなつた。

一 青少年クラブの連絡協調

二 青少年クラブ活動に関する資料の募集および紹介

三 青少年クラブ相互の研さん

四 関係官庁および友好団体との連携

五 その他この会の目的達成に必要なこと

本協議会の発足以後、県下における農村青少年のクラブ活動は、本

普 及 所	ク ラ ブ 数	ク ラ ブ 員			計
		男	女	計	
佐賀中部	9	134	7	141	
神埼支所	5	72	18	90	
佐賀北部	3	47	1	48	
三養基	4	42	11	53	
小城	8	99	4	103	
東浦	17	412	10	422	
上松	5	33	3	36	
西松	8	70	10	80	
杵島	7	47	3	50	
白石支所	5	215	7	222	
藤津	5	82	29	111	
計	76	1,253	103	1,356	

協議会の議決機関である委員会（委員は県下十二の普及所ごとにおかれている地区農村青少年クラブ連絡協議会の会長）の議決に基づいて、会長の指示によって自主的活動を実施することとなり現在に至っている。

昭和二十九年で一二〇クラブ・二、六〇〇人のクラブ員数をほこった本県四Hクラブ活動も、その後の高度成長政策の伸展にともなう農村

青少年の他産業への転出によって、漸減の方向をたどり、四十三年末の調査では、クラブ員一、六〇〇人と減少したが、五十年現在における普及別クラブ数は七六、クラブ員数は一、三五六人となっている。

△農村青少年クラブの主な事業△

技術交換大会（県農業青年夏のつどい）は、當農・生活に関する基礎技術をきそいあう競技会で、四Hクラブ誕生直後から、地区・県・全国の各段階で実施されている。

県段階では、三十一年唐津市で開催された第一回大会を皮切りに、県内各地の持ち回りで開催された。四十四年から単なる技術競技大会より脱皮し、キャンプ・オリエンテーリング・娯楽等を加えた幅広い活動となり、名称も県農業青年夏のつどいと改め、現在に至っているが、例年約二〇〇人前後の参加をえている。国段階では、三十年東京で開かれた第一回大会以来現在に至るまで、毎年全国持ち回りで開催され、本県からは毎年一人の地区代表が参加している。

実績発表大会（県農業青年冬のつどい）は、クラブ運営、プロジェクト発表、意見発表の三部門にわたって、それぞれ過去一か年の活動実績を発表しあう会合で、地区・県・国の各段階で実施されている。県では、三十年佐賀市において第一回大会を開催、以後毎年、主として佐賀市で

実施されてきたが、四十四年より後述の農村青年会議と合体して、「県農業青年冬のつどい」と改称し、民宿も取り入れて、各地区持ち回りで開催し、例年約六〇〇人の参加をえている。国段階では、二十七年の第一次大会以来、主として東京で開催されていたが、四十四年よりは、農村青年会議に合併され現在におよび、本県から、毎年一二人の地区代表が参加している。

農村教育青年会議（後に農村青年議会と改称）は、農村青年の仲間づくり、意識の開発、生産、経営技術の交換等を目的として、三十六年より、地区・県・国段階で実施されることとなつた。県では、三十六年第一次大会を佐賀市で開催し、七七人の参加をみている。四十四年よりは、前項の実績発表大会と合体し、県農業青年冬のつどいとなつており、國も実績発表大会と合体し、農村青年会議として毎年二月から三月にかけて東京で開催されている。

九州地域農村振興親子会議は、農村における問題点を経営主・農家の主婦・後継者の各代表が討議する過程において、改善点とその解決対策を見い出そうという発想で、四十三年大分市における第一回会議以来、九州各县の持ち回りで開催することになった。本県では、四十七年佐賀郡大和町で開催している。本県では、毎年一五人の地区代表が参加している。なお、五十一年よりは九州地区農村青年会議と改称されることになつてている。

農村青少年リーダー研修は、四Hクラブ発足直後より、県・九州地域の各段階で実施されており、現在における出席者は、県約六〇人、九州地域七人、全国（中央推進会議）三人となつてている。

また、農村青少年農産物展示即売会も行われ、都市生活者と農村青少

年とのふれあいを農産物の即売という手段によってはたし、相互の意識と交流をはかる目的で、五十年より地区・県段階で実施されており、県では毎年末、佐賀市で実施している。

このほか、農業青少年に国際的な感覚と幅広い視野を身につけさせ、時代の要請に対処させるため、県は五十年度より県内農村青少年の代表一〇人内外を海外視察に派遣している。

（四）農業委員会および農業団体

農業委員会 昭和二十六年、これまでの農地委員会、農業調整委員会、および農業改良委員会の三委員会を統合して市町村および県に農業委員会をおくことになった。その基本的な考えとしては、農業全般にわたる各種の問題を、農民の創意と自主的協力によって解決するため、民主的農民代表機関を地方自治体の一組織として設置したことである。

農地委員会は、二十年十二月農地調整法の一部改正（第一次農地改革）、つづいて二十一年十一月の改正（第二次農地改革）により、戦後の歴史的な農地改革の実施機関として活動し、二十一年から二十五年にかけて農地改革の大事業を完了した。

農業調整委員会は、二十三年食糧確保臨時措置法により設置され、国民食糧の確保のため、主要農作物の生産および供出割当を行ってきた。

また、農業改良委員会は、二十三年の農業改良助長法の制定に伴い、農業改良普及事業の運営について知事の諮問機関として、県および郡単位に設置されていた。

その後、農地改革も終り、食糧事情も緩和して、農地委員会や農業調整委員会の事務量も減少した。一方、わが国の経済は工業を中心として

復興発展し、農業と他産業との格差が拡大する傾向を示し、農業の生産力の発展と経営合理化のため、農民の努力と行政機関の施策を集中する体制の整備が要請され、このため二十六年三月三十一日農業委員会法が制定され、その主な内容は、次のとおりであった。

一 県および市町村にそれぞれ行政機関である県農業委員会、市町村農業委員会をおく

二 市町村農業委員会は、農地関係事務を所掌するほか、農業および農民に関する一定事項に係る総合開発計画の樹立、実施について建議し、または答申する

三 市町村農業委員会は、選舉委員と選任委員の一五人からなり、選任委員は五人を限度とし、市町村長が学識経験者の中から選任し、委員の任期は二年とする

四 県農業委員会の会長は、知事がこれに充てられる他、委員会の事務、委員の定数は、市町村農業委員会と同じである。

本県では、二十六年六月農業委員会に関する所管を、農地部・農林部の両部内で調整の結果、農林部に決定し、農業委員会の改編に着手した。

第一回の市町村農業委員会委員の選舉は、二十六年七月三十日に実施され（投票率八九・三%）、一市町村一農業委員会が発足した。県農業委員会は市町村農業委員会委員による間接選挙が同年八月二十一日行われ（投票率九九・七%）、定員一五人の委員が選出された。

△第一次改正▽

農業委員会制度は、発足後間もなく農業団体制度の根本的改正に直面した。すなわち農業協同組合の経営悪化に伴い、二十六年四月農林漁業組合再建整備法の制定による再建整備や、二十八年町村合併促進法によ

る町村合併の進行に伴つて、農業団体の再編成が問題とされた。農業委員会も食糧事情の好転、自作農創設事務の終了、二十六年の法制定で新たに加つた農業総合開発計画についても、抽象的で実効があがらない等制度の諸問題に検討が加えられた。

二十九年七月、農業委員会等に関する法律ならびに農業協同組合法の一部改正が行われた。農業委員会等に関する法律の改正では、県の附属機関としての県農業委員会を廃止して、新法人の県農業会議を設立するほか、全国農業会議所を設けることとされた。

市町村農業委員会の公選委員の定数は、条例で定め、選任委員は五人以内を市町村長が選任し、委員の任期を二年から三年に改正された。

また、県農業会議は会議員（個人）で構成することとされた。

二十九年七月第二回の市町村農業委員会委員の選挙が行われ、ついで八月十二日県農業委員会は解散し、八月十六日県農業会議が発足した。

県農業会議は市町村農業委員会の委員および農業協同組合の理事のうちから互選された者、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、農業協同組合連合会、その他の農業団体の代表者、および学識経験者等をもって構成され、その業務は従来の県農業委員会の所掌事務のほか農政活動が出来るようになつた。

△第二次改正▽

第一次改正により農業団体再編成は一段落したが、三十年四月、河野農林大臣が全国農業会議に対して行った、「現下の町村合併の進行にかんがみ、農政浸透上とするべき方策如何」の諮問に端を発し、再編問題が再燃した。この諮問に対し農協側委員と農業委員会委員の意見が強く対立し、答申についても両者の意見を並記して問題の解決を政府に委ねる

こととなつた。その結果、三十二年四月農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた。主な改正は、次のとおりであった。

一 農業委員会は、原則として合併後の市町村の地域にあわせて設置することとし、必要な統合をすすめる規定を整備した

二 従来の選挙委員の定数一〇人ないし一五人を、一〇人ないし四〇人に拡大し、選挙区を設けることとした

三 部会制度を設け、農地部会は必ず設置することとし、他の部会は任意とした。所掌事務の範囲を拡大するとともに、行政機関に対する建議および諮詢について答申を行うことができるようとした

四 県農業会議との連絡協力を増す趣旨から、各市町村ごとに農業委員会で指名する委員の一人を県農業会議の会議員とした

佐賀県農業会議の構成

会議員	委員会	農地部会	農政部会
法律第41条第2項 1号（市町村委員）	49人	11人	14人
2号（農協中央会）	1	—	1
3号（県共済連）	1	—	1
4号（県農協連）	6	—	6
5号（県土改連）	3	—	3
6号（学識経験者）	3	3	—
計	63人	14人	28人

本県では、三十二年七月、第三回の市町村農業委員会の委員選挙（投票率八一・二%）が行われ、つづいて県農業会議は同年八月会則の改正を行い、農地部会・農政部会を設置した。委員会、部会は現在上表のと

おり構成されている。その後、市町村農業委員会委員の任期満了に伴う統一選挙は、公職選挙法の準用をうけ三年毎に実施され、三十五年七月以降五十年七月までに六回行われてきた。

県内市町村農業委員会の選挙委員の総定数は六五四人、選任委員は市町村農業協同組合からの推せん理事六八人、農業共済組合の推せん理事四五六人、学識経験者一五二人、計二六五人となっている。

△農業委員会等の活動▽

市町村農業委員会および県農業会議は、農地法により、その区域内の農地・採草放牧地等の利用関係の調整、自作農の創設維持に関する事項、土地改良法にもとづく農地等の交換分合等を処理するほか、その地区の農業に関する各種事務、農政活動を行った。

その主なものとしては、三十三年十二月全国農業委員代表者大会で農業基本法制定促進を決議して、農業委員会系統組織による農業基本法制定促進運動が大々的に展開され、全国農業会議所では調査会を設けて、三十五年九月「農業基本法案」を作成発表した。

三十四年には、農業委員会で農家台帳整備に着手し、当初二三市町村、翌三十五年残りの二八市町村（佐賀市、伊万里市は二か年継続）の農家台帳を作成した。

三十六年には農業就業構造改善対策事業を全市町村農業委員会で着手し、労働力不足に対処して、県・市町村に農業労働力調整協議会を設置した。

基本法農政の一環として第一次農業構造事業が実施され、県農業会議は三十七年から農業構造改善事業促進対策普及渗透事業に着手し、その推進をはかるため構造改善事業推進連絡会を設置した。

また、農民年金の創設については、農業委員会系統組織では早くから必要性を主張して、農政活動の一つの目標として活動してきたが、四〇二年四月「農業者年金制度確立対策要領」を全国農業会議所で決定した。そこで、中央・地方に農業者年金対策協議会を設置して、署名・請願書等の文書活動、資金カンパ運動を活発に行うこととなつた。このため全国大会も三度（四十三、四十四、四十五年）にわたって開催し、農業者の意思を結集し、早期実現の要求を政府、国会に行うとともに、一方では年金の内容を研究して組織としての代案を用意するなど地道な活動を続けた。その結果、四十四年三月「農業者年金基本法案」が国会に提出され、五月可決成立した。

四十六年十二月には、県下市町村農業委員会会長による県農業委員会連絡協議会が発足し、県下農業委員会の所掌事務の管理執行について連絡調整を行うこととした。

四十七年十二月、みかん価格の暴落に際し、県農業会議はみかん価格対策として、輸入関税の発動や各種助成事業の拡大等を決議要望した。

四十八年には農政部会で余り米対策、さらに四十九年三月には家畜飼料の暴騰に對処するため、県農業会議畜産危機回避対策、畜産經營安定化対策等全六項目について要望する等、農政活動を展開してきた。

農業会の解散と農終戦後、連合国総司令部は、二十二年十二月九日、農業協同組合の発足農民解放令として有名な「農地改革に関する覚書」を発表し、これに基づき政府は二十一年三月十五日までに農地改革計画の提出を命ぜられた。

なお、同計画中に「非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の經濟的文化的向上に資する農業協同組合を助長し奨励する計画」を包含すること

を指示された。

このため、政府は農地改革の目標とする自作農主義の補完的担い手としての農業協同組合の設立をはかり、二十二年十一月十九日、農業協同組合法及び農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律を公布し、十二月十五日から施行した。

なお、連合国総司令部天然資源局の覚書には、この法律公布の二十二年十二月十五日から八か月以内、すなわち二十三年八月十四日までに農業会を解散する旨規定するよう要求されていた。

従来、農業会は昭和十八年三月農業団体法の制定により、あらゆる農業団体を統合して農業会とし、市町村長は農業会の会長を兼務できることとなり、県農業会長は主務大臣により任命された。

本県においても、十八年十二月三十日県農業会の設立総会を開き、翌十九年三月中に二市一二〇町村に市町村農業会の設立が終った。これにより、行政機関の長たる市町村長、指導なしし統制機関の農会の長、経済団体の産業組合長の三者が一体化され、全農家を構成員とする強大な組織力をもつて農村に君臨し、戦争中強力な統制経済の基盤となつて活躍した。

しかし、この指令に基づき戦時統制団体の農業会は解体し、農民の自主的組織としての農業協同組合が誕生することとなつた。

これよりさき終戦直後の二十年九月、勅令によって戦時農業団は解散し、全国農業会令が公布施行され、つづいて十二月農業団体法の改正が行われた。当時の支配的な見解としては、新しい農業協同組合は、旧農業会を母体とし、これを民主的に改組すれば足りると考えられていた。

△農業協同組合の設立▽

二十二年十二月六日、農業協同組合関係の法律施行に関する農林事務次官通達により、各都道府県に農業協同組合課をおき、次の事務を行うよう指示された。

一 農業団体の解散

二 農業協同組合の育成指導

三 農業団体および農業協同組合の監査

四 農村工業、農業金融その他組合事業の指導等の事務を行う同年十二月二十七日、本県においては知事名により各地方事務所長および各種農業団体長に対し、農業協同組合設立指導について、次のような指示を行つた。

「農業協同組合法の趣旨普及については種々御協力を煩して居りますが、此のことについて農林省においても各農家に普及徹底させるため農業協同組合のイロハを各農家に配布することになつてゐる。右印刷物は近く地方事務所を通じて配布される予定であるので、これが各農家に配布され、農民自身が法に対する理解が充分徹底するまで、農業会の解散準備総会や農業協同組合設立の具体的な準備をしないよう指導されたく御依頼する。迫つて設立準備会は農業会の解散準備総会後開催するよう指導されたく申添る」

県はこれより前、二十二年十一月十八日農地改革と開拓事業を推進するため農地部を設置したが、さらに二十三年一月一日農林部を設置し、全国農業会令が公布施行され、つづいて十二月農業団体法の改正が行われた。当時の支配的な見解としては、新しい農業協同組合は、旧農業会を母体とし、これを民主的に改組すれば足りると考えられていた。

このような動きをうけて、二十三年三月二十二日、嚴木村（嚴木町）、

県内の昭和24年度末組合一覧
昭和24年度末現在

組合別	内容		計
	出資	非出資	
県連合会	6	11	133
郡総開拓実業農畜養飼農村工業部	11	74	20
農業協同組合	133	4	8
農業生産部	5	1	1
畜産部	13	3	3
養飼部	4	2	4
農業部	1	1	1
農業部	3	—	2
農業部	2	—	1
農業部	—	—	2
農業部	1	—	2
農業部	2	—	60
農業部	1	1	3
農業部	2	—	3
農業部	1	—	326
農業部	181	(164)	(309)
農業部	145	(145)	326
農業部	1	1	326
農業部	181	(164)	(309)

注：農業協同組合要覧(27年度)による。
計の()内は県・郡連合会を除いたもの

東川副村（諸富町）、嬉野町、玉島村（浜玉町）の四農業協同組合が初認可された。ひきつづき二十四年三月末までには県下一二三の総合農協が設立された。

また、この他に開拓農協七四、果実農協二〇、畜産農協八、養飼農協

一、酪農農協三、開拓農村工業農協四、農村工業農協一、養飼農協二などの特殊農協も設立された。

一方、県農業協同組合連合会は、二十三年八月四日指導連、信用連、

販売連、購買連、園芸販売連、畜産販売連、養蚕販売連の七連合会が設立され、同時に県農業会は解体し、その資産はそれぞれの連合会にひきつがれた。また十月には県開拓連も設立された。二十四年九月園芸販売連・養蚕販売連は販売連に吸収合併、畜産販売連は解散し、二十五年県果実農協連（のち、園芸連に改組）が発足し、その結果、県連合会は六団体となつた。

農業協同組合 農協設立後間もない、二十三年十二月二十八日、連合の再建整備 国総司令部は、「経済安定九原則」の実施を指令した。

九原則は単一為替レート（一ドル＝三六〇円）を設定し、予算の均衡、税の強化、輸出増加、生産増強、食糧集荷の効率化等をはかり、インフレを抑制し、日本経済を安定することを目的とした。

このため、農業は深刻な影響を受けた。まず、二十三年産米の二十四年に入ってからの超過供出（本県の場合、七、〇〇〇石追加供出割当）、二十四年産米政府買入価格の低い決定、超過供出米の価格引下げが行われ、輸入食糧の増大は食糧事情を緩和し、農産物の自由価格が下落した。

また、超均衡予算は農林関係補助金の削減、公共事業の停滞となり、反面、農家に対する所得税は前年度より増加した。二十四年度の農家経済は赤字となり、農協系統金融機関の預金も低下し、農協経営は悪化した。

二十四年三月末までに農協・同連合会は設立を完了したが、幾多の問題を内蔵していた。

主な問題は、次のとおりであった。

一 組合の分立傾向による規模・自己資本の過小

二 経営管理知識の不足と未熟な新役員陣

三 戦時中の空白による組合意識の低下

四 農業会の不良資産の引き継ぎとインフレ下の経営混乱

このような内外の要因が相まって、農協経営は、経済情勢の激変にあって、大きな打撃をうけた。

まず購買事業では、各種配給物資の統制解除と一般的価格の低下で、インフレ期に仕入れた資材が固定在庫化した。販売事業では、販売品の統制解除と不況のため、販売債権の固定化、また固定資産・在庫品・売掛金等が増大して、資金面での固定がはなはだしくなつた。

これらは貯金の内部流用で賄われていたため、農協の信用事業は大き

昭和24年度単位総合農業協同組合の決算状況

区 分	全 国		佐 賀	
	実 数	%	実 数	%
剩余も欠損も出さなかった組合数	419	3.7	3	2.2
剩余金を出した組合数	6,025	53.0	36	27.0
欠損金を出した組合数	4,973	43.3	94	70.7
合 計	11,381	100.0	133	100.0

資料：農林省農業協同組合部「第2次農業協同組合」

な圧迫を受けた。

また、農家経済の悪化や地方公共団体への貸出増加で、回収難と貯金減少も加わり、農協は重大な危機に直面した。

農林省農業協同組合部編「第二次農業

協同組合表」により、二十四年度単位総合農業協同組合の決算状況をみると、全国では欠損金を出した組合数は全組合の四三%を占め、本県の場合はこれをはるかに上回る七〇%であった。

また、一組合当たりの欠損金も、全国平均に比較し、佐賀県の場合二倍強となっていた。

二十五年には全国的に農協の貯金払戻停止組合が発生し、その数は年度内で全組合数の平均五・六%に達した。

県内でも二十五年四月には貯金の払戻しの制限をする農協が十余農協に達し、十二月には五農協が貯金払戻の停止をするに至った。同年九月、農は端境期の農協金融救済のため歳計余裕金一、〇〇〇万円を預託した。

このような事態に対処して、二十五年十一月十六日、農業協同組合財務処理基準令が公布され、組合財務の安定基準が設定されることとも、農協運営への行政手の監督権が強化された。

さらに不振組合への国の財政等の援助措置として、二十六年四月、農

林漁業組合再建整備法が制定された。

これによれば、農協經營を再建しようとする組合は、再建整備計画をたて、五か年以内に固定化債権、在庫品の流動化をすすめ、増資によって欠損金および固定資産の合計額をこえる自己資本を充実しなければならなかつた。

本県では、総合農協一三三組合中、三五組合と県經濟連・県開拓連の二連合会が再建整備法の適用組合となつた。

再建整備の指定日の二十六年三月三十一日と最終年度の三十二年度末の農協の財務内容は、固定化債権六%、固定化在庫三%といずれも減少し流動化が進んだ。

なお、再建整備組合に対しては次の助成措置が行われた。

一 増資奨励金

自己資本の充実をはかるため、払込済出資金や出資予約金の増加したものに対する

再建整備不達成の項目別内容

単位：千円

区 分	組合数	金 領	一組合 平均	備考 (指定日現在 の一組合平均)
自己資本不足の解消していないもの	10	59,124	5,915	3,370
固定化資金の流動化していないもの	14	5,356	380	3,010
信用事業よりの内部流用過大なもの	15	87,155	5,800	—
新固定化債権中担保のないもの保有	17	34,746	2,400	—
欠 損 金 の 保 有	15	78,884	5,250	2,030

注：1. 備考欄の指定日現在の一組合平均は、再建整備対象組合全体の平均

2. 欠損金の解消は再建整備の目標ではないが、参考までに掲げた

資料：1. 県農政課

一、四五〇万八、〇〇〇円で、一組合平均四一万五、〇〇〇円であつた。

二 固定化利子補給金

固定化債権や固定化在庫品の流動化をはかり、かつ、その金利の重圧を排除するため、該当金額に対する利子相当額を三か年間、その回収や換金実績に応じて交付し、三五組合への交付額は五七三万円で、一組合平均一六万四、〇〇〇円であった。

以上のような助成措置にもかかわらず、結果として再建整備はその目標達成ができず、財務内容の好転に過ぎなかつたものもあり、三五組合中目標達成組合は一六、未達成組合一九であつた。

県農業協同組合連 県購買農業協同組合連合会は、二十三年度現在県合会の再建整備 農業会からの引継ぎによる繰越在庫約一億一、〇〇〇万円をかかえて、処分は困難をきわめた。

二十四年度末には在庫品七、六七〇万円、未整理購買品四、一三三万円の計一億一、八〇〇万円で、県信連からの借入金も一億四、〇〇〇万円となり、いづれも前年度より増加し、欠損金は七、一五〇万円にのぼつた。

また、二十四年八月、園芸販売連・養蚕販売連を吸収合併した県販売連も設立二年目で早くも赤字を出し、経営に行きづまりをきたし、県下農協の問題となつた。

二十五年二月、県下農協長大会は、県販売連・県購買連の合併を決議し、新しく農協連整備統合委員会を設置し、農協連再建方策を定めた。

同年九月県販売連・県購買連の合併認可申請書を農林大臣宛に提出し、翌二十六年一月二十日農林大臣の認可を受け、県購買連は合併によ

り解散、県販売連は県購買連を合併し、県經濟連として新たに発足した。

県經濟連は、県購買連・県販売連により合理化をはかつたが、前述の赤字をかかえ、自力による再建の見通しは困難であった。このため、再建整備法の適用を受けるため、九月の臨時総会において再建整備計画の決定可決を行い、同年十月再建整備計画書を農林大臣に提出した。

再建整備計画の基本方針は、次のとおりであった。

一 自己資本の充実

二 固定化債権の整理

三 不稼動資産の整理

四 内部機構の刷新整備

五 事業費支出の縮減と統制

六 借入金の条件緩和による利子負担の軽減

七 県預託金の導入による事業資金の確保と利子負担の軽減

八 組織力の強化と系統利用の促進

九 事業資金の確保

これに基づき、政府が奨励金を交付する期間の三十年度末を目標として、二十六年度から五か年間で再建しようとするものであった。

主な事項として、まず自己資本の充実では、当時、固定資産八、三〇〇万円・欠損金九、七〇〇万円・合計一億八、〇〇〇万円に対し、払込済出資金は一、六〇〇万円で、自己資本不足額は一億六、四〇〇万円のぼつていた。当時、単協に対し全額の直接出資をさせることはできなかつたのです、目標を六、〇〇〇万円とし、第一年度（二十六年度）三、三三三万円、第二年度から三か年で三三三万円ずつ合せて四、三三二万円を増資し、三十年度末合計で六、〇〇〇万円とすることになつた。

た。

次に固定化資産は

債権一億七、二三〇万円を
第一年次 一億五、三五〇万円
" " 二 " 六、四七〇 "
" " 三 " 四、一五〇 "
" " 四 " 一、二五〇 "
の割合で回収することとし、

在庫品 四、〇一〇万円を
第一年度 一、七九六万円
" " 二 " 一、二三一 "
" " 三 " 六七〇 "
" " 四 " 一七一 "
" " 五 " 一五一 "

の割合で処分することになった。

また、当初計画では、これ等に対する増資奨励金一、〇三九万円、固定化資金利子補給金四九一万円、県助成二、五〇〇〇万円、県信連借入金条件緩和二、五〇〇〇万円、県預託金五、〇〇〇万円の運用益六〇〇万円・合計七、一三〇万円の外部援助を受けて、九、七六二万円の欠損金を第一年度(二十六年度)一、八五〇万円、第二年度一、三一〇万円、第三年度二、〇六〇万円、第四年度二、〇七〇万円、第五年度一、九七二万円、合計一億二六二万円補てんし、三十年度末には五〇〇万円の剩余金を出す計画であった。

この計画書を、十月三日増資奨励金および固定化資金利子補給金交付申請書とともに知事の副印をつけて農林大臣に提出した。二十六年十二月三十一日を指定日とし、二十七年三月農林大臣の指定をうけ再建整備

にはいったが、その後若干の計画変更を行った。

同じく、県開拓農業協同組合連合会も指定をうけ、再建整備に着手した。

経済連は、再建整備の第三年度の二十八年度末において、固定債権について二、五九八万円を九三二万円に、固定在庫品について四、〇〇一万円を二、〇〇七万円に、不用固定資産について一、〇二四万円を三七万円に、欠損金について九、七六二万円を六、五一三万円に、固定債務について二億七、三四七万円を八、四四八万円にするなど整備を推進した。

また、経済連ならびに開拓連の再建整備については、増資奨励金・固定化資金利子補給金がそれぞれ左表のとおり交付された。

そして、開拓連は三十二年度末で再建整備が完了した。

経済連は、二十八年度末繰越欠損金六、五一三万円のほか、資産内容の再評価から生じた新規欠損金、その後の長期化債権や不稼動資産等の含み損が内存していたため、計画通りの再建整備は実現し難かった。

全国的にも、県連合会の再建整備は、五か年の期間では再建達成困難なものが多く、その促進をはかるため、二十八年八月連合会だけを対象とした農林漁業組合連合会整備促進法(整促)が定められた。

経済連は、これを機会に再建整備計画を改め、整備促進法の適用をうける

連合会の再建整備に関する助成金 単位:千円

年 度	増 資 奖 励 金		固定化資金利子補給金	
	経 済 連	開 拓 連	経 済 連	開 拓 連
26	2,041	56	3,099	112
27	9,910	104	1,380	67
28	7,840	62	259	22
29	(整備促進) に切替	42	—	—
30	21	—	—	—
計	19,291	235	4,738	201

ため、二十九年十二月二十三日指定申請書を農林大臣あて提出し、二十九年十二月三十一日を指定日として、翌三月十六日に承認された。

整備促進の目標としては、指定日から一〇か年以内に次の条件を達成せねばならなかった。

一 固定した債務の全部の整理

二 欠損金の全部の補てん

経済連の整促は、八年目の三十六年三月三十一日に目標達成の計画であつたが、再建にあたっては内部体制の刷新とともに、傘下農協の経済連への正常出資一億円の達成、全利用契約の締結、その他不採算部門の整理、畜産指導事業の分離等、事業体制の整備が行われた。

その結果、当初計画を一年短縮し、満五年三ヶ月をもって再建を達成し、三十五年三月十五日整備促進完了の臨時総会を開催した。

なお、県信連が経済連の整備を行うのに必要な債務（欠損金に見合う整備借入金）の利息を減免したのに対し、その一部を国・県が補助したが、県信連が減免した利息総額は七、四三六万九、〇〇〇円で、うち国・県の交付額は三、八二二万七、〇〇〇円で五一・四%を占めた。

農業協同組合整備特別措置法による再整備

農業協同組合整備特別措置法による再整備は、その成果が良くなかったので、再度、不振農業協同組合の整備をはかるため、三十一年三月農業協同組合整備特別措置法が公布され、さらに三十二年には前述の再建整備法の期間延長の改正措置もとられた。

特別措置法の対象となる経営不振農協は県内で九組合であった。

九組合の指定日現在の欠損金総額は、五、九一九万八、〇〇〇円で、

一組合当たり六五七万八、〇〇〇円であった。

整備の目標としては指定日から五か年間で次の条件を完備せねばならなかつた。

一 固定した全債務の整備

二 欠損金の全部の補てん

これらの組合に対する助成としては、整備を行うための欠損金に見合う整備借入金に対する利息の一部、五七一万八、〇〇〇円を国・県が補助したが、その割合は、借入金金利につき、年利国二・三三%・県二%であった。

県中央会整促

農業協同組合整備特別措置法の適用をうけている組合組合援助規程以外の著しく経営の困難な組合で、再建の意欲が十分あると認められるもので、県独自の援助規定に基づく農業協同組合整組合の欠損金（県農業協同組合特別整備促進審議会で確認した額）の整備借入金に対する金利の援助を行うとともに、経費の節減をはかるため、整備組合から特別指導員の派遣申請があつた場合の派遣に要する経費、整備計画の樹立・諸調査に要する経費の援助を行つた。

県は農協中央会の金利援助の六分の一にあたる二四二万円を助成した。

農業協同組合の合併

一町村一組合主義の産業組合から、市町村農業会への流れを継承した総合農協も、一町村内に数農協が並立する例もあり（県では九か町村）、農協設立が完了した二十四年頃から過小規模組合解消のため、農協合併が全国的な問題となつた。

その後、不振農協の経営改善のため、三十一年三月、農業協同組合整

備特別措置法が制定された。その中に「知事は農協整備をはかるため必要あるときは合併について協議する旨勧告をすることができる」と規定されたが、同法に基づく国の援助措置は、欠損金に対する利子補給と駐在指導が重点とされていたため、合併についての影響はなかった。

農協合併の進行に対しして大きな影響を与えたものの一つは、二十八年十月施行の町村合併促進法に基づく町村合併であった。

二十八年十二月閣議決定の町村合併基本方針の中で、「関係町村の区域内の公共団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性を速やかに確立すること」とあること。農業協同組合については、同組合が農村経済機関としての機能を充分に果たし得るよう、可能な限り合併を行うものとし、合併不可能の場合においては連絡組織を結成すること」という方針がたてられた。



大型農協合併第1号—唐津市農協

元来、農業に重点のある町村を数年にして三分の一程度の数に統合した町村合併は、農協合併に大きな影響を与え、その後、合併町村も農協合併の促進に乗り出すこととなつた。

また、三十一年度から新農山漁村建設総合対策が実施されるとともに、多くの農協がこの施策による補助事業の実施主体として選ばれた。

この施策の指定地区内に二以上の農協が並存するときは、そのいずれか一つが間接補助事業者とされ、他農協との均衡や、補助対象施設の活用、員外利用について制限する農協法の関係等から、種々の難点が生じた。このため事業指定に際して、県・市町村が区域内農協の合併について強い働きかけを行い、合併の気運が促進された。

三十五年度に農林省が全国的に実施した農協組織調査の結果をみても、府県および県中央会の動向としては合併意欲が著しく、わが国の経済ならびに農村の発展変化に対応して、農協が事業經營を適正かつ能率的に行うためには、合併による經營基盤の強化と拡大をはかる必要が生じた。

本県の三十年代の一三三市町村農協は、町村合併前の旧市町村規模の組合であって、農業発展の推進体としては、組織・事業規模が貧弱で、財務内容も多額の欠損金を有し、經營不振の組合が多く、農協本来の事業を果たしえない状況にあった。

県は、農業協同組合の組織規模の適正化と經營の近代化をすすめるため、三十五年九月、県農業協同組合振興対策委員会設置条例を定めた。これにもとづき設置された委員会は、農業団体強化の基本的考え方および推進方法について種々調査審議した結果、原則として行政区画を地区とする農協合併の促進を答申した。

三十六年三月三十一日農業協同組合合併助成法が制定され、合併につ

合併農協の概況

組合名	合併登記 年月日	合併関係 組合数	正組合員 戸数	役員数 (人)	職員数 (人)	総資本(千円)		経済事業取扱額(千円)	
						総額	うち貯金	購買	販売
塩田	40.10.1	(総) 2	493	16	15	130,765	120,345	20,660	51,419
諸富町	39.7.1	(々) 2	683	12	36	534,300	454,557	75,542	333,865
太良町	40.4.1	(々) 2 (専) 1	1,859	17	60	716,732	499,440	161,961	307,161
多久市	40.4.1	(総) 6	2,382	22	124	1,037,269	334,771	247,144	411,396
唐津市	39.4.1	(々) 7	2,557	23	195	1,479,324	1,185,132	629,311	780,133
上場	41.3.31	(々) 7	3,284	20	170	1,129,284	615,503	526,859	781,609
武雄市	41.3.31	(々) 7	3,903	28	159	1,507,164	1,047,848	330,987	671,702
佐賀市	40.8.2	(々) 10	3,975	35	187	2,563,263	1,933,179	548,997	1,934,157
伊万里市	40.10.1	(々) 10	4,690	30	223	1,874,036	1,456,172	477,296	860,344

いての県および中央会への援助、合併後の組合に対し、事業経営の確立に必要な助成が行われることとなつた。

県は、三十七年十月十五日、県農業協同組合合併助成条例

を定め、合併に関する必要な助成を行うこととした。

三十九年四月一日、唐津市農業協同組合の合併を第一号

に、四十年度末までに、九組合の合併組合が誕生した。

その後、四十一年度以降は必ずしも行政区域にとらわれない広域合併を推進するとともに、広域管農園地の形成に努力

した結果、四十三年度鳥栖基山・三養基・松浦東部・小城郡、四十四年度白石地区・杵島、四十八年度神埼郡の広域合併が行われた。ほかに川副町、久保田町、鹿島市などの同一行政区域内の組合合併も行われた。

組合合併により、合併前の三十五年度に比べて、五十年度末の組合数は、全国平均では約三分の一の四〇%に減少しているのに對し、本県では四分の一の三三%に減少し、合併の進ちょくを示した。

組合の規模でも、全国平均で正組合員戸数一、〇〇〇未満の組合が六六%を占めるのに対し、本県は五九%である。また、全国では三、〇〇五、〇〇〇戸の組合は全組合の四・八%に対し、本県では二〇・五%を占め、組合の大型化が進んだ。

合併助成法は制定以来四回適用期限の延期を行い、現在では五十三年三月三十一日までとされ、県の合併助成条例も四回の改正を行い、五十三年六月三十日が最終期限となっている。

農業協同組合中、二十九年六月、農協法の一部改正によって、新たに中央会の育成強化農協の総合指導機関としての中央会が発足した。これは公共的性格を強く持つものとされ、国の監督保護のもとに国家目的に即応した事業を行うべきものとして性格づけられた。

本県では、二十八年十月、第二回県農協大会で、「体制整備に関する決議」が採択され、翌二十九年四月「県農協拡充三か年計画」が作成された。その内容は、組合組織の整備、経営基盤の確立、事業の拡充推進を三か年で実施するため、「農協出資一〇億円達成」、「農協婦人並びに青年組織の育成」、「総合事業計画の樹立」であった。

この計画推進のため総合指導体制確立の必要性から改正法の施行をまたず、二十九年六月指導連を解散し、任意の県農業協同組合中央会を設立したが、同年十一月一日正式に中央会の発足をみた。

組合の事業組織および管理に関する指導事業は、中央会の最も重要な事業となり、中央会による組合指導体制に一貫性と統一性がもたれることとなつた。

県は、三十年度以降國の制度にもとづき、中央会活動促進に対する助成を行うとともに、引き続き、四十四年度からは制度の改正により、監査事業について助成した。

なお、県の単独事業として三十六年から中央会が実施した農協整備促進利子補給事業に対し、一部助成するとともに、三十七年中央会に設置された農協合併協議会、その後の合併本部の活動に対して補助を行つた。そのほか佐賀駅近くの新農協会館の建設について四十五年五、八〇〇万円の援助を行つた。

合併後の農業協 同年度末の県下農業協同組合の組織と事業内容を同組合の現況 農業基本法制定前の三十五年度と比較すると、組合員数・正組合員戸数はいづれも一〇%内外減少し、反面、職員数は事業

員数・正組合員戸数はいづれも一〇%内外減少し、反面、職員数は事業

拡大に伴い一・八倍と増加している。
事業面では、信用事業において一六倍、貯金額で一、九〇〇億円、貸付金で八五〇億円となり、購買販売事業においても八倍強となつてゐる。

一組合平均においては、合併前と合併後では、正組合員数二・二倍、正組合員戸数二・七倍、職員数においては五・八倍と増加している。また、貯金七〇倍、預金八三倍、貸付金六九倍と著しく拡大し、これに比

農業協同組合の組織、事業、財務の推移

区分			35年	40年	45年	50年	35年を100とした場合		
組織	組合員数	113,232	106,588	95,666	93,011	94	84	82	
	正組合員戸数	74,065	71,514	68,629	67,885	97	93	92	
	役員	1,738	1,535	891	845	88	51	49	
	職員	2,217	3,123	3,838	4,063	141	173	183	
	貯金	(百万円) 11,096	(百万円) 35,367	(百万円) 74,597	(百万円) 189,939	319	672	1,712	
事業	貸付金	5,490	14,416	42,478	84,824	263	774	1,545	
	販売品販売高	12,932	29,154	38,466	94,096	225	297	728	
	購買品供給高	4,457	9,642	18,680	47,189	216	419	1,059	
	共済保有高(長期)	17,593	66,668	201,308	697,575	379	1,144	3,965	
	総資本	(百万円) 15,760	(百万円) 44,580	(百万円) 96,669	(百万円) 233,788	283	613	1,483	
経営	自己資本	937	1,433	3,332	7,163	153	356	764	
	うち出資金	761	1,060	2,627	4,909	140	345	645	
	固定資産	958	2,516	8,979	21,238	263	937	2,217	



県立協同組合講習所 (昭和51年3月改築)

三十日協同組合講習所と名称変更した。

五十一年三月には、佐賀駅高架事業のため佐賀市神野町の講習所敷地の買収とともに、同市高木瀬町東高木に新築移転した。総事業費は二億三、四〇二万円で、そのうち、一億円は農協団体からの寄附金である。

協同組合学校および協同組合講習所の卒業生は五十年度末現在で、

べ、購買品供給高は四〇倍、販売品販売高は二六倍と伸び率がおちているが、いづれも農協合併の効果が著しく、組合の規模の拡大を示している。

(4) 金融と共済

協同組合講習所 県立協同組合講習所は、産業組合の中堅職員の養成機関として、昭和十年四月開設した県立産業組合講習所を前身とし、その後、産業組合中央会佐賀支会、県農業会等に引き継がれた。

二十二年十一月農業協同組合法公布施行後、二十四年に県立協同組合学校設置条例が定められ、県立協同組合学校として発足し、三十二年三月三十日協同組合講習所と名称変更した。

制度金融のうち財政投融資によるものとして、過去には農林漁業復興資金、対日援助見返資金、開拓者融資金、農林漁業資金があつたが、現在は農林漁業金融公庫資金および農業改良資金がある。

資金源が系統資金によるものでは、有畜農家創設資金、農業改良施設資金はその目的を達し、現在は災害資金および農業近代化資金が融資されている。

終戦直後における農村インフレ期に、農村にはばく大きな通貨の滞留し、しばらくの間は農業団体の金融機関は預貯金の増大、内部貸出の停滞、余裕金の増大という状況にあった。戦後の農村の大改革といわれる農地改革は、農業金融にも大きな影響を与えた。すなわち、一つは従来の農地担保金融を消滅させ、不動産担

一、一四三人に達し、その大部分は県下農業協同組合の職員として勤務し、協同組合の発展と本県農林漁業の振興に寄与している。

農林金融の概要 戦後、農林業に対する金融は、大別すれば制度金融と農協系統金融の二大主流が考えられる。

制度金融は、各種の立法措置により発足したもので、資金源を財政投融資にもとづくものと、農協資金を利用するもの、これに利子補給や損失補償あるいは債務保証を行う長期の低利融資の制度が加わる。

系統金融は、農林業者、市町村農業協同組合、県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の間に、貯金または貸付金の流動が行われる農林業団体の組織内金融である。一般融資の他に、二十三年五月創設の農業手形、桑園手形をはじめ、種々の貸付制度が設けられている。

保金融機関の日本勧業銀行、拓殖銀行を商業銀行へ転換させた。

また、當農賃金面での地主金融は崩壊し、戦時統制下では、従前の米穀商、肥料商も勢力を失い、戦後の農家の資金需要はすべて組合金融に集中した。

新たに設立された農業協同組合の組合員は、農地改革で零細化・均質化し、戦前の組合員間の相互金融を困難にし、農耕期には組合員のほぼ全員が資金の借り手となり、組合金融の季節的変動が大きくなつた。さ

年	月	市町村農業会、農協		県農業会、県信連	
		貯金	貸付金	貯金	貸付金
昭和20	3	—	—	235	—
21	6	596	10	494	—
	12	718	—	564	—
23	6	1,261	140	732	67
	12	2,830	460	1,900	71
24	6	2,138	568	823	366
	12	2,108	688	657	433
25	6	1,997	640	662	429
	12	2,255	732	784	420
26	6	2,677	765	1,076	352
	12	2,897	911	1,138	553
27	6	2,985	927	1,157	352
	12	4,559	923	2,660	320
28	6	3,868	1,272	1,524	384
	12	6,494	1,772	4,192	1,072

資料：農林中央金庫50年の歩み

らに大蔵省の預金部資金等の運用に制限が加えられ、農林債券の引受が禁じられたため、系統金融機関は長期低利資金の供給源を失つた。

農業手形の新設 戦後のインフレ抑制の意味で、農地改革により国から小作農家へ売り渡された農地代金が農業部門より吸い上げられたため、当時約一〇〇億円の土地代金が農業手形の新設された。

農村インフレの終息によって、系統金融の季節性に基づく資金繰りの困難が表面化し、資金事情はひっ迫し、二十三年に入り、一層激しくなり貯金の払い戻しに窮する農業会も現われるに至つた。このような米の端境期における資金ひっ迫を緩和するため、二十三年五月一日に農業手形が創設された。

農業手形は、生産資金を調達するため、農産物収穫代金を見返りとして発行される手形で、日本銀行が担保適格手形として認める要件を備えたものである。農業手形制度は、当初、米を対象作物とし、使途は肥料公团配給肥料の購入に限られ、借入限度もその価格以内とされたが、六月四日には農業・農機具・有機質肥料に拡大され、その後、対象作物・資金用途が拡張された。本県における農業手形の取扱高は、二十三年十二月四億円を記録した。なお最終取扱は四十三年九月一日一組合の四二三万円であった。

復興資金 戦後、農林業の復興のため、長期低利資金の融通が急務とされたが、不動産担保金融機関は普通銀行に転換し、系統金融機関は農林債券の預金部等による引受けが停止された。また安定性のある預金が伸び悩んだため、長期資金の貸出は期待できず、このため農林漁業に対する財政投融資は補助金および公共事業費など直接投資が大きな比重を占めざるをえなかつた。

二十三年九月三日、「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置要綱」を閣議決定し、戦後久しく渴望された農林漁業復興のための融資制度が暫定措置として、一応実現をみた。この措置による貸付は二〇億九、〇〇〇万円のうち、本県関係は農業部門八〇〇万円、漁業部門一、八〇〇万円の貸付に過ぎなかつた。

対日援助

農林漁業復興資金は、二十三年度で打ち切られたため、この見返資金

れにかわるものとして、二十四年七月米国対日援助見返資金による融資を行うことを決定し、融資対象事業としては土地改良事業、農業小火力発電、水産物高度利用施設、民有林造林等であり、貸付利率は年七・五%とされ、二十四、二十五年の兩年度で全国で五八四億円が貸付けられたが、うち農林水産関係は一〇億一、四〇〇万円の貸付に過ぎなかつた。

開拓者資金 食糧増産と失業救済を目的として、二十年十一月の閣議決定により緊急開拓事業が実施されたが、開拓者にはわずかな住宅補助金と開墾作業費補助金だけであった。このため當農基盤を整備するための金融対策が要望された。

二十二年二月一日、開拓者資金融通法および開拓者資金融通特別会計法が制定された、國が開拓者に対し、當農資金（貸付利率、年三・六五%，償還期限一五年間）および共同利用施設資金を融資することとなつた。

本県においては、當時、農地部開拓計画課でこれを取り扱つた。年度別の貸付実績は別表の通りであつたが、開拓行政の一般農政移行を契機に四十五、四十六年度にわたり農林漁業金融公庫に承継された。

県開拓者資金貸付実績（組合転貸）

単位：千円

年度	資金名 利 率 %	住宅資金	當農資金	共同施設 資	家畜資金	不振地区 対策資金	當農振興 対策資金	當農改善 金	計
		3.65	3.65	3.65	5.5	3.65	5.5	5.5	
昭和 21		1,841	1,161						3,002
22		6,671	5,605						12,276
23		800	26,975	950					28,725
24			19,098	1,600					20,698
25			12,413	2,150					14,563
26			10,212	600					10,812
27			11,750	810	1,839				14,399
28			19,313	1,200	5,674				26,187
29			25,863	1,000	2,679				29,542
30			24,562		2,128				26,690
31			16,910	950	3,612	306		2,178	23,956
32			11,166	500	4,176	641		800	17,283
33			16,290	650	2,148		5,742.7	1,240	26,070.7
34			23,597	1,200			19,173		43,970
計		9,312	224,915	11,610	22,256	947	24,915.7	4,218	293,173.7

農林漁業資金 二十五年六月、朝鮮動乱が発するや、食糧自給度の向上と民生の安定のため、農林漁業の振興が急務となり、農林漁業に対し長期低利資金を供給する恒久的金融機関の設置が強く要望された。

二十六年三月三十一日に農林漁業資金融通法および農林漁業資金特別会計法が制定され、農林漁業関係者が久しく渴望していた長期低利資金の融資制度が誕生した。

貸付対象 農地牧野の改良・造成・復旧、造林、林道の開発・復旧、

漁港修築復旧、塩田の改良・造成・復旧、共同利用施設

の造成・復旧・取得

貸付の相手 土地改良区、農協、漁協、森林組合等、農林漁業・塩業

を當む個人

利 率 年四%～八%

貸付期間 据え置きを含め最長二五年以内

償還方法 割賦償還

農林漁業金 二十七年四月二十八日、平和条約の発効によって、当時融公庫資金の政策の中心は経済自主体制の確立におかれ、その基盤として食糧自給度の向上のため、国内食糧生産力の増強が高まつた。

当時、食糧増産五か年計画、畜産振興一〇か年計画、蚕糸業振興五か年計画、漁港整備計画など毎年数百億円にのぼる長期資金が必要とされた。

従来の特別会計制度に代る専門的金融機関として、長期金融機関の設置が検討されるに至り、二十七年十二月二十九日、農林漁業金融公庫法が制定され、これに基づき翌二十八年四月一日、農林漁業金融公庫が設立され業務を開始した。同時にそれまでの農林漁業資金特別会計はすべ

て公庫が引継いだ。公庫資金の主な貸付対象事業は土地改良事業・林業・漁業・共同利用施設等、従来の農林漁業資金とほぼ同様であったが、新たに主務大臣が指定するものにも公庫融資ができることになった。

三十年自作農維持創設資金、三十一年新農山漁村建設総合対策事業資金、三十三年非補助小団地等土地改良事業（年三・五%）等低利融資がそれぞれ加えられていった。

なお、同年九月全国に三支店が開設され、本県は九州支店の管轄となり、融資の迅速化と円滑化がはかられた。三十六年には果樹農業振興特別措置法の制定により、果樹の集団的植栽に必要な資金が設けられ、当時、新植ブームの本県のみかん植栽に多大の貢献を与えた。

三十六年六月農業基本法が制定され、その後、農業生産の選択的拡大、農業構造改善の方向に沿つて、公庫資金の諸制度の改正・運用が行われることとなつた。

本県における農林漁業金融公庫資金の貸付残高では、農業部門が多く、九〇%を占め全国平均七四%を上回つた。その中でも土地改良事業関係が発足当初から多く、現在で三九%を占め、最近では農地取得を含めて農業経営構造改善関係が多くなり、四〇%を占めている。業種別貸付金の残高合計は二五一億円である。

災害資金 災害融資制度は、災害によって損失を受けた農林漁業者が、経営の復旧に必要な當農資金を借り入れやすいよう、県・市町村が融資機関に対し、貸付利子軽減のための利子補給や貸付の危険負担のために損失補償を行う制度である。

この制度は、当初、昭和二十八年四月および五月の凍霜害から三十年水害までは各災害の都度融資措置法が制定されて、災害融資が行われて

きた。

その共通的制度の特徴は、

- 一 利子補給・損失補償・債務保証などによって、農協系統などの民間資金を効果的に運用する方式がとられたこと
- 二 農業手形制度などにみられる従来の緊急的・生活補充的性格の金融と異なり、農業経営の合理化や基盤整備を目的とする生産面への政策的性格を濃くした金融制度である

その後、三十年八月五日に一つの基本的授權法ともいべき、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（通称、天災法）が制定され、政令で災害融資の措置ができることになった。これより後は、災害の発生のつど、状況に応じて被害地域を政令で指定し、迅速かつ適切な融資が出来ることとなつた。

本県の戦後農林水産業の災害に対する災害融資の実績は、三十年代の災害発生が多かった。

農業改良資金 昭和二十三年、国および県の共同事業としての、農業改良普及事業が発足し、農業改良普及員は農家および部落を対象に、新しい農業技術・生活改善の普及活動を開拓して行つた。

農業者の経営拡大と技術進歩がひいては経営資金需要の拡大となり、三十一年五月十二日農業改良資金助成法が制定され、新しい制度が発足したが、この資金は他の農業に関する融資制度と異っている。すなわち一 農業技術の普及浸透を援助するため、財政資金による無利子貸付である

- 二 普及計画に基づく普及活動と一体的に推進される融資制度である

当初は、新技術導入に必要な技術導入資金と、農業経営改良のため必

要な施設資金の二本立であった。

無利子の技術導入資金は、県が直接貸付を行い、施設資金については貸付を行う金融機関に、その債務を県が保証するとともに、貸付利子低減のため利子補給を行つてきた。この農業改良資金の貸付・償還の金庫業務を取扱うため、農業金庫を県信用農業協同組合連合会に設置した。

その後、施設資金は三十六年農業近代化資金制度の発足とともに、これに吸收され、また、三十九年の法律改正に伴い、新しい農業生活改善資金と農業後継者育成資金が追加された。

本県における貸付の比率は技術導入三六%、生活改善一五%、後継者対策四九%で、後継者対策では全国平均三六%を上回つてている。

農業近代化資金 三十六年六月農業基本法が制定され、新施策の具体化のため、多くの関連法が成立した。そのなかで、農業近代化資金助成法は、農業者が農業の資本設備の高度化および農業経営の近代化をはかるため、必要な長期低利資金を借り入れやすいよう、農協等の金融機関による農林金融公庫資金と並んで農林業に対する制度金融の二大基幹となつた。

三十六年度資金枠三〇〇億円（本県貸付予定額五億八、〇〇〇万円）で発足した農業近代化資金は、その後、貸付対象事業の追加、貸付限度額の引上げ等により逐次資金需要は増大し、五十年度には資金枠は四、四五億円（本県、九〇億円）となつた。

五十一年三月末の本県の農業近代化資金貸付残高は二一四億六、七〇〇万円となつてゐる。

なお融資機関に対し、この資金の債務保証を行うため、三十七年三月

一県農業信用基金協会を設立した。この協会は三十六年十一月制定の農業信用基金協会法に基づき設立されたもので、県、県農協連合会、市町村農協が会員となり出資している。

五十一年三月末の出資額および債務保証額は別表のとおりである。

県独自の二十八年六月末融資制度の豪雨は、県下に未ぞ有の大水害を与えた。被害額は当時二四九億円といわれた。

被害農林漁業者が必要とする復旧への経営資金の貸付は緊急を要し、一方、特別立法措置による災害融資の実施までには時間が必要であったので、本県では七月十三日県水害対策官農緊急資金損失補償条例を制定、公布し、緊急融資を行った。この融資

県農業信用基金協会の会員及び出資金 昭和51年3月末現在 単位：万円、%

会員	会員数	資 金						全国に占める割合	
		佐賀県			全 国				
		農業近代化資金保証	一般資金保証	計	構成比	農業近代化資金保証	一般資金保証	計	構成比
県	1	22,371	3,457	25,827	42.7	976,005	422,842	1,393,847	42.8
市町村	18	648	—	648	1.1	209,902	84,891	294,793	9.0
農協連合会	48	15,661	4,097	19,758	32.7	507,116	373,574	880,690	26.9
	10	12,720	1,492	13,912	23.5	391,224	305,652	696,876	21.3
計	77	51,400	9,046	60,446	100.0	2,084,247	1,186,959	3,271,206	100.0
									1.8

は、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の制定に基づく災害資金に切り替えられた。

農業に対する長期低利資金として、農林漁業資金、自作農維持創設資金、農業改良資金、有畜農家創設資金等法律により制定されたが、これは全国共通の制度で、貸付上の制約・貸付枠の制限等があり、本県農業者の希望に十二分に対応することができなかつた。

そこで独自に県内農協の豊富な貯金を、農業の再生産を目的に還元融資するため、その保証制度を確立することとし、県・県農協連合会・市町村農協がそれぞれ基金を拠出して、財団法人県農業信用基金協会を一二二年八月三十一日農林大臣の認可をうけ設立した。この協会の基本財産八、八〇〇万円・債務保証残高五億二、六〇〇万円は、三十七年法律により設立された社団法人県農業信用基金協会に承継された。

農業の集団化等をはかりながら主産地形成を促進するため、農業者の共同化・協業化等を農業近代化資金が融通され、さらに年一%以上の利子補給の加算を行った市町村へ県は必要な助成(〇・五%)を行うため、三十六年十二月、農業近代化資金融通助成に関する条例を制定した。五十年十二月末残高は三二億五、六〇〇万円で、市町村の利子補給額は二、九七九万円、県助成額は一、二七五万円であった。

四十二年八月公害対策基本法が制定され、ついで大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音防止法等関連法規が制定された。農業および関連事業の経営、なかんずく畜産經營ではこれより発生する悪臭や、汚水の公害防止に必要な施設を整備することが、緊急性を帯びていた。

四十六年十一月、県農業公害防止施設整備資金利子補給金交付規則を定め、農家等が公害防止の施設を整備するため、農業近代化資金または農林漁業金融公庫資金を借り入れた場合、農業が他産業に比べて収益性が低い等の理由から、利子負担を除き無利子となるよう県が利子補給をすることとし、現在継続して実施している。なお、五十一年三月末残高は一億六、三〇〇万円で、利子補給実績は六九九万円である。

農業共済制度 昭和八年米穀統制法が制定され、米価安定対策は確立したが、災害による収入減を補てんするための対策等はなされていなかった。このため、水田不作の際の小作料との関連などから、十三年に農業保険法が発足した。

しかし、戦後、米麦の増産上、減入に対する再生産を続行できるまでの補てんや、農地改革が実施された結果、地主小作料保険として役割が減少し、農業保険の役割がなくなつた。このため、農業保険法と家畜保険法（昭和四年制定）を吸収して、二十二年に現行の農業災害補償法が発足した。これは農業者の不慮の事故によって受けることのある損失を補てんして農業所得を確保し、農業経営の安定をはかり、ひいては農業生産力の発展に資することを目的とする固有の制度である。この制度は、農地・農業用施設・共同利用施設等に対する補助金、利子補給を行う天災融資などとともに、農業災害対策として重要な柱である。

また、その役割を十分に果たすことができるよう特別の工夫がなされている。国の再保険、農作物・蚕けん共済が当然加入、掛金の一部国庫負担、基幹事務費の国庫負担がそれである。

二十二年に制度が発足し、五十年までに一八回の改正がなされ、共済目的として、二十四年建物共済、四十八年果樹共済が追加された。ま

た、掛金国庫負担は、農作物共済・家畜共済において著しく改善され、農作物共済の最高補てん割合が高くなるなど、農家補償の充実と農家負担の軽減がはかられた。

△県内農業共済団体組織とその整備▽

農業災害補償法が施行され、一二二市町村農業共済組合が設立され、県段階では、二十三年六月県農業保険組合が設立、翌二十四年八月に県農業共済組合の組織整備が行われ、三十三年市町村と同数の四九組合となつた。

三十二年、農業災害補償法の一部改正により、事業基盤の弱小な組合事業運営の改善をはかるため、市町村へ移譲する途が開かれ、本県では、三十六年浜玉町、四十年佐賀市、諸富町にそれぞれ移譲された。

四十五年以降、人件費の上昇、事業運営の増大傾向などから、国では、広域合併の推進を提唱した。これに呼応して本県でも原則として市郡単位の八地区を目標として、四十六年度から四十九年度まで第一次県農業共済組合等広域合併、五十年度から第二次広域合併を推進し、五十年度までに伊万里・有田地区（四十七年七月一日）、武雄地区（四十九年七月一日）、三養基（五十年三月三十一日）に合併組合が新設された。その結果、県内では三九農業共済組合と三市町村の組合となり、計四二組合等となつた。

△災害に対する補償▽

この共済制度は、農作物の風水害・冷害・病虫害などによる減收、家畜の死廃、傷病などが発生した場合、農家に災害に見合う共済金を支払う、農家経営の安定に大きく寄与してきた。とくに次の年産については、台風・冷害・長雨などの被害に、多額の共済金が支払われた。

共済事業別共済金額
単位：百万円

共済目的	共済の種類	共済金額
農作物	水稻	29,039
	麦	2,243
蚕		26
けん		2,417
家		1,087
果		127,952
樹		308
建		
園芸施設		
計		163,074

主な災害に対する共済金の支払状況
単位：万円

農作物	年産	支払共済金	災害
水稻	31	22,054	台風
	32	22,549	水害
	36	21,492	
	42	53,005	
麦	38	64,767	冷害
	45	33,090	長雨害
	47	39,232	
	50	38,032	

て重要なことである。

本県では、この共済金額を引上げるため、三十八年度から四十一年度まで第一次強化運動、四十二年度から四十四年度まで第二次強化運動、四十五年度から四十七年度まで拡充運動、四八年度から五十年度まで

第一次農業を守る完全補償運動が
それぞれ展開された。

この結果、三十八年度総共済金

額約七二億円が五十年度約一、六
三〇億円と著しく増加し、その中
でも建物の共済伸長が著しい。五
十年度における共済目的ごとの共
済金額は上記のとおりである。

農家補償の充実をはかるために

は、減収等が発生した場合に、共

済金を受け取ることも必要ではあ
るがその前に共済目的が共済事故

による損害を生じたとき、組合等
が支払う共済金の最高責任限度額

である共済金額の引上げとともに
に、全農家が共済制度の利益を受
けることが出来るよう引受け率の向
上をはかることがこの事業によつ

参考文献

- 一 農林政策要覧（農林省編）
- 二 農林行政の変遷（農林省編）
- 三 農林省の施策と助成（農林省編）
- 四 佐賀県農地改革史 上・下
- 五 佐賀原干拓史（県耕地協会編）
- 六 佐賀県開拓農業三十年史（県開拓農業三十年史編纂委員会）
- 七 佐賀県食糧行政要覧
- 八 新佐賀度階米づくり運動の歩み（県米づくり推進協議会編）
- 九 新農山漁村建設史（農林省編）
- 一〇 佐賀県農業構造改善事業史
- 一一 佐賀の茶業
- 一二 佐賀県農業試験場七十年史
- 一三 佐賀県酪連二十年史（県酪農業協同組合連合会編）
- 一四 佐賀県農業團体史（県農業協同組合中央会編）
- 一五 農協法の成立過程（協同組合経営研究所編）
- 一六 佐賀県農協三十年のあゆみ（農協創立三十周年記念事業実行委員会編）
- 一七 農林漁業金融公庫二十年史（農林漁業金融公庫編）
- 一八 農林中央金庫史（農林中央金庫編）
- 一九 農林金融の動向（農林省経済局全融編）
- 二〇 農林金融の実情（農林中央金庫編）
- 二一 時事通信「農林経済版」
- 二二 佐賀競馬史（県競馬組合編）
- 二三 佐賀のみかん
- 二四 佐賀の園芸